

海外中小規模工業経済協力調査

(中近東・アフリカ班) 報告書

昭和42年12月

海外技術協力事業団

JICA LIBRARY



1044001[4]

国際協力事業団		
受入 月日	'84. 3. 16	304
		60
登録No.	00496	KE

は し が き

日本政府は、開発途上の国々から要望の多い中小規模工業開発への協力について、効果的方法を見出すべく、現地の状況を調査し、現地関係機関と意見を交換するため、調査団を派遣することとなった。

この調査は、中近東・アフリカ、東南アジアならびに中南米の三地域に分けて行なわれ、今回、政府は、その実施機関である海外技術協力事業団に、中近東・アフリカ地域の調査実施を委託した。

海外技術協力事業団は、日本プラント協会常務理事 官城恭一氏を団長として、中小規模工業関係専門家 5 名からなる調査団を編成した。

調査団は、昭和 42 年 8 月 19 日 東京を出発して、特に中小規模工業に対する協力要請の多いイラン、タンザニアを 24 日間にわたり調査を実施し、今般本報告書を提出する運びとなった。

本報告書の提出に当り、今後わが国の開発途上諸国の中小規模工業に対する協力がより効果的に行なわれ、相手国の発展に寄与し、わが国の中小企業が海外へ進出するための一助となることを願い、併せて、本調査に協力を惜しまれなかつた現地政府 および 民間機関とわが国の政府ならびに関係諸団体に対して厚くお礼申し上げます。

昭和 43 年 1 月

海外技術協力事業団

理事長 渋谷 信 一

目 次

序 論

1. 調査の目的.....	1
2. 調査団の編成.....	1
3. 調査日程	2

総 論

1. イラン・タンザニアおよびケニアに共通している事情.....	4
2. 中小規模工業の成立を阻害している日本側の事情.....	5
3. 現状のままでは市場を失うことになること	6
4. 中小規模工業に対し、日本の採るべき具体的協力体制	6
5. その他重要事項	8

各 論

第Ⅰ編 イ ラ ン

第1章 自然・人口および政治経済	11
第2章 貿易・国際収支および外国為替管理制度	14
第3章 外資優遇措置	25
第4章 金融・資本調達	29
第5章 経済開発計画	37
第6章 電力・輸送等の産業基盤および工業団地	42
第7章 労働・雇用条件	51
第8章 企業進出	53
第9章 関連産業・設備機械および材料部品の入手	54
第10章 工業化の現況	55
第11章 外国企業の進出状況	58
第12章 イランで設立の要望が大である中小規模工業	62

第Ⅱ編 タンザニア

第1章 自然・人口および政治経済	63
第2章 貿易・国際収支および外国為替管理制度	66
第3章 外資優遇措置と国有化問題	87
第4章 金融・資本調達	92
第5章 経済開発5カ年計画	101

第6章	電力・輸送等の産業基盤および作業場アパート	103
第7章	労働・雇用条件	105
第8章	企業進出	107
第9章	関連産業、設備機械および材料部品の入手	109
第10章	工業化の現況	109
第11章	外国企業の進出状況	116
第12章	タンザニアで設立の要望が大である中小規模工業	119

第Ⅲ編 附 録

1.	中小規模工業設立に対する一つの試案	120
2.	参考文献	124

序 論

1. 調査の目的

従来発展途上国の工業開発は、鉄鋼、肥料、セメント、紙パルプ等の比較的大規模な基礎工業部門が主として推進され、その国の政府資金、外国からの援助資金の大部分がこれ等の部門に投入されている傾向がある。しかし、工業的發展には大規模工業部門の発展も必要であるが、調和のとれた中小規模工業部門の発展が不可欠と考えられる。大規模工業に必要な部品の供給や、国民の生活に必要な日用品、雑貨（例えば、なべ、かま、マッチ、鉛筆、陶磁器、自転車、繊維製品等）を生産する所謂、中小規模工業は資金も比較的少なくて済み、雇用吸収率が高く、さらに輸入の減少を可能にする。

以上の観点から、最近わが国に対し、このような中小規模工業の開発に協力してほしいという要請を寄せる国が多くなってきた。これらの要請に対し、日本政府として種々の経済協力を実施して来たのにもかかわらず、成功した例（工場が作られることを成功とここでは言っており、工場が稼動し利益を上げるところまでは考えていない。）は極めて少ないのが現実である。

そこで、この原因がどこにあるかを明らかにするため、発展途上国を訪ね、政府および関係者の意見を聞き、日本政府としてはこの分野に対し、どのような具体的協力方法をとれば成果が上がるのか、その協力方法を発見し、その方法を政府に具申するために調査団が編成された。

調査団は3班作られ、東南アジア、中近東アフリカ、中南米の3方面へ夫々出されることとなり、昭和42年8月19日から9月13日まで第1陣として中近東アフリカ班が調査を行なったものである。

本報告書は、中近東アフリカ班の報告で、対象国はイラン、タンザニアおよびケニアである。

2. 調査団の編成

団 長	みやぎ きょういち 官 城 恭 一	日本プラント協会常務理事兼事務局長
-----	----------------------	-------------------

団 員	いけだ あきら 池 田 彰	全国中小企業団体中央会労働部
-----	------------------	----------------

団 員	ふじい さとる 藤 井 暁	日本輸出入銀行調査役
-----	------------------	------------

団 員	とらみ ゆたか 鳥 海 豊	株式会社 トンボ鉛筆貿易課長
-----	------------------	----------------

団 員	いたくらし しょうご 坂 倉 省 吾	通商産業省貿易振興局経済協力部技術協力課課長補佐
-----	-----------------------	--------------------------

3.調査日程

日順	月／日	行 程
1	8/19	羽田発 テヘラン着
2	8/20	日本大使館と打合わせ ジエトロ、ブラ協、東銀関係商社およびメーカー駐在員と懇談
3	8/21	イラン経済省と打合わせ 相手国側出席者； Dr. Yaganeh（経済次官）以下6名
4	8/22	イラン団地局と打合わせ 相手国側出席者； Dr. Saphafi（団地局局长）以下4名 イラン中央銀行と打合わせ 相手国側出席者； Dr. Hossein Zaim（外資導入促進本部次長）以下2名 イラン計画庁と打合わせ 相手国側出席者； Mr. A. A. Nuban（鉱工業計画局局长）以下3名 イラン Industrial Credit Bank と打合わせ 相手国側出席者； Dr. N. Farman Gormaian（総裁）以下3名
5	8/23	イラン Industrial & Mining Development Bank と打合わせ 相手国側出席者； Mr. Khora djou（総裁）以下2名 General Tipe 社見学
6	8/24	Iran Material 社見学 Para Industrial 社見学
7	8/25	テヘラン発（列車）
8	8/26	アワズ着 イラン団地局アワズ出張所と打合わせ 相手国側出席者； Dr. Khazi（出張所長）以下2名 アワズ工業団地（建設中）見学
9	8/27	イラン団地局アワズ出張所および現地の投資家との懇談 アワズ発 テヘラン着
10	8/28	イラン経済省と最終打合わせ 相手国側出席者； Mr. A. Naganaje（国連アドバイザー）以下2名 Pans Electric 社見学 カラジ小規模工業センター視察
11	8/29	テヘラン発 カイロ着
12	8/30	カイロ発 ダレスサレム着

日順	月／日	行 程
1 3	8/31	日本大使館と打合わせ ジェトロ、関係商社およびメーカー駐在員と懇談、Kamin Manufacturing 社見学
1 4	9 / 1	タンザニア商工省と打合わせ 相手国側出席者； Mr. K. H. Ameir（商工次官）以下 2 名 National Development Corp と打合わせ、 相手国側出席者； Mr. F. M. Kazaura（開発課長） 大蔵省と打合わせ 相手国側出席者； Mr. Mrwei（大蔵次官補）以下 5 名 N. S. I. C. Artisan's Workshop 見学
1 5	9 / 2	タンザニア計画庁と打合わせ タンザニア中央銀行と打合わせ 相手国側出席者； Mr. E. I. M.（総裁）以下 2 名 タンザニア商工省と最終打合わせ 相手国側出席者； Mr. K. H. Amelh（商工次官） Cottage Industries Training Center 見学 日本大使館、ジェトロ、関係商社およびメーカー駐在員と懇談 ダレスサレム商工会議所会頭と懇談
1 6	9 / 3	資料整理
1 7	9 / 4	ダレスサレム発 タンガ着 Kilimanjaro Blanket 社見学 タンガ発 モーシ着（自動車）
1 8	9 / 5	モーシ、アリユーシア附近の工業団地建設予定地区視察
1 9	9 / 6	資料整理
2 0	9 / 7	モーシ発 ナイロビ着（自動車） 日本大使館と打合わせ ケニア商工省と打合わせ ジェトロ、東京銀行、関係商社およびメーカー駐在員と懇談
2 1	9 / 8	ナクール小規模工業訓練センター視察 Kenya Aluminum & Industries Works 社見学
2 2	9 / 9	Kenya Toray Mills 社見学
2 3	9/10	ナイロビ発 ボンベイ着
2 4	9/11	ボンベイ発 東京着

総 論

総 論

発展途上国において、中小規模工業の発展に日本が満足すべき成果を上げえなかったことの原因を探究することが、本調査団の重要任務であることを念頭において、イラン、タンザニア、およびケニアを訪問し、各論に記述する様な種々の角度から調査を行った。（ただし、当初からケニアについては日程上短時日の滞在に過ぎず、重点はイラン、タンザニアに置くことになっていた。）

それぞれの国については、地理的、歴史的、民族的差異から、若干のニュアンスの差はあるが、中小規模工業の生成に関しては多くの共通点が見られ、わが国からそれぞれの国の中小規模工業に対し、協力をを行うための方策には考え方において同一のものがあることを痛感した。

1. イラン、タンザニアおよびケニアに共通している事情

(1) 政府関係者は、中小規模工業の成立発展を望んでいる。

イラン、タンザニアおよびケニアの政府関係者等は、次の理由から、中小規模工業の成立、発展を心から希望している。

(イ) 工業化による経済の発展、国民所得の増大が期待されること。

(ロ) 外貨の節約が可能になること。

(ハ) 雇傭の増加を来すこと。

注目すべきことは、原料となる部品をすべて輸入に仰ぐ単なる組立工場であっても、完成品を輸入するよりは、外貨の節約になり、且つ雇傭も増加することとなるので好ましいとしていることである。そして当初は、単なる組立工場であっても、遂次可能なものから部品の国産化を図って行くという方針を取っている。

(2) 発展途上国側において、各種中小規模工業の発展がなかなか進まない原因

(イ) これら3ヶ国とも、工場を建設し経営する自信のあるEnterpriser（企業家）と技術者が殆んどいない。資本（Local Currencyであるが）を持っている者はかなり存在するが、大部分が商業で蓄積したものであって、これを生産資本に廻すに恵まれるプロジェクトを殆んど持たない。生産資本として投資したい気持は強いから、誰かもうかりそうな工場を建て、それを経営する適任者があれば、それには投資したがっている。

外貨面から見れば、3ヶ国は、現在の所他の多くの発展途上国に較べれば、さほど困っていない。しかし、これら政府は輸入が急増することを警戒しているので、プラント等の重機械類を買い場合は、借款乃至延べ払いを強く要望している。

(ロ) 次に、これらの国で、一定の中小規模工業を企画する場合に、統計資料があまり整備されていないので、製品の需要の測定が困難であり、工場規模の決定が難しい。しかし、輸出入統計（通関統計）はかなり整備されているので、これから或程度の需要の測定は可能である。

(ハ) また、3ヶ国共、人口が少なく、且つ1人当り国民所得が低いので需要が小さく、したがって採算規模に達する中小規模工業を発見することに困難を感じる。

以上述べた3点から、中小規模工業の発達が進まないものと考えられる。

(3) 先進国からの資本参加を希望していること。

前述したように、Enterpriserが殆んどなく、有望なプロジェクトの発見が難しい所か

ら、先進諸国からEnterpriserを迎えて、工場を設立し運営して貰うほか、方法がないことになる。これに対し前述した国内の商業資本を投資して行く訳であるが、政府筋は内心100%の民族資本の産業の成立を望んでいるにもかかわらず、投資家の方では、外貨を多少入れて合併会社にしておかないと、永久にその工場の経営の面倒を見てもらえないと考え、強く外貨の入ってくることを望んでいる。この考え方は、タンザニアの如き社会主義国でも持たれている。タンザニアでは一定の企業の国有化を行なったが、これは既に一段落し、先般(1967年9月16日)私企業に開放される広範な分野のリストが発表されている。このリストに合致する産業については100%民間資本または50%以下(Minority)の政府関係資本との合併で工場設立が可能であることを明らかにしている。勿論この私企業の資本は外資であると否とを問うていない。

したがって、いずれの国も外資を保護する法制を持っており、一定の条件の下に、元本および利潤の送金を保証している。さらに新設企業に対しては税制上の優遇(特別償却、法人税の減免)を行なっている国もある。また土地の安価な取得を世話する等優遇策も講じてあり、この詳細は各論の第3章を参照されたい。

2. 中小規模工業の成立を阻害している日本側の事情

- (1) 中小規模工業のためのプラント供給は金額において比較的小さいにもかかわらず、大規模プラントと同様に現地調査、交渉のための往復渡航費等契約にもちこむまでの経費がかかり、さらに建設、試運転等に技術者の派遣を要する等、少なからざる出費を伴う。したがってプラントコストは割高にならざるを得ない。
- (2) 大規模なプラント輸出に関しては日本の大手の機械メーカーは経験を積み、その体制を整えているが、バラエティーに富んだ中小規模工業に関しては、それをカバーするだけの技術陣を持っていないので、工場の設計見積りが殆んどできない。寧ろ商売にならないから手をつけないと言う方が本当かも知れない。
- (3) 中小規模プラントの設計を行ないうるのは日本のその種の中小規模工業経営者であるが、一部の業種を除いて、経営者が海外に進出しようとする意欲は少なく、寧ろ国内の仕事に追われている例が多い。且つ同種のプラントが発展途上国に出来ることは日本からの輸出を阻害することになると考えて、そのプラントの輸出に反対している業界もある。
- (4) 日本の商社は、以上の背景から、中小プラントについては割高となり手数のかかること、また機械の売り切りと違ってあとあとまで面倒を見ざるを得ずアフターケアの経費もかかることから敬遠しがちである。
- (5) 発展途上国からの中小規模プラントについての引合は、その大部分が投資を伴うものであるが、日本の中小規模経営者は海外に進出しようとする意欲が少ない。その原因は海外に投資するだけの資金の余裕がないこと、海外に派遣する技術者、経営者等の人的余裕がないこと等が考えられる。
- (6) しかし、各方面から説得され、海外に進出しようとする者があっても、日本全体が海外投資に

対し冷淡であることがその現実の障害となっている。政府はプラント輸出に対して積極的な方を講じているが、海外投資については輸銀の融資においても優遇度が低い等積極的であるとは言えない。

以上は要するに、中小規模工業分野で、日本の企業がプラント輸出にしろ、海外進出にしろ、水が低きに流れるように海外に出やすくする政策が欠けており、一言に言えばコマーシャルベースに乗っていないと言える。これをコマーシャルベースに乗せるような政策をとることが、発展途上国における中小規模工業の成立を促進することとなり、最善の経済協力となる。

3. 現状のままでは日本は市場を失うことになること。

- (1) 中小規模プラントに関しては、その引合の殆んどが投資を伴うのであることの背景が以上のことで明らかであろう。したがって機械設備の輸出だけを目的としてその引合に応じていたのでは成果が得られない。また数の少ないプラント輸出のみの引合については、現地調査、建設、技術指導等に要する経費が加わってかなり高額なものとなり、採算上、相手方がためらう結果となっている場合が多い。

一方他の先進諸国はこれらの事情を乗り越えて、着々と発展途上国へ企業進出を行っている。タンザニアの例をとっても次のようである。

ラジオ組立—オランダ、	精 油—イタリー、	織 物—中共、フランス、
製 粉—ケニア、NDC、	かんずめ—英、NDC、	製カン—英、
砂 糖—オランダ、	セメント—英、NDC、	ビール—英、NDC、
タバコ—英、	ホテル—イスラエル、	亜鉛鉄板—印 度、
紙製品—印 度、	ビール—印 度、	

- (2) イラン、タンザニアおよびケニアは共にある企業が生産を開始すると、同種製品の輸入を制限し、または、関税を引き上げその企業を保護する政策を採用している。したがってその製品を輸出している国は輸出の減少乃至は停止という結果になる。しかし現地に出来る工場は当初は、組立工場であるから、部品は輸入に頼らざるを得ないが、この部品は進出した国から輸入されるのが当然の結果となっている。したがって日本から進出しない限り、日本にとって部品の輸出まで出来なくなる結果となる。

4. 中小規模工業に対し日本の採るべき具体的協力体制

日本は資本蓄積が少なく、国力が小さいので先進国並の経済協力や海外への資本進出は困難であるとの議論もあろうが、発展途上国からよせられている、中小規模工業の設立に関する強い要望に応えるためには、以上述べて来た所から必然的に以下に述べる対策が必要となる。(以下の対策の順序は中小規模工業に関するプラント輸出乃至は企業進出の順序にしたがったものである。)

- (1) 要請される中小規模工業に対し、徹底した Feasibility Survey を行なうと共に、その経費は経済協力事業として国費で賄なうこと。

要請される中小規模工業に対し、その製品の需要、工場立地条件、労働条件、収益性等の徹底した調査に基く企業計画は将来の成功につながるものであって、これによって進出の意欲が高め

られる。またこの調査のための渡航費、滞在費等が必要となるが、この負担を日本の企業に負担させることは無理があるので、経済協力事業として国が負担する必要がある。既に現在も相手国の要請があれば、殆んど全額に近く政府が費用を負担する制度（海外中小企業技術協力事業補助金）があるが、これを量的に拡大する必要がある。またプラント協会に補助している中小プラントに対するコンサルタント派遣費（半額補助）は全額補助にすべきであると考え、少なくとも75%補助にすべきである。

イラン、タンザニアおよびケニア3国に対してはその成立を希望する業種（各論第12章参照）のうちとくに有望な業種を各国について3～4種選び、調査団を早急に派遣すべきである。

- (2) 国内にPRを行なって、日本の企業者とくに中小企業者に海外進出の意欲を高めること。
- (3) 中小規模工業の工場設計、見積等を国費で行なう必要があること。海外へ進出する意欲がなく同種企業が発展途上国にできることを欲しない中小規模工業の企業家については、工場設計、見積等を依頼しても心よく行なってもらえない現状（例、自転車、ミシン、玩具、ライター等）に鑑み、その作成を依頼するには実費を支出する必要があるが生ずるが、これも経済協力的観点から経費を支出する必要があると考える。
- (4) 相手国の中小規模工業の発展のために、円借、バンクローン又は延払いを供与する必要があること。

イラン、タンザニアおよびケニア共にある程度は民間資本（勿論Local Currencyであるが）の動員は可能であるが、発展途上国の政府としては外貨の面から設備機械類購入のための円借、バンクローン、延払い等を要求している。

(イ) 円借款

タンザニア、ケニアには現在円借款が与えられているが、中小規模プラントについては、数件まとまらないうと日本側が円借の手続きを進めないとと言われていて、夫々の政府から時間がかかって困るとの苦情を聞いた。折角早くまとまったプロジェクトも後続のプロジェクトの成立を待っていては何時になったら実現できるのかメドが立たず、諸外国から同様の条件の提示があれば、そちらへ乗りかえられる危険も出て来そうである。小さい案件であってもできたものから逐次円借款に乗せて行くことが必要である。

(ロ) バンクローン

イランに於ては、経済省（Ministry for Economic Affairs）が中小規模工業に対し日本からバンクローンを期待したいと強調している。

クレジットラインをイランの銀行に与えて個々のプロジェクトの選定はイラン側にまかせて貰い、日本からの機械の購入に当てたいとしている。先方は非常に熱望しており、日本として考慮するに値すると思われる。何故ならば中小規模プラントは金額も小さいため1件1件

Suppliers Creditに乗せるのは煩瑣であると考えられるからである。

- (イ) 円借款、バンクローンおよび延払（Suppliers Credit）について投資との関係を調整する必要があること。

前述した様に、イラン、タンザニアおよびケニアにおいては工場を運営する技術者がいないため、工場の操業を長期にわたって安定させうよう外国からの資本参加を切望している。したがって中小規模工業関係のプロジェクトは殆んど50%以下の資本参加を要求される。この場合、従来からの日本の考え方は投資を含むプロジェクトは優先順位が低く、単なるプラントの延払い輸出案件が優先されている。とくに円借款においては投資を伴う案件はその適用を好ましくないとする考え方がある。さらに将来論として、投資と単なるプラント輸出と比較して果してどちらが日本のためになるのか、研究する必要がある。資本自由化の叫ばれている折から、さらに、先進国としての将来の外貨収支のあり方から、投資から生ずる利潤収入（資本収入）に重点を置く必要があると考える。まして発展途上国は外資を切望しているのであるから、なおさら投資を奨励すべきである。

面白いことは、相手側が日本業者からの投資（それも10～20%の）を切望する余り、プラントコストにその分を加えても良いからと言う話もあると聞かされている。

- (5) 中小規模工業関係プロジェクトに関して日本企業と相手側の交渉に際し、渡航費、滞在費等の出費に対し補助すること。これは現在も小規模に実行されているのでこの拡大が望まれる。
- (6) 投資を伴う中小規模工業プラント輸出については、その投資に対し優遇策を講ずること。

これは前述した(4)の(イ)にも述べた所を実行して貰うことが大切であるが、さらに、投資に対し政府がそのリスクの半分を負担する制度の確立が望ましい。これは西独において既に実行されている制度であり、主として発展途上国に対する中小規模工業関係に適用されている。但し、この制度は過当競争防止の観点からの運用が必要である。

また、投資保険についても、投資を伴う中小規模工業プラント輸出に対しては保険対象リスクの範囲の拡大、料率の低減等を行なうことが望ましい。

以上(1)から(6)までに掲げた対策は発展途上国に対するわが国の経済協力の具体的方策としてとくに必要なものである。

5. その他の重要事項

(1) イラン国アワーズ（AHWAZ）工業団地について

アワーズは暑い時には摂氏50度にもなる所であるが、工業立地としては優れた所で、ここにイラン政府は工業団地を建設中である。一連の共通施設も設え、電力、ガス、水道等の供給があり、この団地へ日本からの中小規模工業の進出を要望している。団地の詳細については各論に述べているのでここでは省略するが、日本としては早急に有望と思われるプロジェクトを数業種選定してFeasibility Survey Teamを派遣し、その結果により進出企業に呼びかける必要があろう。有望と思われるプロジェクトに次のものがあげられる。

作業衣ほう製、各種スポーツ用品、各種文房具、各種コック類等。

(2) タンザニア国National Development Corporation (N.D.C) について

タンザニアにはNational Development Corporation (N.D.C) という開発会社があって、持株会社の機能と重要産業への設備資金の融資を行なっている。基礎的な重要産

業 (Government Sector) については 60% 以上の株を持ち政府の統制下に置くこと、および興味ある民間産業 (Private Sector) について 50% 以下 (Minority) の資本参加を行なうことを主な方針としている。タンザニアに於いて中小規模工業を行なおうとする場合は先づ NDC にこの工業に投資して貰いたい旨 Contact することが必要である。中小規模工業の殆んどは Private Sector であるから 100% 民間資本でもよいのであるが、NDC に何% かの株式を持って貰うことは政府の援助を受け易く、将来に安心が持てるようである。また NDC は Private Sector には 50% 以上を要求しないことになっており、せいぜい 10~30% 位と予想される。しかしその株の持ち方が変わっており、長期の手形で株を取得し、その企業からの配当で支払って行こうという無手勝流である。タンザニアにおいて仕事をするための「場所代」と考えるべきであろうか。

(3) アフリカナイゼーションとインド、パキスタン系資本 (印僑)

タンザニアおよびケニアはアフリカナイゼーション (アフリカ化政策) を採っており、とくに社会主義の傾向の強いタンザニアではこの傾向が強いと考えられる。タンザニアおよびケニアは流通経済を殆んどインドパキスタン系の人間 (いわゆる印僑) に握られており、政府はこれら印僑の発展を喜ばない傾向がある。所が日本と中小企業を合併で起こそうとする者は殆んど印僑であって、その辺の事情を気にしていたがタンザニア商工省との話し合いで「印僑もタンザニア人である。」と断言している所を見れば、印僑を除外しては経済の発展が考えられないところから必然的に出て来る結論であろう。

また IPS (Industrial Promotion Service) という、アガ・カーン財閥が組織する機構があり、印僑資本を集めて投資することを任務として広く東アフリカ 3 国 (ケニア、ウガンダおよびタンザニア) に於て経済発展に協力している。したがって 3 国の政府もこれを多としており、日本から進出する場合この機構に Contact することも考慮する必要がある。

(4) 東アフリカ 3 国共同市場について

ケニア、タンザニアおよびウガンダの東アフリカ 3 国は旧宗主国から独立して間もない国であり、もとは同一の経済活動下にあった所から、通貨、交通機関、通信設備等に共通的地盤があり独立したものの 3 国共通市場として経済の発展を図ろうとするカンパラ協定 (1964 年) が調印された。しかしその後この協定は修正され、1967 年 7 月調印され、本 11 月から発効する新共同体条約によれば域内関税が課しうることになり、共同市場を目的としながら、内に分裂の萌芽が見られる。われわれ調査団の指摘したいことは、東アフリカ 3 国に進出する日本の企業はこの 3 国を単一市場と見て、3 国を併せた需要に見合った企業規模の工場をある一国に建設することの危険性である。たとえばケニアにマッチ工場を作って、ウガンダ、タンザニアにも売れると考えると甘いのである。ウガンダ、タンザニアはケニアのマッチが安ければ買いが、より安い輸入品が別にあるれば他国から輸入するのである。これで相当痛手を受けた日本からの進出企業も現に存在している。しかしながら、ケニアにマッチの軸木を作る工場を作り、他の 2 国にはケニアから軸木をもって来て箱づめする工場を作るといような関連性を持った進出の仕方は成功す

るものと考えられる。

(5) 日本から進出している企業が日本政府に対する要望事項

- (イ) 投資に前向きな施策を要望しているが、これについては既に詳述した通りである。
- (ロ) 現地運転資金の確保に苦勞が多いので、日本の銀行（特に東京銀行）の進出を切望している
（但し、タンザニアは除く。蓋し銀行国有化を行なった国である。）

各 論 第 I 編

イ ラ ン

第1章 自然・人口および政治経済

1. 面積・気候

面積は約164万平方キロメートルで日本の約4.4倍である。全面積のうち耕地は約10.1%，牧野・森林11.7%，残り78.2%は砂漠・不毛地である。

気候は，北部カスピ海沿岸地帯は亜熱帯で温暖，冬季に雨が多く夏季は乾燥する。中部高原地帯は大陸性気候で乾燥し，寒暑の差が甚しい。ペルシア湾地方は酷暑多湿である。

2. 資源

石油資源は豊富であるが（世界第6位の石油産出国），石油以外では銅，鉛，錫，鉄，クロム，アンチモニー，ニッケル，石炭岩，重晶石，岩塩等が多少ある程度である。

3. 人口

1965年の人口は2,500万人で，増加率は年2.4%である。都市の人口は，1963年米国商務省の調査によると次のようになっている。

都市名	人口	都市名	人口
テヘラン	232万人	シラズ	23万人
ダブリック	39	ケルマンシャー	17
イスファフアン	34	アワズ	13
イジツト	31	ラシト	12
アバダン	30	ハマダン	11

4. 政治・行政・政党

政体は皇帝を元首とする立憲君主制で，王位は世襲である。皇帝は首相の任命議会の召集，解散を行なう。行政権は内閣にあり，内閣は議会に対して責任を負う。行政庁は17省

よりなる。

立法権は議会にあり，議会は2院制である。下院は定員200名で選挙で選出され，任期4年，上院は定員60名で半数は選挙で選出，任期6年である。1963年より婦人にも参政権が与えられた。

地方政治は中央州（テヘラン州）のほか14州に分かれ，内務省が任命する知事によって治められる中央集権制である。

政治は，新イラン党，メルユーン党，マルドム党があるが，新イラン党とメルユーン党が国王を支持し，政情は比較的安定している。

5. 経済の概況

イランのGNPの構成比を見ると，第1－1次のように63年－64年で農林漁業24.2%，それについて商業18.2%，石油採掘および精製業17.7%工業は11.2%となっている。

この表にみられるごとく農林漁業のウエイトは減って来てはいるが，依然としてイラン経済において重要な地位を占めている。しかし，その農業の形態は，何回かの土地改革が行なわれた現在でも非常に非近代的で，土地の大部分は大地主と皇帝，寺等が所有し，農民の60%は小作農である。自作農（40%）の所有する土地は全体の15%にすぎない。主な農産物は，小麦，大麦，米，綿花，茶，タバコ等である。主要畜産品は羊毛，羊腸，皮革等となっている。

第1-1表 国民総生産、国民所得、1人当り国民所得

(単位百万リアル)

区 分	1959/3~ 1960/3	%	1960/3~ 1961/3	%	1961/3~ 1962/3	%	1962/3~ 1963/3	%	1963/3~ 1964/3	%	1965/3~ 1966/3
農 林・漁 業	87,923	28.9	97,838	28.9	100,260	28.1	96,069	26.4	92,636	24.2	
鉱 業	514	0.2	468	0.1	512	0.1	556	0.2	752	0.2	
工 業	27,032	8.9	30,337	9.0	33,047	9.2	36,815	10.1	42,935	11.2	
石油採掘および精製業	46,987	15.5	51,368	15.2	55,306	15.5	62,104	17.1	67,822	17.7	
建 設 業	9,407	3.1	12,014	3.6	11,639	3.3	10,785	3.0	10,928	2.9	
水道および電力業	1,089	0.4	2,001	0.6	2,272	0.6	2,554	0.7	2,850	0.7	
運輸および通信業	20,599	6.8	21,710	6.4	23,114	6.5	24,680	6.8	26,249	6.9	
銀行および保険業	4,169	1.4	5,111	1.5	5,733	1.6	6,134	1.7	6,557	1.7	
商 業	56,197	18.5	65,094	19.2	67,447	18.9	66,824	18.4	69,795	18.2	
貸 業	17,008	5.6	18,581	5.5	20,046	5.6	20,443	5.6	20,998	5.5	
政 府	21,379	7.0	22,162	6.5	23,478	6.6	25,736	7.1	31,261	8.2	
その他 サービス業	13,775	4.6	14,818	4.4	15,403	4.3	15,956	4.4	16,523	4.3	
国 内 総 生 産	306,079		341,502		358,257		368,652		389,308		
間 接 税	17,964	5.9	19,754	5.8	21,773	6.1	22,108	6.1	23,947	6.2	
海外からの所得	-20,283	-6.7	-22,661	-6.7	-23,059	-6.5	-27,107	-7.5	-30,681	-8.0	
国民総生産 (GNP)	303,760	100.0	338,595	100.0	356,971	100.0	363,653	100.0	382,574	100.0	450,000
減価償却 (一)	15,188		16,930		17,848		18,183		19,129		
間 接 税 (一)	17,964		19,754		21,773		22,108		23,947		
国 民 所 得	270,608		301,911		317,350		323,362		339,498		375,000
人 口 (千人)	20,397		20,911		21,440		21,982		22,539		25,000
一人当り国民所得 (リアル)	13,267		14,438		14,802		14,710		15,063		15,000
” (US\$)	176		192		197		196		200		200

(出所) Iran Almanac 1967.

石油産業も重要な意味を持っている。イランは世界第6位の石油産出国（中東ではクエイト、サウジアラビアにつき第3位）で、推定埋蔵量は350億バーレルである。現在、コンソーシアム（英、米、仏、オランダの16社）、NIOC（ナショナル、イラニアン、オイル社、全額政府出資）およびNIOCが許可した8社によって石油の探鉱探掘、精製、販売が行なわれているが、石油に関連する収入が貿易の赤字および財政の赤字をうめる上で大きな役割を果たしている。

工業のウエイトはまだ低いが、第1-1表にみられるごとく着実に上昇し、1963年から1964年にかけては16.6%も伸びている。

GNPについてみると1959-1960年の3,037億リアル（43億ドル）から4年後の1963-1964年の3,893億リアル（55億ドル）へ約28%ふえ、さらにその後の2年間で約15%伸びて1965-1966年には4,500億リアル（64億ドル）に達したものとみられている。

1人当たりの国民所得をみると、1959-1960年の176ドルから1963-1964年には200ドルに上っている。その後人口増加があるので、1965-1966年についても約200ドルとみられている。

非消費者物価指数は、第1-2表にみられるごとく、比較的安定している。

（注：1ドルは約75リアル）

第1-2表 消費者物価指数

区 分	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965
総 合	100.0	107.9	109.6	110.6	111.7	116.7	117.0
食 品	100.0	110.2	112.4	114.2	116.5	124.0	124.0
家(家賃および修理費)	100.0	106.2	105.3	103.1	100.7	102.3	102.2
家 具 類	100.0	106.9	108.7	109.2	105.9	106.0	109.0
電 力 ・ 水 道	100.0	103.5	104.3	107.0	110.7	112.3	107.2
衣 料	100.0	105.3	107.8	108.0	108.2	111.1	111.1
交 通	100.0	105.5	105.4	104.7	103.0	106.0	106.4
医 療	100.0	105.9	110.1	110.6	111.0	115.1	116.1

（出所）Iran Almanac 1967.

第2章 貿易・国際収支および外国為替管理制度

1. 貿易の動向と国際収支

イラン政府は、毎年度初頭に輸出入規則および関税率表を公表して当該年度の貿易政策を実施しているが、常に国内産業の保護、育成、輸出の奨励、消費者の利益擁護の3大項目をその政策の支柱として、とくに国際収支の均衡という形において政策の実現を計ろうと努力している。しかし、最近の輸出入の動きをみると、かかる政府の意図とは全く逆の方向を歩んでいるのが現実の姿である(第2-1表)。すなわち、石油を除く商品の輸出は、1965年度の1.8億ドルから1966年度には1.2億ドルと激減したのに対し、輸入は1965年度の8.8億ドルから1966年度には9.7億ドルと大巾な増大をみせた。この結果、1965年度まで1:5程度で推移してきた輸出規模の輸入規模に対する比率は1966年度に入つて一挙に1:8にまで悪化した。当然のことながら貿易上の入超巾は拡大し、1965年度の6.9億ドルから1966年度には8.5億ドルにも達している。輸出減退の主たる原因は、イランの産業構造上輸出商品がカーペツトを除いては大部分一次産品に依存せざるを得ない現状において、旱魃、虫害など自然条件に大きく影響されたことにあり、一方輸入の増大は、1962年から実施し現在進行中の第3次開発計画が、官・民両部門における投資意欲を刺激、かつ助長し、これによってもたらされた資本財需要の急増に負うところ大であった。

第2-1表 外国貿易

(単位 百万ドル)

区 分	1964/65年度	1965/66年度	1966/67年度
輸 出 (A)	1,204	1,358	1,354
石 油	1,053	1,177	1,232
商 品 (B)	151	181	122
輸 入 (C)	750	878	972
(A) - (C)	454	480	382
(B) - (C)	△599	△687	△850
(C/B)	5.0	4.9	8.0

(出所) International Financial Statistics

貿易収支上の悪化がとくに顕著になっ

たのは1964年度以降のことであるが

かかる現象はイランの国際収支面に大きな影響を与えている。すなわち、1961年度以来、黒字を保持してきた国際収支は1965年度に至って久方振りに赤字に転じた(第2-2表)。1964年度は表面上113百万ドルの黒字を記録したものの、新規石油利権供与による

185百万ドルの石油ボーナスという臨時収入を除外すれば、実質的には72百万ドルの赤字であり、国際収支逆調への転

化は既に1964年度に始まったとみて差支えない。1965年度においても石油ボーナス5百万ドルを考慮すれば70百万ドルの実質赤字であった。イランはそれまで巨額に上る石油収入によって貿易収支上の赤字を埋め、どうにか国際収支面で破綻をきたさないできたが、通常の石油収入では賄い切れぬほど貿易面での赤字巾が拡大するという事態に至ったのである。旁々、外国からの借款も期待されたほどの成果を得られずむしろ返済に追われて長期資本収支が払超に推移したことも逆調要因の一つとして数えられる。1966年度には貿易収支上の赤字巾はなお一層拡大し、経常勘定収支が1億ドルを超す払超となったが、1.5億ドルに上る外国からの借款に助けられて、結局

総合収支では32百万ドルの赤字に止まり、若干の改善がみられた。かかる国際収支の逆調転化は直ちに外貨保有高にもはね返っており、1964年度末の3.5億ドルから、1965年度末には2.7億ドルさらに1966年度末には2.4億ドルと漸減傾向を辿っている。(第2-3表)。

第2-2表 国際収支

(単位百万ドル)

区 分	1964/ 65年度	1965/ 66年度	1966/ 67年度
受 取			
石油関係	769.0	648.5	719.0
(石油収入)	505.0	548.1	608.0
(外貨買付)	79.0	95.4	111.0
(ボーナス)	185.0	5.0	—
商品輸出	90.0	132.0	144.0
貿易外	45.0	77.5	86.0
計	904.0	858.0	949.0
支 出			
商品輸入	632.0	793.6	950.0
貿易外	110.0	124.3	122.0
計	742.0	917.9	1,072.0
經常勘定収支	162.0	△59.9	△123.0
資本勘定収支	△49.0	△5.3	109.0
長期外国借款	9.0	80.5	146.0
短期借款・民間投資	18.0	—	20.0
長期借款返済	△76.0	△82.4	△54.0
短期借款・民間投資返済	—	△3.4	△3.0
誤差脱漏	—	—	△18.0
総合収支	113.0	△65.2	△32.0

第2-3表 金および外貨保有高

(単位百万ドル)

年 次	金	IMF	外国為替	計
1963/64年度末	141	1.8	89	248
1964/65 "	141	—	205	345
1965/66 "	131	17	118	266
1966/67 "	145	17	78	240
1964. 3. 20.	141	18	89	248
6. 20.	141	18	71	230
9. 20.	141	18	68	227
12. 20.	141	—	58	199
1965. 3. 20.	141	—	205	345
6. 20.	141	—	159	300
9. 20.	141	3	120	264
12. 20.	146	3	87	236
1966. 3. 20.	131	17	118	266
6. 20.	132	17	75	224
9. 20.	131	17	116	264
12. 20.	130	17	108	255
1967. 3. 20.	145	17	78	240
6. 20.	145	17	115	277

(出所) International Financial Statistics

(出所) Central Bank of Iran

このような国際収支上の問題をかかえて、イラン政府は、輸入急増の主要因であった資本財輸入のより以上の拡大を抑えるため開発計画のスローダウンに踏み切り、また中央銀行は投資ブームを支えた信用膨脹を抑えるべく金融引締めの方針に転じている。かかる一連の措置は一応その効果を現わし始めてはいるが、今のところ問題が早期に解決される見通しはない。しかし1966年秋以来始められていた石油コンソーシアムとの石油増産交渉が12月に妥結し、これによって①相当規模の石油増産、②1967年以降5年間に亘り総量20百万tの石油のNational Iranian Oil Company (NIOC)への追加引渡し、③利権地域の4分の1の早期返還という基本線が確立したことは一つの明るい材料といえよう。すなわち、増産規模においてイラン側の主張した年率17.5% up は実現しなかったものの、石油収入の面では実質17.5% up の線が確保されたとみられること。これを外貨換算すれば、年間40～50百万ドルの増収が約束されたとみられるからである。

2. 商品輸出の動向

イランの輸出構造を商品別にみると、カーベットを除いてその大部分が一次産品によって占められているのが特徴である（第2-4表）。輸出総額のうち10%以上のウエイトを占めるものは、綿花（1965年28%）、カーベット（同25%）、果物（同13%）であるが、この3商品で全体の60%以上の外貨を稼いでいる（第2-5表）。とくに1965年度におけるこれら商品の輸出の伸びはめざましく、99%にも達する増加寄与率を示した。

しかし、一次産品なかでも綿花など農産物は、気候等の自然条件によってその生産量、品質が大きな影響を受け、したがってこれら産物の輸出は、量的にも金額的にも不安定とならざるを得ないのが通例である。イランにおいても、1964年度には早魃による不作のため綿花の輸出は前年度に比して7%程の減少をみせたのに対し、1965年度には好条件に恵まれて大巾な伸びをみせ、前年度に比し44%の増加となった。1966年度は虫害によってかなりの減退が予想されている。一方カーベットはイランの工芸品としてその古い歴史と品質の良さが、欧米および近隣諸国など海外に安定した需要を保証し、重要な輸出商品となっている。

1965年度には前年度に比較して38%も増加し、1966年度には同じく25%増と何れも前年度実績を大巾に上回る着実な伸びを示している。また、近年開発が押し進められている鉱物資源の輸出が伸長してきているのも注目に値しよう。1965年には全体に占めるウエイトは6%に上昇し、前記3商品に次ぐ第4の輸出商品に育ちつつある。

第2-4表 特殊分類別輸出構成

(%)

区分	1963/ 64年度	1964/ 65年度	1965/ 66年度	1966 (3-9)
農産物	41.4	41.0	41.0	38.5
(農業)	29.8	33.0	35.3	29.5
(林業)	1.4	0.8	1.7	1.4
(牧畜)	7.4	4.9	1.8	3.8
(漁業)	2.8	2.3	2.2	3.8
鉱産物	4.0	6.3	6.7	9.0
工業品	55.0	52.7	52.3	52.5
(カーベット)	21.8	27.0	28.4	35.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) Central Bank of Iran

第2-5表 商品別輸出構成(石油を除く)

(単位百万ドル)

品目	1963/ 64年度	1964/ 65年度	1965/ 66年度	1966 (3-9)
綿花	37.7	34.9	50.1	7
カーベット	26.4	36.4	45.4	18
果物	19.2	19.8	23.0	4
鉱石	4.8	8.7	10.7	4
皮革	9.7	12.9	10.1	6
ゴム	3.7	4.7	3.8	2
キャビア	2.6	3.4	3.7	※
羊毛	5.8	5.1	2.7	※
クミン種子	1.7	1.7	1.9	※
家畜	1.4	1.5	1.4	※
木材	0.7	1.1	1.4	※
羊毛	3.2	3.4	0.9	※
米	0.3	1.7	0.6	※
その他	11.0	17.8	25.1	※
計	128.2	153.1	180.8	59

(出所) Central Bank of Iran

注…※印は不詳

3. 商品輸入の動向

イランの輸入構成を特殊分類別にみると、近年資本財輸入の増大傾向がとくに顕著となっているのが特徴である（第2-6表）。資本財の1964年度および1965年度における対前年度比増加率はそれぞれ59%、32%と大巾な伸びを記録し、輸入総額に占めるウエイトは36%から41%へと上昇した。かかる現象は第3次開発計画の進捗に伴って招来した投資ブームを背景とするものであるが、景気の行き過ぎを警戒して政府が採用した開発計画のスローダウン政策、信用膨張を抑えるべく中央銀行によって採られた金融引締め措置などが、必ずしも期待したほどの効果を出していないことを物語っている。資本財とともに原材料・半成品の輸入もかなり増大し、1964年度は前年度に比して34%、1965年度には同じく23%という増加率を示した。一方、消費財は引締め政策をまともに受けて、輸入の伸びは完全に抑えられた。1964年度には41%にも達する対前年度比増加率を示したのに対し、1965年度には逆に0.5%の減少に転じている。

第2-6表 特殊分類別輸入構成

（単位百万ドル）

区 分	1963/64年度	1964/65年度	1965/66年度
資 本 財	169.8 33%	269.2 36%	356.1 41%
原材料・半成品	140.5 28	187.9 26	230.9 27
消 費 財	201.2 39	283.0 38	281.6 32
計	511.5 100	740.1 100	868.6 100

（出所） Central Bank of Iran

ウエイトアップがあり、着実な伸びを見せている。食料品輸入は、油脂、砂糖、茶などの調味料、嗜好品が中心で、全体の10%にも満たない程度である。国民の主食である米、小麦については殆んど問題がないと言ってよい。すなわち、米は自給できるばかりでなく、むしろ輸出余力を持っているほどであり、また小麦は、旱魃によって、1964年度に輸入が一時急増したものの、1967年度にはソ連向けに輸出されようとしている。一方繊維製品は、とくに綿織物を中心に国産化が進められ、輸入全体のなかに占めるウエイトは、1960年度の9%から1965年度には僅か2%にまで低下した。

第2-7表 商品別輸入構成

（単位百万ドル）

品 目	1963/ 64年度	1964/ 65年度	1965/ 66年度	1966 年度(3~9)
機 械 類	79.8	118.8	184.5	110
鉄・同製品	54.7	78.9	110.0	57
化学医薬品	46.7	62.5	70.4	37
電 気 機 器	30.6	39.8	53.7	※

資本財のなかでは、機械類と鉄鋼の伸びがとくに著しい（第2-7表）。この両品目の年度間輸入増加寄与率は、1964年度の28%から1965年度には76%に上昇し、輸入総額に占めるウエイトも27%から34%に高まった。電気機器も、1964年度の5%から1965年度の6%へと

4. 相手国別輸出入の動向

まずイラン貿易の地域別構成をみると、先進地域との取引が圧倒的に多く、なかでも輸出が全体の50%前後であるのに対し輸入はおおむね70%を超えているのがとくに目立った現象である（第2-8表）。

これは、先進諸国側からみた場合、

自動車・同部品	20.1	36.6	29.3	11
油 脂	11.6	18.3	27.5	9
砂 糖	29.9	59.1	26.3	9
紙 製 品	14.6	18.6	20.7	10
茶	10.0	9.9	16.9	※
染料	11.3	14.7	16.1	※
タイヤ・チューブ	14.6	12.4	14.7	9
毛 織 物	9.2	12.6	14.7	※
小 麦	11.6	40.9	14.1	※
ガラス製品	4.4	6.3	5.2	※
綿 織 物	1.6	1.7	1.3	※
絹 織 物	9.8	3.0	1.2	※
皮 製 品	0.3	0.2	0.3	※
その他	153.6	208.1	262.6	※
計	513.5	742.4	869.5	442

(出所) Central Bank of Iran

註…※印は不詳

0.7億ドルで第4位にランクされている(第2-9表)。しかし、輸入の輸出に対する比率という角度からみれば、日本を除く先進諸国の平均が7倍程度であるのに対して日本は20倍近い数字に達しており、片貿易是正要求の一番の矢面に立たされている。

第2-8表 地域別貿易構成比

(%)

地域別	1963/64年度		1964/65年度		1965/66年度	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
先進地域 (EEC)	50.9	73.4	45.6	71.1	48.3	75.1
共産圏	22.5	35.8	22.2	33.5	27.0	35.9
低開発地域	26.2	8.0	29.2	7.0	24.0	5.5
合計	22.9	18.6	25.2	21.9	27.7	19.4
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) Central Bank of Iran

のお得意先で、スイス、クエイト、米国がこれに続いている。綿花は、EEC諸国との取引がその大半を占め、日本に対しては相当量の輸出が行なわれている。果物では、米国が首位の座にあり、西独、英国がこれに次いでいる。また輸入先構成では、機械類、鉄鋼、化学品など輸入総額の40%以上を占める所謂重化学工業品が殆んど欧米から供給されている。

日本からの輸入も逐年増大してはいるが、絶対額としては未だ僅少の域を出ていない。日本からの商品のうち、陶磁器、亜鉛鉄板、扇風機、魔法ビン、ミシン、板ガラス、タイヤ・チューブ、モー

カーベット、棉花など2,3の商品を除いては全く目ぼしいものがないこと、イラン最大の輸出商品であるカーベットの市場としては近隣諸国もかなりのウエイトを占めていること、また輸入面ではその中心となっている資本財の殆んどを先進諸国に依存せねばならないことなど、所謂低開発国型産業構造に基因している。毎年度記録する大巾な入超のうちその80%は先進地域との取引から生じているものであるが、これが国際収支上に深刻な影響を与えてくるに及んで、かかる片貿易是正の声が高まってきている。片貿易の状況を1965年度の国別でみると、西独が1.6億ドルで第1位、以下米国1.4億ドル、英国1億ドル、日本は

一方、ソ連をはじめ東欧諸国との間には、近年一連のパートナー貿易協定が締結され、外貨の節約とともに、貿易拡大を通じての自由諸国から共産圏諸国への市場転換が計られている。これは単に片貿易是正ばかりでなく、イランの貿易の欧米一辺倒の是正を目論んだものとして注目されよう。

主要商品の輸出先構成についてみるならば、まずカーベットは西独が最大

ターサイクルなどは、殆んど独占市場の感が強く、その他、毛織物、紙類、化繊原料、鋼管、乾電池、なども激烈な売込み競争のなかでかなりのシェアを占めている（第2-11表）。

トラクター、トラック、農業機械は米国、乗用車、紡織機は西独、深井戸ポンプは英国、電子機器は東独がそれぞれ独占市場を確保し、ボルト・ナットは英国、西独、日本、蓄電池は西独、日本、自動車部品は西独、米国、ウール、ヤーンは台湾、日本、錫鉄板は西独、英国、日本、帯鋼は西独、日本、イタリーがそれぞれ激しいシェア争いを演じている。

第2-9表 相手国別輸出入構成 (単位百万ドル)

国名	1963/64年度			1964/65年度			1965/66年度		
	輸出	輸入	収支	輸出	輸入	収支	輸出	輸入	収支
西独	15.7	108.6	△ 92.9	20.0	144.1	△ 124.1	25.5	182.3	△ 156.8
米国	16.1	83.5	△ 67.4	19.6	131.2	△ 111.6	19.7	156.2	△ 136.5
英国	16.0	76.3	△ 60.3	12.7	102.5	△ 89.8	14.5	115.8	△ 101.3
日本	4.2	37.8	△ 33.6	2.5	47.7	△ 45.2	3.9	72.2	△ 68.3
フランス	5.2	29.7	△ 24.5	5.0	37.5	△ 32.5	7.8	42.8	△ 34.2
ソ連	17.4	24.4	△ 7.0	22.4	31.1	△ 8.7	17.2	41.8	△ 24.6
イタリー	8.7	22.7	△ 14.0	4.5	22.6	△ 17.1	6.3	27.5	△ 21.2
オランダ	2.3	16.7	△ 14.4	2.1	20.8	△ 18.7	5.1	21.8	△ 16.7
その他	42.6	113.9	△ 71.2	64.3	204.8	△ 140.5	80.8	209.1	△ 128.3
計	128.2	513.5	△ 395.6	153.1	742.3	△ 598.1	180.8	869.5	△ 688.7

(出所) Central Bank of Iran

第2-10表 共産圏諸国とのパートナー貿易協定一覧

相手国	締結年月	期間	金額	輸出品	輸入品
ハンガリー	1966年6月	3年	43.9百万ドル	綿花、繊維製品	砂糖鉄、農業機械、
チェコ	1966年7月	3年	53.5	綿花、鉱石、乾果物	紙、繊維機械、建設機械、
				糖蜜	染料
ルーマニア	1966年8月	5年	92.0	原油、綿花、繊維製品	トラクター石油関係各種
					装置、電気機器、自転車
					紙、
ポーランド	1971年1月	4.5年	67.5	綿花、米、乾果物、	農業機械、建設機械、砂
				繊維製品	糖工場、工具類
ブルガリア	1967年2月	1年	7.0	石油、冷蔵庫、	タバコ工場、罐詰工場
				ガスストーブ	
ソ連	1967年2月	5年	540.0	冷蔵庫、ガスストーブ	トラクター、建設機械、
				靴、繊維製品、乾果物	セメント、油脂原料、
					航空材、脂料、

(出所) Iran Almanac, 1967.

第2-11表 主要輸入商品の国別シェア

商 品	年 度	総輸入額 (百万ドル)	主要進出国のシェア(%)
タイヤ・チューブ	1963/64	14.8	英 国(27.4)日 本(23.3)米 国(23.0)
	1964/65	12.7	日 本(38.0)英 国(19.8)米 国(19.2)
	1965/66	14.9	日 本(46.9)英 国(20.0)米 国(13.0)
紙 類	1963/64	11.4	フィンランド(18.1)米 国(11.7)日 本 (4.9)
	1964/65	13.2	日 本(15.2)フィンランド(14.5)米 国(12.0)
	1965/66	15.8	日 本(15.1)フィンランド(14.4)オーストリア(11.8)
化 機 原 料	1963/64	22.0	西 独(31.7)日 本(19.5)イタリー(12.7)
	1964/65	35.5	西 独(24.5)日 本(19.5)イタリー(17.5)
	1965/66	43.2	日 本(24.4)西 独(23.0)イタリー(12.7)
陶 磁 器	1963/64	3.1	日 本(87.1)ソ 連 (5.4)西 独 (3.6)
	1964/65	3.0	日 本(85.7)ソ 連 (4.8)西 独 (4.1)
	1965/66	4.1	日 本(84.6)ソ 連 (3.1)西 独 (2.8)
板 ガ ラ ス	1963/64	1.6	日 本(27.3)ベルギー(26.4)西 独(13.4)
	1964/65	2.2	日 本(35.6)ベルギー(27.2)西 独 (6.5)
	1965/66	2.4	日 本(49.7)ベルギー(8.4)西 独 (7.4)
魔 法 ビ ン	1963/64	0.6	日 本(66.7)香 港(18.4)台 湾 (4.4)
	1964/65	0.7	日 本(68.6)香 港(14.8)台 湾 (7.7)
	1965/66	0.7	日 本(62.1)台 湾(12.5)香 港 (8.9)
亜 鉛 鉄 板	1963/64	3.2	日 本(75.9)西 独 (9.7)英 国 (5.8)
	1964/65	4.9	日 本(75.7)西 独 (9.1)英 国 (7.9)
	1965/66	4.7	日 本(78.3)西 独 (6.9)英 国 (6.6)
ボルト・ナット	1963/64	1.1	英 国(20.4)台 湾(15.6)日 本(13.5)
	1964/65	1.1	英 国(26.2)西 独(17.3)日 本(16.4)
	1965/66	1.5	英 国(23.8)西 独(17.2)日 本(15.4)
深井戸用ポンプ	1963/64	8.6	英 国(36.2)米 国(27.8)日 本 (0.2)
	1964/65	11.0	英 国(36.4)米 国(21.5)日 本 (0.1)
	1965/66	15.8	英 国(35.9)米 国(22.0)日 本 (5.3)
農 業 機 械	1963/64	2.9	日 本(54.6)米 国(14.6)英 国(11.8)
	1964/65	8.9	米 国(31.0)日 本(26.6)西 独(16.3)
	1965/66	6.9	米 国(32.1)英 国(18.9)日 本 (8.4)
紡 織 機	1963/64	4.3	西 独(43.7)英 国(16.9)日 本 (1.0)
	1964/65	6.8	西 独(44.9)英 国(21.7)日 本 (3.4)
	1965/66	9.8	西 独(51.7)日 本(11.6)フランス(10.7)
ミ シ ン	1963/64	2.5	日 本(48.4)英 国(13.5)イタリー(12.3)
	1964/65	2.6	日 本(41.5)イタリー(18.6)東 独(14.6)
	1965/66	2.2	日 本(44.7)東 独(12.2)イタリー(10.9)

乾 電 池	1963/64	1.6	英 国(50.6)日 本(31.9)香 港 (4.7)
	1964/65	1.6	英 国(46.8)日 本(36.6)西 独 (3.5)
	1965/66	2.0	日 本(43.4)英 国(39.8)香 港 (2.4)
扇 風 機	1963/64	1.0	日 本(59.4)香 港(25.1)オランダ(5.7)
	1964/65	1.1	日 本(66.8)香 港 (7.5)オランダ(1.7)
	1965/66	1.4	日 本(64.2)台 湾 (9.5)香 港(25.1)
電 子 機 器	1963/64	5.7	東 独(28.1)オランダ(14.1)日 本 (3.5)
	1964/65	9.9	東 独(45.3)米 国(14.1)日 本 (5.5)
	1965/66	14.0	東 独(56.9)日 本(11.4)英 国 (8.8)
綿 織 物	1963/64	1.6	日 本(78.9)米 国 (3.6)英 国 (3.4)
	1964/65	1.4	ドバイ(33.1)日 本(24.3)オ-マン(15.4)
	1965/66	1.3	ドバイ(55.4)クエイト(23.3)日 本 (6.7)
錫 鉄 板	1963/64	2.1	西 独(25.8)カナダ(24.0)日 本 (0.4)
	1964/65	2.9	西 独(30.0)カナダ(12.8)日 本 (8.6)
	1965/66	3.8	西 独(27.2)英 国(23.2)日 本(17.7)
帯 銅	1963/64	0.5	西 独(60.7)ベルギー(9.1)日 本 (0.1)
	1964/65	0.6	西 独(69.8)ベルギー(7.6)日 本 (0.6)
	1965/66	1.3	西 独(33.9)日 本(27.8)イタリー(11.4)
銅 管	1965/66	35.2	日 本(26.9)イタリー(18.7)フランス(14.8)
蓄 電 池	1963/64	1.4	西 独(75.9)英 国 (9.5)日 本 (0.3)
	1964/65	1.7	西 独(80.2)日 本 (9.2)英 国 (7.3)
	1965/66	1.0	西 独(56.4)日 本(30.8)英 国 (9.8)
ト ラ ク タ ー	1963/64	5.3	英 国(27.4)米 国(24.0)日 本 (5.4)
	1964/65	13.6	米 国(34.0)英 国(22.5)日 本 (8.4)
	1965/66	14.8	米 国(34.6)英 国(20.2)日 本 (3.4)
乗 用 車	1963/64	12.9	西 独(49.5)米 国(26.0)日 本 (0.3)
	1964/65	22.6	西 独(40.8)米 国(37.6)日 本 (0.5)
	1965/66	18.3	西 独(56.6)米 国(26.0)日 本 (0.6)
ト ラ ッ ク	1963/64	2.3	米 国(59.8)英 国(19.5)日 本 (2.6)
	1964/65	5.9	米 国(61.1)英 国(11.9)日 本 (5.1)
	1965/66	6.3	米 国(41.3)西 独 (9.5)日 本 (8.0)
自 動 車 部 品	1963/64	9.6	米 国(51.4)西 独(19.8)日 本 (3.0)
	1964/65	11.6	米 国(45.4)西 独(28.0)日 本 (2.5)
	1965/66	13.8	西 独(36.1)米 国(35.7)日 本 (1.7)
モーターサイクル	1963/64	0.5	日 本(37.1)東 独(15.8)米 国(13.0)
	1964/65	1.1	日 本(48.1)東 独(22.0)米 国(7.4)
	1965/66	2.4	日 本(59.8)東 独(12.0)イタリー(9.0)
人 絹 織 物	1963/64	3.6	日 本(72.2)イタリー(66.6)米 国 (5.9)
	1964/65	0.2	日 本(48.9)米 国(24.2)イタリー(0.3)
	1965/66	0.1	米 国(60.9)日 本(12.5)西 独 (7.3)

ウールヤーン	1963/64	6.5	台湾(26.3)イスラエル(14.3)日本(4.0)
	1964/65	7.4	台湾(28.3)イスラエル(15.0)日本(10.0)
	1965/66	10.2	台湾(21.4)日本(20.1)フランス(12.3)
毛織物	1963/64	9.0	英国(44.2)日本(40.4)イタリア(3.8)
	1964/65	12.3	日本(41.6)英国(41.3)イタリア(3.5)
	1965/66	14.4	日本(43.6)英国(36.3)イタリア(2.7)

(出所) Foreign Trade Statistics of Iran

5. 日本の対イラン貿易(日本通関統計による)

1966年の日本にとって、イランは72百万ドルの輸出市場となり、362百万ドルの輸入市場となった(第2-12表)。しかし、石油を除く商品の輸入規模は僅か8百万ドルに過ぎず、石油以外には適当な輸入商品のないことを示している。この事実は貿易の収支面に直接的な影響を及ぼしている。たとえば、石油を含めると290百万ドルの赤字になる貿易収支は、石油を除くと一挙に64百万ドルの黒字に転化する。したがって、イラン側が持ち出す片貿易問題は、常に後者の計算基礎に基づいていることは明白である。

イランとの貿易量は逐年増大してはいるものの、日本の全貿易量のなかに占めるウエイトはまだまだ低く、輸出は0.7%、輸入は3.8%程度に過ぎない(第2-13表)。

第2-12表 日本の対イラン貿易規模

(単位百万ドル)

年次	輸出(A)	輸入(B)	うち 商品(C)	(A-B)	(A-C)
1964年	46.8	202.4	5.6	△155.5	41.2
1965	58.4	246.9	4.3	△188.6	54.1
1966	71.9	362.2	7.9	△290.3	64.0

(出所) 通商白書

第2-13表 日本の貿易におけるイラン市場のウエイト

(単位百万ドル)

年次	総輸出(A)	うち イラン(B)	$\frac{B}{A}$	総輸入(A)	うち イラン(B)	$\frac{B}{A}$
1964年	6,673.2	46.8	0.7%	7,937.5	202.4	2.5%
1965	8,451.7	58.4	0.7	8,169.0	246.9	3.0
1966	9,776.4	71.9	0.7	9,522.7	362.2	3.8

(出所) 通商白書

し、確保する上に容易であったとみるのが妥当と思われる。軽工業品のなかでは、毛織物、ビスコース短繊維、人絹糸などを中心とする繊維品が圧倒的な地位を占めており、その他タイヤ・チューブ、陶磁器なども安定した輸出商品となっている(第2-15表)。とくに人絹糸とタイヤ・チューブは最近増傾向をみせている。重化学工業品では、機械類の伸びが目ざましい(第2-16

輸出の内容をみると近年軽工業品のウエイトが高まり、重化学工業品のウエイトが漸減しているのが特徴として認められる。

(第2-14表)。

かかる現象は、イランの輸入構造上の重化学工業化とは全く逆行するものであるが、これは、日本の場合、重化学工業品よりも軽工業品の方がシェアを獲得

表)。なかでも、二輪自動車、扇風機、ミシン、乗用車など着実に増大している。従来の支柱であった鉄鋼は、現在でもかなりのウェイトを占めてはいるが、内需に優先されて最近では漸減傾向にある。

第2-14表 日本の対イラン特殊分類別輸出構成

(単位百万ドル)

区 分	1964年	1965年	1966年
軽工業品	23.7(50.7%)	30.1(51.5%)	37.5(52.2%)
重化学工業品	23.0(49.2)	28.3(48.5)	34.2(47.5)
その他	0.1(0.1)	0(0)	0.2(0.3)
計	46.8(100.0)	58.4(100.0)	71.9(100.0)

(出所) 通商白書

一方、日本のイランからの輸入を商品別にみると、その殆んどが石油によって占められている(第2-17表)。しかも近年の増大傾向には著しいものがある。石油以外では、綿花、クローム鉱、原皮など大部分は所謂一次産品に限られており、その他特に有望な商品は認められない。

第2-15表 日本の対イラン軽工業品

輸出内訳 (単位百万ドル)

品 目	1964年	1965年	1966年
繊維品	12.9	17.6	22.1
ビスコース短繊維	5.0	5.1	5.6
毛糸	0.9	1.6	2.2
合成繊維糸	1.0	1.7	1.9
人絹糸	0.2	1.1	4.7
絹織物	0.1	0.2	0.3
毛織物	4.7	5.7	5.8
人絹織物	0.1	0.3	0
スフ織物	0.1	0.4	0.1
非金属鉱物製品	2.9	4.0	3.6
陶磁器	2.1	2.7	2.3
板ガラス	0.5	1.0	0.7
その他軽工業品	8.0	8.4	11.9
タイヤ・チューブ	4.8	4.9	8.0
紙・板紙	1.5	1.9	1.1
合 計	23.7	30.1	37.5

(出所) 通商白書

第2-16表 日本の対イラン重化学工業

品輸出内訳 (単位百万ドル)

品 目	1964年	1965年	1966年
化学品	0.7	1.6	2.1
金属品	12.6	14.0	13.3
鉄鋼	10.9	10.5	8.7
亜鉛鉄板	3.0	3.0	2.7
鋼管	7.2	6.2	3.7
機械機器	9.7	12.8	18.7
(機械類)	9.2	11.7	17.0
一般機械	4.4	4.4	6.6
農業機械	2.1	0.9	1.1
ミシン	1.1	1.0	1.3
電気機械	3.1	5.4	7.4
ラジオ受信機	0.2	1.3	0.5
扇風機	0.8	0.9	1.6
輸送機械	1.9	2.4	4.0
自動車	0.3	0.6	1.2
自転車	0.3	0.1	0.1
二輪自動車	0.6	1.3	2.3
精密機械	0.3	0.5	0.8
合 計	23.0	28.3	34.2

(出所) 通商白書

第2-17表 日本の対イラン主要商品別

輸入内訳 (単位百万ドル)

品 目	1964年	1965年	1966年
食料品	0.3	0.2	0.9
原料品	5.3	4.0	6.6
鉱物性燃料	196.8	242.7	354.3
合 計	202.4	246.9	362.2

(出所) 通商白書

1964年7月締結された日本・イラン貿易協定は、1965年7月から1年間の延長をみたが、1966年の第3次協定交渉では、イラン側が一次産品の大量買付け要求を出したため7月以降妥結に至らず目下交渉継続中である。

6. 貿易、為替管理制度

(1) 為替管理

すべての外国為替決済は、中央銀行の為替管理の下に置かれている。輸入許可品目およびこれに伴うサービスに対する支払いのための外国為替は、外国為替銀行において自由に取得できる。外国投資資本の本国送還および利潤の本国送金は、その都度許可の取得を要するが、とくに規制されていない。輸出またはその他の方法により取得した外国為替は、リアルに交換するかまたはその用途を報告しなければならない。

(2) 貿易管理

商品の輸出入は、毎年度経済省によって発表される輸出入規則および関税率表によって管理、実施されているが、その目的とするところは、必要物資の確保、消費者の利益保護、国際収支の均衡維持、国内産業の保護・育成、輸出の振興にある。

イ 輸入規制

- (イ) 輸入品目許可制：輸入品目を「禁止」、「不許可」、「許可」のカテゴリーに分類して輸入品を数量的に規制する。
- (ロ) 関税：毎年度税率表が作成される。
- (ハ) 商業利潤税：これは従量税と従価税があり、議会の承認を必要としないので、関税よりもこの制度が頻繁に利用されてきた。税率は大部分30～80%程度で、最高は225%となっている。
- (ニ) 輸入登録予託金：輸入契約時に、中央銀行に登録予託させ、輸入品が通関したら返還する。予託金のレートは商品によって異なるが、1ドルにつき3～76.50リアルの間で定められている。

ロ 輸出規制

- (イ) 輸出品目許可制：国内で不足している商品の輸出については許可を必要とする。
- (ロ) 輸出補助金：適用範囲が縮小し、現在、マンガン鉱(20%)、皮革(9%)、クローム鉱(7.5%)のみ適用している。
- (ハ) 商業利潤税：若干の消費財と原材料の輸出に課せられる。

(3) 最近の動き

国際収支上の問題が表面化してきたため、一般に管理は厳格化している。共産圏(中共、北朝鮮、アルバニア)からの輸入はすべて特別管理の下に置かれ、商業利潤税は35品目に亘って税率が引き上げられた。代金取立手形によって決済される輸入の登録予託金は倍増され、輸入信用状に対する前払予託金の返還は、輸入品の通関終了まで延長されることになった。

第3章 外資優遇措置

1. 外資に対する基本的態度

イランにおける外資に関する基本法は次に掲げる法律、施行規制および閣議決定という三つの法体系から成立しており、その中で、外資の導入について積極的な態度を明らかにし、また外資の保護に関して前向きの保証を与えている。

(1) Law Concerning the Attraction and prote Protection of Foreign Capital Investments in Iran

(1955年11月制定)

(2) Regalation Implementing the Law on the Attraction and Protectionof Foreign Capital

(1956年4月制定)

(3) Decree of the Counsil of Ministers Regarding the Investment of Foreign Capital

(1962年5月決定)

2. 外資に対する基本的条件

まず、外国投資者の資格としては、外国の国籍を有する個人、民間の企業および団体であることが絶対条件であって、如何なる外国政府もこの私的投資に参加することは許されない。有資格者は、イラン国内における開発、生産、工業、農業または運輸業の目的のために資本投下することが可能であるが、法によって付与される特典を享受するためには、次の三つの基本的条件を満たす必要がある。

(1) イランの民間投資家に対し開放かつ許与されている投資分野に進出すること。

(2) 如何なる独占的権利または特権を伴わないこと。

(3) 民間の所有にかかる資本であって、外国政府は全くそれに参加していないこと。

(注) ここでいう資本とは次のものを対象としている。

イ 外国為替公認銀行を通じて、イランに送金された外国為替

ロ 機械、工具、補充部品、原材料、その他必要物資

ハ 投資計画の実施に当たって使用される陸、海、空の輸送手段

ニ 特 許 権

ホ 生産的事業の建設のため外貨で支払われる技術者の給与

ヘ イランで取得された純利益の全部または一部

3. 外資に対する管理機構・組織

イランにおける外国資本の導入・保護のための組織は次の機構による。

(1) 外資審議会 (The Foreign Investments Board)

中央銀行総裁を議長とし、大蔵、外務、商業、工鉱業各省次官、計画庁長官、テヘラン商業会

議所会頭、外国為替管理委員会議長をそれぞれ委員として構成されており、外国企業の許可申請に対する最終的決定権限、および外資法に基づく諸便益の許与に関する最終的決定権限を有する機関である。

(2) 常設委員会 (The Permanent Committee)

大蔵、外務、工鉱業、商業、労働各省および計画庁の代表者によつて構成され、投資対象プロジェクトに対して第1次審査を行なう機能を有する機関である。

(3) 外国資本誘致保護センター (The Center for the Attraction and Protection of Foreign Investments in Iran)

中央銀行のなかに設置され、外国資本投資に関する調査、調整および執行機関である。投資のための申請等に関してはすべてこのセンターが窓口となっている。

またこのセンターは、依頼に応じ、イランにおける投資に必要な情報を提供する。

4. 外資に対する許可手続

- (1) 申請手続：外国の投資者は、まず、外国資本誘致保護センター（以下単に「センター」と称す）に、申請書を提出しなければならない。申請書はペルシャ語、英語またはフランス語の何れかによることを要し、対象プロジェクトに関する明細書を添付することを要する。
- (2) 審査：投資申請書を受領しだい、センターは当該申請について包括的な報告書を作成し、これを常設委員会に送付する。同委員会はさらに法律的、経済的、工業的および生産的側面から検討を加え、適格であれば承認を与える。センターは、次に報告書と常設委員会の見解を外資審議会に提出する。同審議会は、国の総合的な利害の観点から、慎重に審査を行なう。
- (3) 許可証：外資審議会が肯定的な結論に至った場合、センターは投資許可証発行のための命令書 (decree) を起草する。この命令書草案は、最終的な承認のため商務大臣を通じて閣僚会議に提出される。閣僚会議によって最終的に承認された後、所定の許可証が発給される。

5. 外資による事業形態

イランにおいて私企業を組織し、運営しようとする場合は、その基本法としてイラン商法の適用を受けなければならない。同商法はスイス法の流れをくむものであるが、これによれば次の七つの法人形態について、その特質および責任が規定されている。

- ① 株式会社
- ② 有限責任会社
- ③ 合名会社
- ④ 比例責任会社
- ⑤ 合資会社
- ⑥ 株式合資会社
- ⑦ 協同組合

外国の企業がイランに現地法人を設立する場合には、株式会社または有限責任会社の形態をとっているのが通例であるが、株主間の関係、会社の運営、株式の譲渡、株主の責任等株式会社に關す

る諸規定が一般に外資の性質に適合しているので、外国の投資者にとっては株式会社という形態において進出するのがより得策であろう。株式会社を設立する場合には、少なくとも次の諸点に留意しておく必要がある。

- (1) 金融、保険、運輸、石油生産を目的とする事業を除いて、外資のシェアについてはとくに制限が設けられていない。
- (2) 発起人は最低2人、取締役は3人以上を必要とするが、必ずしもイラン人であることを要しない。
- (3) 有体財産または、無体財産による現物出資も認められているが、少なくとも3分の1は現金出資によることを要する。
- (4) イラン商法には少数株主保護の規定はなく、またそのような慣習も存在しない。したがって、過半数の株式を所有できれば実質的な会社支配を確保できる。

Ⅱ. 外資に対する保護、優遇措置

(1) 利益の外貨送金

手続として、まず貸借対照表と損益計算書を外国資本誘致保護センターに提出する必要がある。センターと外国為替管理局の審査を経て承認されれば許可証が発給され、イランに投下された外貨と同じ通貨で対外送金が可能である。しかしこの際、公租公課の納入がすべて完了し、法定準備金が最初に控除されていることを条件とする。外貨不足の場合でも、最低額は優先的に割当てられる。割当額が不足した場合は、その差額相当額のイラン産品を輸出し、その取得外貨をもって利益送金が可能である。なお、配当には最低1.5%の所得税が課せられる。

ロイヤリティ送金についても同様の手続が必要であり、同様の取扱いを受けるが、所得税については、2.5%の基礎控除があり、残り7.5%について最低1.5%の税率で課税される。

(2) 資本の引上げ

まず、貸借対照表を外国資本誘致保護センターに提出する必要がある。センターは必要な検討を加えた後外資審議会にこれを送付する。同審議会による許可証発給後、3カ月以内に引上げが可能である。ただし、この場合、投資元本の10%相当額は投資者の債務担保として6カ月間移転を留保する必要がある。

引上げ資本が多額でイランの外貨ポジションに影響を及ぼすような場合は、引上げにより長期間を要するが、年間30%の送金は保証されている。

(3) 法的保護

イランに投資される外国資本は、内国民待遇を与えられる。

すなわち、イランの企業に与えられているものと同一の保護、権利、免除および便宜を享受することができる。

また、外資にかかる企業がイラン政府によって収用される場合、政府は3カ月以内の関係当事者からの要求に対し、正当な補償を行なう。

なお、補償に関する管轄裁判所はイランの裁判所に限定されている。

(4) 税の減免措置

イ 法人税

現行の法人税率は、課税所得 100 千リアルまでの 12% から 6 百万リアルを超える所得に対する 50% までの累進方式となっている。株式会社は、純利益の 10% について自動的に減税措置を受けられる。

また経済省が推せんし、閣僚会議の承認が得られれば、製造業、鉱業については、50% の減税が適用される。その外、法人税の 15% が地方税として課税され、また一律 1.5% が商業会議所に納付される建前となっている。

ロ 輸出生産奨励法 (1955 年 1 月)

(イ) 輸出産業、鉱業、製造業に対しては、操業開始後 5 年間は所得税が免除される。

(ロ) 輸出商品用の原材料・半成品に対する輸入関税は、払戻しという形で免除される。

(ハ) 許可された資本投資に関連して必要とされる機械および原材料については、それらが中古品でない限り通常の輸入関税を免除される。

ハ 新規則 (1967 年 6 月)

最近イランにおいても都市集中化の傾向が激しくなったため、政府は地方開発にとくに力を注いでおり、1967 年 6 月新規則を発表した。これによれば、イランの国土を 3 つの工業地域に分割し、それぞれ優遇度に差を設けている。

(イ) テヘランから半径 120 軒以内 優遇措置なし

(ロ) イスファハンから半径 50 軒以内 50% の減税措置

(ハ) 上記以外の地域 100% の免税措置

なお、かかる優遇措置の適用期間は、境界地帯で 10 年、その他は 5 年となっている。

(5) 保護貿易

国内資本、外国資本の別を問わず、国内生産事業の拡大を増進するため、同種競合商品の輸入に当たっては、輸入関税の引上げ措置または輸入の禁止措置を採用している。

第4章 金融・資本調達

1. 金融制度

イランにおいて金融の組織が制度的に確立したのは、通貨、銀行法 (Monetary and Banking Act) が制定された1960年以降のことである。この法律に基づいて Bank Markazi Iran (Central Bank of Iran) が新たに中央銀行として設立され、それまで中央銀行業務と一般商業銀行業務とを兼業してきた Bank Melli Iran (National Bank of Iran) から、銀行券の発行、銀行の監督、金融の調整、政府勘定の保有等中央銀行業務部門の分離移譲を受けた。

また同時に金融政策の決定機関として、通貨・信用審議会 (Currency and Credit Council) が新設された。この審議会は、中央銀行総裁を議長とし、経済関係閣僚 (工鉱業、経済、農業各省大臣)、Bank Melli Iran 総裁、民間銀行代表、商工会議所会頭、その他学識経験者計15名によって構成され、大蔵大臣の管轄下に置かれている。中央銀行は、かかる性格の審議会によって決定された金融政策を単に実施する機能しか有せず、したがって政府から完全に独立した中立の機関と云い難いのが現状である。

中央銀行のほか、現在イランで営業が公認されている銀行は国立銀行7行、民間銀行9行、外国銀行1行、外国との合併銀行8行計25行の多数に上っている。その発展経緯をみると、外国銀行による支配からの脱却を企図して国立銀行の充実が始められたことが明らかである。すなわち、19世紀の後半から20世紀の前半にかけての凡そ半世紀というもの、外国銀行によってイランの経済は完全に支配されていたが、中央銀行業務をイラン人の手に取り戻すべく Bank Melli Iran が1928年に設立された。同行は1932年には中央銀行業務の譲受けを完了し、名実ともにイランの資本による中央銀行として発足したのであるが、その経済各分野に対する機能も強化・拡充し、組織が龐大となるに及んで、特殊部門を次のとおり分離・独立せしめている。現存の国立銀行のうち3行は、その結果として誕生したものである。

1933年: Agricultural and Industrial Bank 独立 (1946年再分離して、一方は Agricultural Credits and Rural Development Bank として独立、他方の Industrial and Mining Bank はさらに1951年 Development Plan Bank に吸収合併され、1956年 Industrial Credit Bank と改称)

1938年: Iran Mortgage Bank 独立

一方 民間商業銀行の歴史はさらに新しい。最初の民間銀行は、1949年に出現した。因みに、1950年現在の銀行数は僅か6行に過ぎなかったが、その内訳は国立銀行4行、民間銀行1行、外国銀行1行であった。その後、1951年～1954年の所謂石油国有化紛争期間中に、民間銀行4行、外国との合併銀行1行が設立されたが、イランの金融機関が経済の成長に応えるべく整備・拡充されたのは、石油紛争の終結によって巨額の石油収入が保証された1955年以降のことである。

あった。1955年9月から開始された第2次7カ年開発計画は、莫大な石油収入に支えられてほぼその目標を達成し、そのため経済は活況を呈するとともに外国貿易はとくに輸入の面で著増傾向を辿った。1958年から1960年にかけてさらに4つの民間銀行が新たに出現したが、所謂地場銀行だけでは、資金量の不足から成長を続ける経済の要請に応えきれず、結局外国銀行への依存も已むなしとして、同期間中に外国との合併銀行が6行も誕生した。この事実は過去の苦い経験から外国銀行の進出にはとくに警戒的であったイラン政府が、むしろ自己による過度の経済成長政策から、従来の姿勢である鎖国的銀行行政の開放体制への転換を余儀なくされたものとして注目に値しよう。しかしこの場合、イラン側は常に50%以上のシェアを確保しており、また1960年のわが国との合併銀行International Bank of Iran and Japanを最後として、以後合併銀行の設立を認めていない。さらに最近の動きとしては、これら合併銀行と親合関係にある地場銀行から合併銀行排斥の運動が起っており、従来外国人によって占められていた合併銀行のManaging Directorのイラン人への移行、Board of Directorsのイラン人によるMajority、運転資金の受入れ制限等中央銀行の指導の下に一連のプレッシャーがかけられている。

2. 金融事情

イランは第2次7カ年開発計画に引続き、1962年9月から第3次開発計画（5年半）を実施したが、1964年には新規石油利権供与による185百万ドルのボーナス収入を主たる財源として、投資計画を当初の1,400億リアルから一挙に2,000億リアルに引上げ本格的な開発に乗り出した。これにより公共部門投資の増大、さらにこれに刺戟されて民間部門投資の活発化がもたらされ、イラン経済は年間成長率10%以上というこれまでにない活況を呈した。かかる好況を支えたのは、石油収入のほか、中央銀行による信用膨脹であった。1964年度および1965年度中における中央銀行の対政府部門貸出純増額は、1963年度の8億リアルに対してそれぞれ62億リアル、134億リアルと激増し、また同期間における対民間部門貸出純増額も1963年度の114億リアルに対してそれぞれ152億リアル、141億リアルと大巾な伸長をみせた。通貨供給量は、1964年度末928億リアル、1965年度末1,062億リアルに達し、前年度末に比較して、それぞれ、13.3%、14.4%の膨脹を示した。物価も、1964年度末の指数で前年同期の水準を4.7%程度上回った。

第3次開発計画では、年率6%の経済成長を見込んでいたから、成長率10%はあまりにも行き過ぎの感が深かった。この景気過熱による破綻が、やがて国際収支面での大巾逆調という形になって顕在化したのはむしろ当然であった。すなわち、1964年度の収支尻は、表面上113百万ドルの黒字を記録したが、石油ボーナスという臨時収入を除けば実質72百万ドルの赤字、また翌1965年度には計数的にも赤字に転換、その巾は65百万ドル程度に止まったものの、石油ボーナス5百万ドル、石油コンソーシアムからの短期借入35百万ドルを勘案すれば、これまた実質105百万ドルの赤字に外ならなかった。かかる大巾な国際収支逆調の原因が、輸入の急増、なかでも投資ブームに基づく資本財の急激な輸入増大にあったことは、1964年度と1965年度に

おける資本財の輸入増加寄与率が、それぞれ44%、68%を示したことから明白である。

このような国際収支上の危機から脱却するため、イラン政府は開発計画のスローダウン、具体的には計画を全面的に再検討し、外国借款ないし外貨の裏付けのないものはすべて延期もしくは見送りにするという態度を打ち出しており、また中央銀行は輸入膨脹、過剰信用供与、物価騰貴などの抑制を目的として、以下の如き一連の金融引締め措置を採用した。

1964年7月：輸入前払予託金（商品別に15%、40%、100%）の中央銀行への再予託

1965年8月：輸入登録予託金2%の新設

1965年9月：民間銀行の預金準備率の引上げ

sight deposits 12% → 15%

savings deposits 7.5% → 10%

time deposits 5% → 10%

1966年8月：① 公定歩合の引上げ 4% → 5%

② 輸入登録予託金の引上げ 2% → 4%

これらの引締め措置は、政府による開発計画のスローダウン政策と相俟って、資本財の輸入増加率の減退を中心とする全体的な輸入の伸び率の鈍化、中央銀行の対政府部門貸出額純減による通貨供給量の膨脹テンポの緩慢化等をもたらし、若干その効果を現わし始めてはいるが、国際収支は1966年度においても依然として32百万ドル程度の赤字は免れず、必ずしも問題は解決されていない。したがって、金融引締め政策のソフト化への転換はこと当分見込まれないばかりでなく、事態はむしろ強化の方向にあると考えられる。

イランにおける一般市中金利は10%程度と従来からかなり高水準であったが、公定歩合の引上げによってさらに1~2.5%上昇したと云われている。また、引締め政策が充分その効果を発揮した場合、金融がより以上タイトになることは想像に難くない。とすれば、企業進出に際して、現地運転資金の調達という問題が、今後は大きくクローズアップされねばならないであろう。

3. 開発関係金融機関

イランの民間工業に対する金融上の援助は、たとえば計画庁（Plan Organization）予算を裏付けとした国立開発金融機関のIndustrial Credit Bank（ICB）による融資というように、従来はすべて政府の機構を通じ、かつ政府の資金によって行われてきた。しかし、第3次開発計画の実施に先立って、イラン政府は、民間の工業投資を促進することが肝要であるとして、そのためには、経験豊富な経営陣を持ち、かつ外国の資本と技術をイランに導入する有力な手段を有する金融機関の設立が望ましいこと、また新規機関は民間の組織でなければならない、と同時にイラン側が50%以上のシェアを留保しつつ欧米の銀行および投資会社に資本参加を要請する必要があるとの構想を固めた。このようないきさつから、また世銀の協力を得て、1959年に民間の中・長期金融機関として設立されたのがIndustrial and Mining Development Bank of Iran（IMDBI）である。

ICBとIMDBIとの業務分野は必ずしも明確に区分されているわけではない。しかし、一方

が政府機関であり、他方が民間機関であるということから、その融資態度に基本的な相違点が見受けられる。すなわち、ICBは、政府の金融機関として国家的見地から投融資の必要があると判断した場合は、対象プロジェクトがある程度危険度の高いものであっても、また非採算性のものであっても取り上げてゆく方針をとっているのに対して、IMDBIは民間の金融機関として完全に健全経営を貫いており、危険度の高いプロジェクト、採算の悪いプロジェクトには手を出さない態度をとっている。イランに企業進出する場合、当然かような中長金融機関に接触してゆく必要があるわけであるが、ICBは合併事業に対して豊富な経験を持っていないと云われている。一方、IMDBIは、それ自体合併銀行であり、また世銀(AID)からの借款の受入れも数多く行なって国際的感覚にも優れ、それに必要なスタッフも充分と聞いている。その事業量から判断して、イラン人経営者と接する機会もICBより数段多いと見受けられる。このことから、合併相手先の選択およびその信用調査において大いに利用価値があるといえることができる。

総論に述べたパークローンの受入れ希望があるのはこのIMDBIである。

両機関の概要は次下のとおり

(1) Industrial Credit Bank (ICB)

- (イ) 性 格：政府金融機関
- (ロ) 設 立：1951年6月 Development Plan Bankとして設立
1956年7月 Indurtrial Credit Bankと改称
- (ハ) 資 本 金：13億リアル（金額計画庁出資）
- (ニ) 目 的：計画庁の実施機関として、イランの経済活動の発展に寄与する工鉱業の設立
既存工場の拡張、完成などに対し、金融上の援助を供与すること。
- (ホ) 業 務：①民間の工鉱業に対する融資
②民間の工鉱業に対する資本参加
③民間の工鉱業のためにする保証

(ヘ) 活動状況（承諾ベース） (百万リアル)

	1962/63年	1963/64年	1964/65年
設備資金融資	40.7	164.8	157.8
運転資金融資	80.0	100.0	217.7
資本参加	—	74.8	238.1
保証	247.7	5.0	12.2

(設備資金融資)業種別融資承諾状況(1964/65年)

	件数	金額(百万リアル)
織物	3	67.2
食料品	9	20.4
金属製品	8	17.3
建築用資材	2	13.5

薬品・化学品	2	12.1
その他	13	27.3
計	37	157.8

(運転資金融資) ICBによるこの種融資は、同行から設備資金融資を受けている場合に限定されている。

(資本参加) 開行以来の投資実績(百万リアル)

	件数	払込済資本金	ICB払込金額
セメント	1	936.0	328.1
砂糖	4	690.4	259.1
機械	1	110.0	53.9
その他	3	16.0	10.0
計	9	1,752.4	651.1

イランでは、工業を投資グループとして次の3に区分している。

- ① 民間の資力で充分な工業
- ② その投資規模から政府に依存せざるを得ない工業、例えば鉄鋼、石油化学等
- ③ 上記2グループの中間的工業、たとえば、砂糖、織物、セメント等

ICBは、この第3のグループに属する工業を資本参加の対象としているが、その目的はあくまでもかかる工業の育成にあるのであって、対象会社が採算にのり、一人歩きできる段階に至った場合は、シェアを売却し、完全に民間の手に移している。

(保証) 民間工業が必要な機械類を国内で調達し、または海外から輸入する場合に負担する債務を保証する。

(f) 融資条件：金利 8%

期間 最高5年(据置 1年)

(g) 主要勘定：(百万リアル)

	1963/64年	1964/65年
資産計	5,478.1	5,737.9
現金	28.4	37.1
中央銀行預金	1,555.0	833.2
民間銀行預金	308.6	291.9
貸付金	1,814.9	2,533.2
投資	366.1	366.1
IMDBI委託貸付	675.8	675.8
IFG資金貸付	29.0	29.5
計画庁資金貸付	62.9	110.9
計画庁資金投資	56.4	271.3

負 債 計	5,478.1	5,737.9
資 本 金	992.0	1,152.0
準 備 金	175.6	209.1
計画庁借入金	3,088.0	2,892.4
I G F 資 金	29.7	29.5
計画庁貸付資金	98.9	148.9
計画庁投資資金	56.4	271.8
保 証	437.8	352.1

(2) Industrial and Mining Development Bank of Iran
(IMDBI)

(イ) 性 格：民間合弁金融機関

(ロ) 設 立：1959年10月14日

(ハ) 資 本 金：480百万リアル

80%：イラン（2,000以上の会社および個人）

20%：外国（欧米の銀行および投資会社20社）

(ニ) 目 的：イランにおける民間の工業，鉱業，運輸業を開発，奨励，促進すること

(ホ) 業 務：① 貸付（リアルまたは外貨による中長期貸付）

② 保 証

③ 投資（対象会社の業績が軌道にのった場合は，資金回転を良くするため出資資金を引き上げることがあり得る）

④ 投資コンサルタント（国内投資家に対してはプロジェクト作成上の援助，外国からの技術援助の紹介，外国投資家に対しては，イラン人パートナーの紹介，投資環境の説明，市場調査を行なう。）

⑤ フィージビリティ調査

(ヘ) 運用資金の調達（開行以来）

A 資 本 金 480 百万リアル

B 国内借入金等

a 中央銀行無利子借入金 600 百万リアル

b 計画庁借入金 1,250 ”

c I C B 信託資金 1,400 ”

d 計画庁信託資金 250 ”

e 計画庁投資用信託資金 900 ”

計 4,400 ”

C 外 国 借 款

a 世銀借款 (4 0.2 百万ドル) 3, 0 1 5 百万リアル

b A I D 借款 (5.2 ") 3 9 0 "

計 3, 4 0 5 "

合 計 8, 2 8 5 百万リアル

(b) 融資活動状況 (百万リアル)

	1964/65年	1965/66年	1966/67年	開行以来累計
貸付 承諾額	1,042	1,316	1,938	6,511
実行額	956	845	1,259	5,032
返済額	245	341	397	1,396
投資 承諾額	46	118	187	478
払込額	46	70	103	331
売却額	3	3	14	20

(業種別貸付承諾状況)

(百万リアル)

区分 品目	1966/67年			開行以来累計		
	件数	金額	%	件数	金額	%
砂糖	4	288.7	14.9	7	538.7	8.3
合成繊維	1	262.5	13.5	2	302.5	4.6
石油製品	2	230.0	11.9	5	338.9	5.2
金属製品	6	213.1	11.0	23	745.5	11.4
輸送設備	2	205.0	10.6	7	565.0	8.7
セメント	1	150.0	7.7	6	540.1	8.3
化学製品	3	118.0	6.1	10	260.0	4.0
木紙製品	2	106.2	5.5	15	258.3	4.0
鉱業	1	105.0	5.4	3	151.5	2.3
その他	13	259.4	13.4	113	2,810.0	43.2
計	35	1,937.9	100.0	191	6,510.5	100.0

(業種別投資払込状況)

(百万リアル)

品目	1966/67年	開行以来累計
金属製品	24.5	42.5
砂糖	38.2	141.7
ガラス	18.0	36.0
化学製品	15.0	15.0
合成繊維	7.6	7.6
その他	—	88.2
計	103.3	331.0

(7) 融資条件：金利 8%

期 間 3～12年

担 保 財団抵当，銀行保証または経営者および主要株主の保証

(9) 主要勘定：

	1965/66年末	1966/67年末	(百万リアル)
資 産 計	4,036.0	5,130.6	
現金および短期預金	55.1	—	
利息収入等	145.0	133.6	
貸 付 金	1,996.0	2,747.4	
投 資	221.7	306.1	
信 託 資 金	1,592.8	1,899.1	
(貸付金)	1,240.7	1,217.5	
(投 資)	201.7	291.5	
(預金等)	150.4	390.2	
負 債 計	4,036.0	5,130.6	
資 金	480.0	480.0	
準 備 金	67.8	107.1	
中央銀行借入金	600.0	600.0	
長期借入金	997.4	1,616.1	
(計画庁)	550.0	550.0	
(世 銀)	242.6	882.2	
(A I D)	204.8	183.9	
信 託 資 金	1,592.8	1,899.1	
(Bank Melli Iran)	747.1	738.9	
(I C B)	582.9	582.9	
(計画庁)	262.8	577.4	

第5章 経済開発計画

イラン経済は、もともと農林漁業依存型であり、現在でも農林漁業がイランGNPの20%～

30%を占めている状態であるが、資源の開発もおくれている、他の中近東諸国と同様に経済開発はかなり立遅れている。このような状況を改革する政策は、第2次世界大戦前においても国営化政策による諸鉱工業の開発計画が既に着手されていたが、戦後は、同国の石油資源による収益を背景とする3次にわたる経済開発計画により活発に推進されてきている。

現在は第3次経済開発計画が1968年9月までの期限で進行中であるが、この計画は、計画庁によって立案された1988年までの7次にわたる長期開発計画の一環として実施されているものである。戦前の国営化による開発政策にくらべ、戦後の計画は石油資源開発による収益と諸外国の経済援助を中心に、道路、学校などの公共投資と民間企業育成に重点が移ってきている。

以下戦後の第1次計画から現在進行中の第3次計画までの概略についてふれば次のとおりである。

1. 第1次経済開発計画

1946年に設立された計画庁によって、当時中東諸国で最大といわれた石油利権収入を基礎財源として経済開発の計画が検討され、その後政府が委託を行なったモリソン・クヌードセン会社の研究を経た後、1947年11月に設置された最高計画委員会のもとで検討された結果、1948年7月に最初の「経済7カ年計画」案として成立した。

この計画の期間は、1948年9月21日から1955年9月20日までで、その目標は農工業生産の拡大と経済の基礎構造部門の整備に重点がおかれていた。その総投資額は210億リアルであり、このうち40%の資金は当時のイギリス・イラン石油会社からの石油利権料でまかなうものである。その他の資金の調達計画は、国内借入21%、外国借款39%となっていた。

投資総額210億リアルの内訳は、計画では農業灌漑53億リアル、社会福祉60億リアルとなっていたが、その達成率は総額で当初計画の20%、42億リアルにとどまった。

第1次計画が計画どおり達成できなかったのは、計画が本格化する前に1951年の石油紛争による石油利権収入の杜絶をうけ資金が枯渇したことで、経済開発の経緯がなかったため計画の運営が円滑に行なわれず、実質的な成果が収められなかったことによるものといわれている。

2. 第2次経済開発計画

1954年10月 International Oil Consortiumによって石油産業が再開されるとともに、1955年9月21日から1962年9月20日にわたる第2次開発計画が検討され、成立した。この計画の重点目標は、年率6%の経済成長と大プロジェクトを中心とする基礎構造部門の整備にあった。

第2次計画の総投資額は799億リアル（約10.5億ドル）で、その資金調達の内訳は計画では石油収入73%、国内借入8%、外国借款19%となっている。

この計画における対象別投資額および投資達成率は第5-1表のとおりであるが、全体として95.2%という高い投資達成率をみている。このように第1次計画にくらべ飛躍的な実績を挙げ得

たのは、その背後に石油収入の増大、国際機関および西欧諸国の強力な援助があったことによるものである。

第5-1表

投資対象	投資額(計画)	投資達成率
投資総額	799億リアル	95.2%
農業灌漑	189億リアル	87.8%
内 鉱工業	67 "	98.5%
訳 運輸通信	304 "	99.0%
社会福祉	239 "	95.0%

しかし、第2次計画は、その投資目標をほぼ達成し、GNPを年平均4~5%上昇させることはなし遂げたが、投資がこの国の経済的基礎を超える過剰投資となったことと、その投資対象が主として早急に効果の現われない運輸関係施設、教育施設および大灌漑事業などに向けられたため、一方では所得の増大をみながら生産の伸びが少なかったため、輸入増加による国際収支の悪化をはじめ、民需の圧迫と

物価の騰貴という結果を招き、一時的に経済のバランスを失う事態となった。この事態は、

1959~60年にわたってとられた投資の抑制策と消費財の輸入制限施策により改善された。

3. 第3次経済開発計画

第3次計画は、1962年9月から1968年3月までの期間を対象とする5カ年半の経済開発計画であり、現在進行中のものである。

本計画では、当初1,902億リアルの公共投資が計画されたが、資金調達の上で問題が生じ、1,400億リアルに削減した後実施された。しかし、その後財政、経済変動などの実情により数回にわたって改定が行われ、1966年2月の改定数字によると、第3次計画全体の部門別支出配分および1966年3月20日までの投資達成率は第5-2表のようになっている。

この計画の目標は、期間中の経済成長率を年平均6%とすることと、基礎経済部門、とくに農業工業の開発を重点的に行なうことにある。これを個別部門でみると、第2次計画に比較し、農業部門では従前まで極めて高い比重を占めていた灌漑ダム建設の構成比は若干低くなり、農業技術の改良やそのために必要な資金の金融など生産支持計画の比重が高まっている。工業部門では、電力開発と、民間投資が行なわれにくい重工業の開発に重点をおき、従来政府が所有する国営工場などの拡張は殆んど停止し、それらを民間に移管するとともに民営工業の奨励を高く評価している。この政府部門の大規模工場計画は、第4次計画で一層重点的に採用されることになっている。

また運輸部門では道路の建設が重視され、港湾、空港などの改修が続いている。一方開発が遅れている国の一般的傾向として医療制度施設が劣弱なことならびに文盲率が高いことなどを重視し、社会、文化部門ではこれらの対策のための投資にとくに重点をおいている。一方労働力の開発費が設定されたのは、産業の開発とともに必要とされる熟練労働者の養成をはかろうとするものである。

なおこの計画の遂行に当たっては、第2次計画の実施途中でみられたような過剰投資と外貨不足の危険を回避するため、当初から計画を基幹計画と非基幹計画に分け、後者については諸外国からの援助その他の条件などで延期または中止できるものとするなど弾力的な運用を行なうこととしているが、今回の調査に対しイラン計画庁(Plan Organization)では、鉱工業部門の総投資額は700億リアルに達するものとし、その460億リアルは民間部門の投資であり、240

第5-2表

第3次計画部門別投資計画および進捗状況
(単位:億リアル)

部門別	投資金額(内は構成比)	達成率(1966年 3月20日現在)
農業灌漑	490(21.3%)	57.5%
鉱工業	270(11.7%)	21.9%
電力燃料	415(18.0%)	18.3%
運輸通信	560(24.3%)	46.5%
教育	174(7.6%)	41.9%
福祉厚生	135(5.6%)	46.8%
労働	36(1.6%)	39.1%
地方開発	70(3.1%)	54.0%
住宅	135(5.9%)	49.0%
その他	15(0.3%)	6.0%
計	2,300(100.0%)	41.0%

億リアルが政府部門投資となるだろうと述べている。また政府投資の240億リアルの内40億リアルについては、民間鉱工業部門に対する直接の援助として投資することになっているということである。

第3次計画における工業計画については、その主要目的を第1に国民所得を増加する工業の開発と拡大をはかり、第2に雇用の増加を、第3に外国為替保有高を伸ばし、第4に所得分配の一層の平均化をはかることなどをあげている。この目的に沿って本計画の中で援助を与えられるプロジェクトの順位は、第3次計画では次のように示している。

- (1) 消費必需物資を自給自足の域まで増加し、わが国(イラン)を外国依存の危険から護り得る工業
- (2) 石油、鉱物、乾燥果実、なつめやしの実、じゆ

うたん等の潜在的な外国市場を持つ輸出工業

- (3) イランの国際収支に最も好影響を与える工業

勿論これらの趣旨に従って外国からの企業進出、合併企業の設立、技術導入など大いに歓迎しており、直接、間接の助成策を設けて従来輸入に頼っていた工業製品の国産化を奨励している。

このような工業化の促進のため、イラン政府でとらなければならない政策について、第3次計画では次のように述べている。

- (1) 民間工業の健全な成長が、可能なあらゆる方法に依って援助されるべきである。公共投資は、民間投資家が引受けることを欲しないがわが国(イラン)経済開発に有利と考える工業に限られるべきであろう。これらの工業は大規模採鉱計画、石油化学計画、新聞製造その他多額の投資を必要とする企業であって、不則の危険が多いか、または収益の少ない工業を含むことになる。
- (2) 外国からの投資も奨励する必要がある、これと共にイラン工業の技術的、経営的能率を上げるための海外からの技術導入が必要である。
- (3) 工業生産性はまた、熟練工の教育およびあらゆる作業段階における管理訓練によって向上されるであろう。経営能力の改善は工業開発の現段階において、最も力を注ぐべき問題であると考えられる。
- (4) 主要都市(とくにテヘラン)以外の土地に対する工業の分散は一層奨励されるべきである。また小規模工業の重要性に対する認識を喚起し、所得分配をさらに平均化するようにしなければならない。

これらの工業開発のうち中小企業に対しては、別項金融制度による援助のほか、工場建設地域の整備や国が造成、建設する工場団地への誘致などを行なっているが、わが国のように諸般にわたる中小企業なるが故の特別な助成策はないようである。

また中小企業の定義は、計画庁によれば、資本金100万リアルまでが中小企業、100万リアルから1,000万リアルまでが中小企業、1000万リアル以上が大企業というように定めている。しかしIndustrial Credit Bankによる融資の際の中小企業の範囲は、資本金8万ドル以下のものとなっている。

本計画遂行のための資本調達については、第5-3表のとおり計画である。調達計画の中心をなしている石油収入については、イラン政府では国際石油コンソーシアムに対し原油を大巾に増産するように圧力をかけ、増産にともなう外資収入、税金、利権料収入の増加をはかり、ほぼその目標に到達したといわれている。しかし、外資調達については必ずしも計画どおりに遂行できず、達成率の欄でわかるとおり全体の資金調達は1966年3月20日現在43%であり、その低率の原因となっている外貨不足が今後同計画遂行期間中に急激に好転する材料もないので、資金調達は計画をかなり下廻るものと考えられる。この点計画庁においても鉱工業部門における投資の達成率を、先に挙げた目標額700億リアルの75%程度となるものと考えているようである。

第5-3表

第3次経済開発計画における資金調達計画

(単位 億リアル)

調達計画区分	計画金額(構成比)	1966年3月20日現在 達成額(達成率)
石油収入	1,537(61%)	796(52%)
外国借款	609(24%)	64(11%)
短期借款	35(1%)	86(246%)
公債	277(12%)	87(31%)
第2次計画繰越	42(2%)	37(88%)
他		
計	2,500(100%)	1,070(43%)

第3次計画の進行状況と若干の問題点について触れれば以下のとおりである。

新石油利権ボーナスを含む石油収入の好調と計画実施面のスローテンポにより、財源とくに外貨面での問題は少く、第3次計画は比較的資金的には順調に進行してきたといえよう。しかし、計画初期に政府内部の事情から計画の変更を再度にわた

り余儀なくされ、1年近く計画の実施に着手できなかったこと、各プロジェクトに細部実行計画がともなわないものが多く、資金支出が遅れたことおよび支払い遅延にともなう一部支出金を一般会計の赤字補填に流用したりしたなどのため、最近計画が軌道に乗るにしがたい、計画の遅れをとり戻すその財源と新年度計画推進のための財源の面でかなり苦しい局面を迎えなければならないことになる。

とくに最近では中東紛争以後石油収入が20%程度も伸びてきてはいるものの、なお計画達成のための資金不足から、開発資材の輸入に対しても延払いを重点的に行なっており、計画どおりの外国借款をどのように調達するかが当面の問題点となってきた。しかし、外国借款の達成率は先の表にもみられるように低率であり、今後残り少ない計画期間内に完全達成することは無理と思われる。このような点から先にも述べたように、計画庁では鉱工業部門の投資達成率を75%程度に見込むような結果となっており、一方日本を含む諸外国の投資を大いに歓迎する態度となって現われてきている。

現在計画庁では、このような事情から計画のプロジェクトを全面的に再検討し、外国からの借款ないし外貨の裏付けないものは、延期ないし見送りにすることとし、これに関連する第4次経済開発計画の策定を行なっている。

イラン計画庁において現在策定中の1968年3月20日から1973年3月20日の5カ年にわたる第4次計画による鉱工業部門の計画の概要は次のようなものであり、第3次計画にくらべさらに高い投資計画をもっているようである。

まず鉱工業部門の総投資額は2,120億リアルを想定しており、このうち500億リアルは外国からの投資に期待している。総投資額のうち1,220億リアルは民間部門の投資であり、900億リアルを政府部門の投資としている。この政府部門の投資には、民間ベースで実現しない大規模工業の開発を含んでおり、現在決定しているプロジェクトには、

○製鉄工場（ソ連の援助、イスファファンに建設、年間6万トン生産、1971年度には12万トンを予定）

○石油化学工場（アンモニア、硫黄、化学肥料、LPG、メラミン、ユリア、ポリエステル、メタノール、エチレン、イソブレン等の生産、米国の技術援助による）

○ポンプ、発電機工場（チェコの援助、ダフリシに建設）

○トラクター工場（ルーマニア援助、年間生産5千台の予定）

○農機具、セメント、機械工場、砂糖工場

（1工場の拡充と3工場の新設）

○アルミ工場（米国の援助—レイノールズメタル）

なお、第4次計画では中小規模工業については主として民間部門の投資にまかせ、政府は低利資金を融資することになっている。この低利資金は、政府部門投資額900億リアルのうち100億リアルを財源として予定し、金利は7.5%（特別指定地域では6.5%）、貸付期間は2～10年とすることとしている。

いずれにせよ、イランの経済開発計画は、前述のようにその達成率が100%とならず、また急激な投資による若干の経済的問題を抱えているとしても、豊富な石油資源による収入を背景として今後も意欲的な前進を続けるものと思われる。またそれにともない、国情に即した中小製造業を中心とする外国企業の進出に対しても、工場団地（工場団地では工場建屋も含む）の低廉価格による提供、水、電力その他の工業的環境の整備を始めとして、同種製品の輸入制限措置など積極的な受入れ態勢を持続するものと考えられる。

第 6 章 電力，輸送等の産業基盤および工業団地

1. 電力，輸送等の産業基盤

(1) 電力の現状

イランにおける電力事情は，1956年の約253,000キロワットであったものが，現在では概算1,500,000キロワットの発電能力を保有するに至っている。その理由は人口の増加，国有，民間工場の急速な拡張によるものであり，まだ，多くの地域の要求に合致する電力量は必ずしも充分とはいえないが，現状では，一応問題はない模様である。しかし，テヘラン周辺の工業地帯では一部の工場で2交替，3交替の操業を行なう場合，夜間電圧の下がる2～3時間を自家発電する例もあるようである。

以下，現地のTehran Regional Electric Companyの電力料金について述べれば次のとおりである。（出所，Iran Almanac 1967）

小企業と農業の場合

3相 50サイクル 15KW（最低契約）

イ 契約料金（月）

15KW	400リアル
40KWまで	1,200リアル
60KWまで	1,200リアル

使用料金（月）

2,000KW/hrまで1KW/hrにつき	1.20リアル
2,000～5,000KW/hrまで1KW/hrにつき	1.10リアル
5,001KW/hr以上1KW/hrにつき	1.00リアル

ロ 大企業および農業的ユーザー（60K以上の契約者）の場合

契約料金（月）

100KWまで	1,800リアル
101KWから500KWまでは1KW増すごとにさらに15リアルを加算	
501KW以上では1KW増すごとに10リアルを加算	

使用料金（月）

5,000KW/hrまで1KW/hrにつき	1リアル
5,001～10,000KW/hr	1KW/hr増すごとに0.95リアル
10,001～50,000KW/hr	0.90リアル
50,001～100,000KW/hr	0.85リアル
100,000KW/hr以上	0.80リアル

(2) 道 路

イランは人口の集中地をとびとびにもった広大な国であり、航行できる河、適当な鉄道および道路は国内交通の最も重要な部分を占めている。

第 6-1 表 イラン主要道路の状況と延軒数

(単位 Km)

地 域 別	アスファルト	造成済	ジャリ敷き	無舗装	計
1. Tehran	844	150	589	458	2,021
2. Gilan	439	—	663	—	1,102
3. Mazandaran	185	107	446	—	738
4. East Azerbaijan	117	23	1,417	252	1,809
5. West Azerbaijan	13	15	702	594	1,324
6. Kermanshah	304	—	833	557	1,694
7. Khuzistan	581	—	488	88	1,157
8. Fars	278	20	1,083	1,311	2,692
9. Kerman	11	—	658	1,164	1,833
10. Khorasan	61	—	1,555	806	2,422
11. Esfahan	406	—	1,118	243	1,767
12. Sistan & Baluchistan	2	—	1,389	211	3,502
13. Kordistan	—	—	715	411	1,126
14. Qazvin District	235	—	110	38	383
15. Arak District	145	—	680	516	1,341
16. Hamadan District	373	—	249	46	668
17. Shahrud District	—	—	552	1,767	2,319
18. Gorgan District	—	—	655	312	967
19. Khorramabad District	66	168	130	315	679
20. Yazd District	—	—	595	547	1,142
21. Jordat Heydariyeh	—	—	503	1,345	1,848
22. Southern Coast	—	41	1,137	300	1,478
23. National Iranian Oil Co Roads	847	—	—	—	847
Total	4,907	504	16,267	13,181	34,859

出所 Iran Almanac 1967.

イランの道路の総計は約34,000Kmであり、そのうち約20,000Kmは全天候道路である。重要なハイウェイは、Khorramshahr, Bandan, PahlariおよびKhosraviからTehranに通ずるものの他、BazaganからTehran, TaiebatからTehranからTehranおよびMirjavehからTehranなどがある。

主要な道路の地方別一覧およびその状況は第6-1表のとおりである。

近年テヘラン市内およびその周辺の開発は極めて急速に進んでおり、政府では人口および工場等が過密になることを恐れて、工場の地方分散化をはかっている。この工場の地方分散化のために政府は、アワズに工場団地を造成したり、地方に工場建設を行なう場合に各種の特典を与えたり、工場地域および道路の整備等の施策を行なっているが、一方これを企業側からみれば、テヘラン以外の条件のよい土地を選択することにより、安い賃金で豊富な労働力を獲得することができることにもなる。

このようにしてイランの地方工業の開発は積極的に進められているが、製品の販売面における中心は依然としてテヘランであるので、地方立地の際は、電力、水、労働力、原材料供給などの他に交通、通信についてとくに関心をもつ必要があろう。参考までにテヘランを中心にしたイランの主要道路網およびテヘランからの距離を示せば第6-1図および第6-2表のとおりである。

(3) 鉄道、航空、海運等

イラン固有鉄道の総延長は1965年で3,915Kmとなっており、1967年度中には4,368Kmに増設される計画が進行している。車輛の保有台数は、ディーゼル機関車199台、蒸気機関車25台、客車447台、貨車5,882台である。

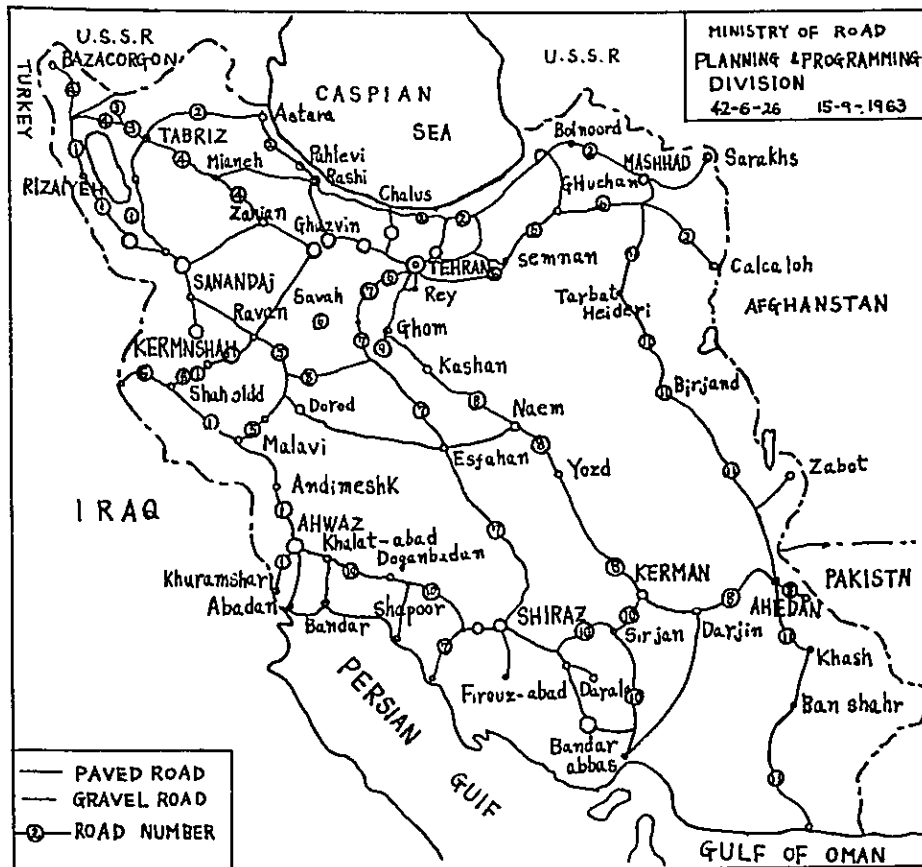
主要幹線は、Trans-Iranian Railway(ペルシャ湾岸のKhorramshahrとBandar Shahpurから北上し、テヘランを経由してカスピ海岸のBandar ShahおよびGorganに達する約895マイル)、Tehran~Tafritz線(Kazvin, Zenjan Mianeh, Moraghet経由、1958年4月開通)、Garm-sar~Meshed線(1954年4月開通)、Bandar Shar~Gorgan線(1960年10月開通)、Qum~za-Hidan線(1949年開通)、Tabriz-Tulfa線(1965年開通)、Ahwaz-Khorramshahr線(1942年6月開通)などである。

航空関係では、イランにはA級の国際空港が二つある。一つはテヘランの近くにあるMehrabad空港で国際航路が交差している。東京からはAF, AZ, BOAC, PAA, SAS, JALが直行する。もう一つはアバダン空港であるが、ペルシャ湾岸の主要国際空港としては将来新設のBandar Abbas空港が重要視されてくるものと思われる。このほか、Tabriz, Meshed, Isfahan, Shiraz, Ahwaz, Kermanshah, ZahidenなどにB級の空港があり(全部で10)またC級が11ある。

また海運ではイランの主要港は、ペルシャ湾岸にKhorramshahr, Bandar Shahpur,

第6-1図 イランの主要道路網

ROAD MAP OF IRAN



第6-2表 テヘランから主要都市への距離

KHOSROVI	218 Semnan 330 Damghan 400 Shahrnd 465 Mianeh 537 Abbasabad 654 Sabzevar 770 Nishabour 907 Meshed	251 Kashan 325 Natanz 392 Ardestan 489 Nain 609 Ardekam 667 Yazd 817 Anar 921 Rafsanjan 1044 Kerman	1197 Bushehr
39 Karaj 140 Qazvin 171 Takestan 250 Avej 368 Hamedan 422 Asadabad 161 Kangavar 492 Sahne 520 Bisotoon 530 Kermanshah 672 Shahabad 690 Kerind 705 Sarpol-e-Zohab 735 Chasr-e-Shirin 756 Khosrovi	KHORRAMSHAHR 147 Qum 283 Arak 381 Malayer 436 Burujerd 551 Khorramshahr 617 Mahmoolan 595 Jelowgir 795 Andimeshk 917 Ahwaz 1065 Khorramshahr	1073 Baghin 1228 Sirjan 1345 Ali-Abad 1432 Saadatabad 1605 Bandar-Abbas	KERMAN-ZAHEDAN 120 Bam 174 Fahraj 344 Nosratabad 440 Zahedan
TABRIZ 39 Karaj 140 Qazvin 174 Takistan 229 Khorramdareh 311 Zanjan 453 Mianeh 572 Bostanabad 628 Tabriz	GORGAN 81 Jaboon 138 Firuzkuh 238 Shahi 259 Sari 311 Behahahr 398 Gorgan	PAHLAVI 39 Karaj 140 Qazvin 253 Rudbar 329 Resht 364 Pahlavi	MESHED-ZAHEDAN 36 Sangbast 161 Torbat-Heidar 296 Beidokht 387 Qaen 495 Birjand 662 Shusf 789 Sefidabeh 961 Zahedan
MESHED 81 Jaboon 138 Firuzkuh	BANDAR-ABBAS 147 Qum	BUSHEHR 420 Isfahan 501 Shahreza 624 Abadeh 788 Saadatabad 904 Shiraz 1027 Kazeroon 1098 Daleki 1130 Borazjan	RASHT-GORGAN 41 Lahijan 114 Ramsar 136 Shahsavar 189 Challus 301 Babol-Sar 319 Babol 345 Shahi 366 Sari 418 Behshahr 505 Gorgan

出所 Iran Almanac 1967

Bushire, Bandar Abbas, カスピ海岸に Bandar pahlavi がある。中でも大きいのが Khorramshahr 港で、ここは鉄道で北部イランおよびテヘランと連絡がついている。またハイウェイによって国内各地とも結びつけられている。港は外航船 9 隻を収容できる施設をもち、8 万平方メートルの屋内貯蔵施設、23 万平方メートルの露天貯蔵施設を有する。また Bandar Shahpur は主としてイラン政府の貨物の積卸に使われている。

1964 年 3 月 20 日に終る 1 年間のイラン港湾の貨物通過量は 173 万トンであったが、このうち Khorramshahr 港の扱量が 100 万トンに達している。原油の積出しは、主として Kharg Island から行なわれ、製品は Abadan から積出されているが、Bandar Mashur の港湾施設が完成すれば、これがアバダン港にとって代わることになるものと思われる。

(4) 土地、建物

イランで工場を建設する場合には、政府で造成する工場指定用地およびアワズの工業団地等に立地すれば、工業的環境の整備は一応充分になされている上、価格も安く、かつ経営上の特典を享受できることになるので、それらの地域を選定することが大切であるが、参考までにテヘラン周辺の工業用地の価格についてみれば以下のとおりである。なお単価は 1 m^2 当りの価格である (出所 Iran Almanac 1967)

イ テヘラン市街中心地より 500m 以内 (事務所用) — 約 15,000 リアル

ロ テヘラン市街地 (事務所用) — 10,000 ~ 12,000 リアル

ハ 旧カラジ道路沿いの用地

テヘランから	7 ~ 12 Km	70 ~ 100 リアル
"	12 ~ 22 Km	約 50 リアル
"	5 ~ 10 Km	(旧カラジ道路から取付道路で入ったところ) 約 20 リアル

ニ 新カラジ道路沿いの用地

テヘランから	12 Km まで	200 ~ 400 リアル
"	12 ~ 23 Km	約 150 リアル
"	5 ~ 10 Km	(新カラジ道路から取付道路で入ったところ) 30 ~ 50 リアル

ホ Qazvin 道路

テヘランから 14 Km およびそれ以上はなれた土地 3 ~ 15 リアル

また、参考までに典型的工場建屋等の建造費についてふれば、概略次のとおりである。

なお、価格は 1 m^2 当りの単価である。

イ	エアコンデション装置付鉄筋コンクリート建築	5,000 リアル
ロ	ヒーターシステム付鉄骨建築	3,500 ~ 4,000 リアル
ハ	鉄筋レンガ建築	3,000 リアル

ニ 工場タイプ (鉄梁、亜鉛鉄板葺き)	1,500リアル
ホ 倉庫 1級	1,200リアル
ヘ " 2級	800リアル

2 Ahwaz 工業団地

中小規模工業の育成をはかるため、イラン工業団地局、Industrial Estate Authority では、国連の援助を受けてアワズの北東 4 Km の地点にイラン最初の工業団地を建設中である。

工業団地は、そこに参集する工業の特殊性を十分に勘案して、工業立地上最も適合する土地に造成し、電力、水、原材料、労働力、関連工業等の環境を整備して、参加企業が効率的に生産活動に従事できるようにするものである。この工業団地の造成は、諸外国においても多くの場合、地方団体等の公共機関によってなされるのが普通であるが、これは国の経済構造の上からみても、工業団地が低開発地域の開発およびそれにともなう失業者の救済、所得格差の是正などの上で大きな役割を占めることによるものであり、また一部都市の過密を解消し、計画的産業都市の建設にもつながるからである。さらにイランのように工業的に後進的な国においては、工業環境を完備することによって、中小工業の振興をはかることにもなる。

アワズの工業団地では、1960年国連の調査団が、工業団地造成の可能性を調査し、翌年アワズが最も適当であるとの結論を下したものである。その理由は、近郊に1954年に完成された Kar Khah のダムがあり、水、電力が十分に確保されていることと、コーラムシャーの港に近く、かつ良い道路と鉄道がテヘランに通じていることなどによる。また近くには飛行場もあり、またアワズ周辺には潜在的失業者が多く、労働力も極めて豊富である。

現在第1期工事が進行中で、1,498m²の工場ブロックを6ブロック建設中である。この1ブロックの工場建屋は鉄骨の1戸建であるが、事務所に使用できる建物が4つ附帯して設けられており、工場内に仕切りを造ることにより4工場まで使用できるようになっている。

団地局では、この工業用地の運営のため団地内に事務所を設けて管理、指導を行なうほか、参加企業の共通設備として部品加工工場、鍛造工場、電気部品工場、鑄造工場(鉄と真鍮を年間500トン程度)熱処理工場および職業訓練所(30人程度を6カ月訓練)等を、設置することとなっている。

団地内で建設されつつある工場は、入居希望者に安く賃貸されるが、標準工場には附帯施設としてそれぞれ事務所、有蓋倉庫、屋外物置場、工場拡張のための土地、トラック出入口、従業員の通用門、トイレットとシャワー設備、食堂、ロッカールーム、駐車場などが設備されている。

また団地面で管理する団地全体の設備として、ゲートコントロール、消火栓、団地内街路灯、診療所、展示室、銀行、郵便局、電話局、テレックス、資料館、訪問者宿泊施設、駐車場、従業員のためのグラウンドなどを設置し、参加企業へのサービスをはかることになっている。

現在進行中の工事は、1968年2月に完成の予定であり、24工場が入所できることになるがその後も工事は続けられ、第3次工事をもって完成することになっている。完成した団地には48

工場が入ることができる予定である。

この工業団地に参加する工場は、自己資金で工場を建設するより安いコストで工場建屋の賃貸を受けることができ、関連工場、附帯施設等を利用できるほか、操業開始時から5年間は法人税が免除されることになっている。(現在、団地局ではこの免税期間をさらに5年延ばし、10年間とすることを検討中である)。

なお、工業団地に参加した場合の電力は1Kwhにつき1リアル以下、水は1m³ 5リアル以下、電話は1回線につき供託金2,000リアル、施設費2,000リアルとし、基本料金月2,00リアル、度数料金は300回まで1回1リアル(300回を越えたものは1回1.5リアル)とすることとしており、かなりの優遇措置といえるようである。

問題は、アワズの気温が季節によりかなり高くなることであるが、これに要する冷房施設は、1ブロック(4工場)に33,000リアル、簡単な施設ならば12,000リアルで設置できるということである。

イラン団地局では、日本からこの工業団地へ入る中小規模工業を歓迎したいと述べているが、とくに希望する業種は次のようなものである。

- イ フットボールカバー(年間100ダース程度)
- ロ 漁網、テニスネット(年間4,000ダース程度)
- ハ テニスボール
- ニ テニスラケット(年間1,500ダース程度)
バトミントンラケット
- ホ 鉛筆、封筒、クリップ、安全ピン等の文房具
- ヘ 作業衣、作業手袋
- ト 自動車のスペアパーツ
- チ 水道コック(ダイカスト年間400トン程度)
- リ モーター(2HP以下)
- ス 断熱機(ポリウレタン)
- ル ハンドポンプ

なお、参考までに団地局でこの工業団地内に建設を予定している建物、共同利用工場および展示室等のレイアウトは第6-2図、第6-3図のとおりである。

第 6 - 2 図 団地のレイアウト

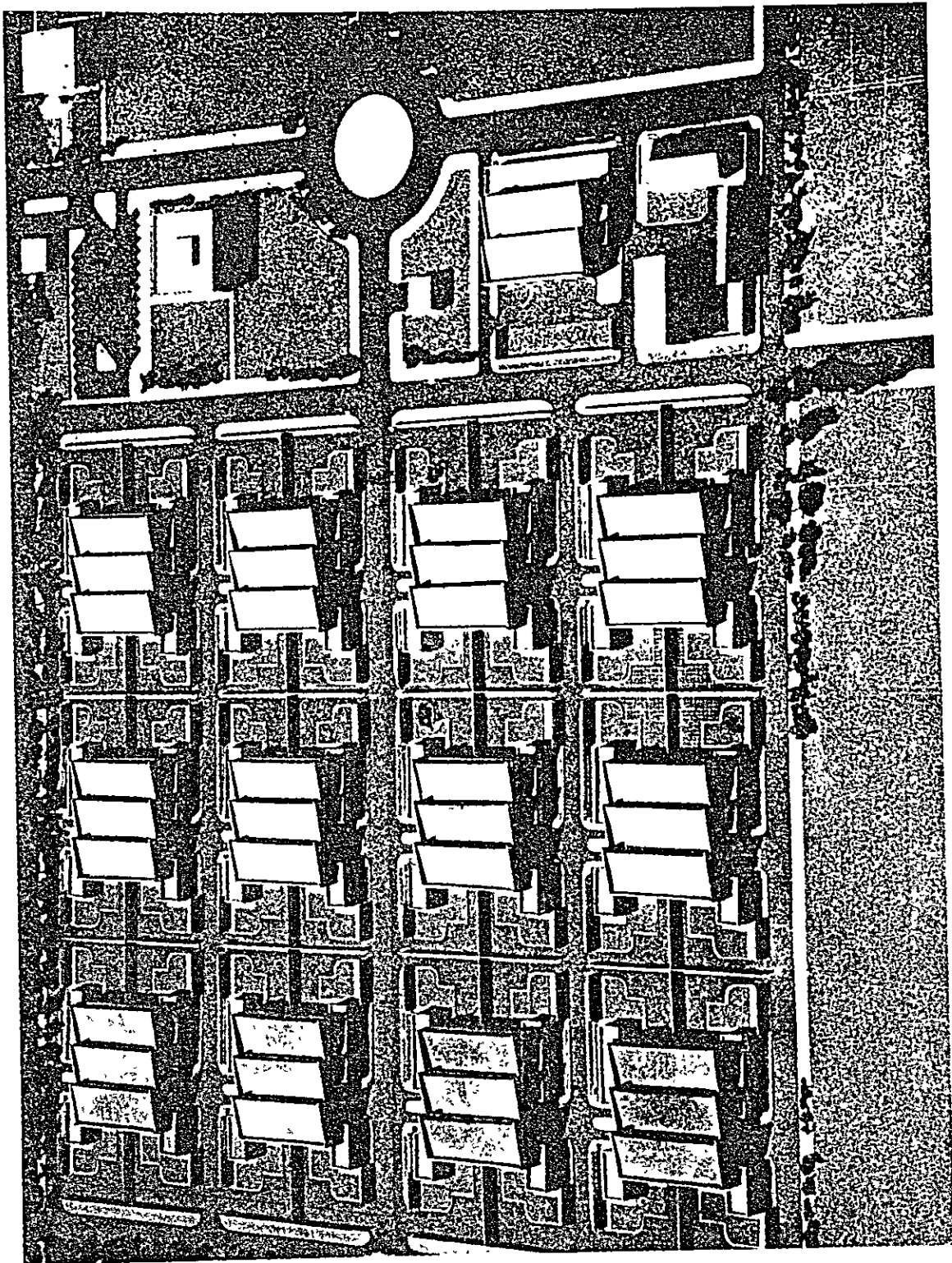
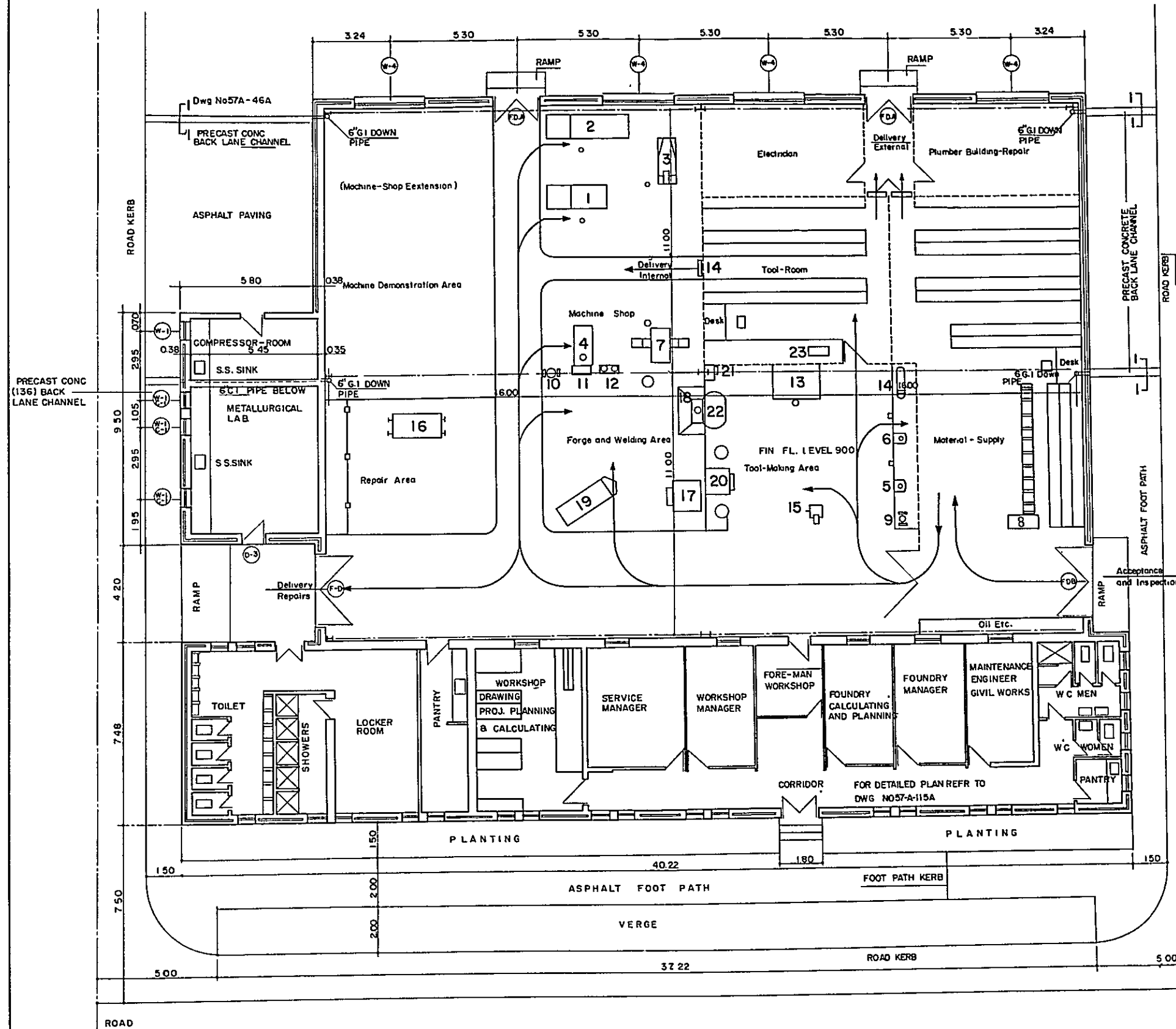


Fig 6-3 SERVICE WORK SHOPS & LOBS



- 1 LATHE 200/1500
- 2 LATHE 340/2000
- 3 SHAPER 560
- 4 RADIAL DRILL 40 mm
- 5 BENCH DRILL 13 mm
- 6 BENCH DRILL 22 mm
- 7 UNIVERSAL MILLING MACHINE
- 8 HACK SAW
- 9 GRINDING WHEEL 200
- 10 GRINDING WHEEL 200
- 11 WELDING GENERATOR 400 AMP
- 12 OXY-ACETYLENE 2X10 Kg.
- 13 UNIVERSAL TOOL-SHARPENER AND SURFACE CIRCULAR GRINDER
- 14 INSTRUMENT LATHE 132/1000
- 15 BAND SAW AND FILING MACHINE
- 16 GANTRY 51
- 17 FORGING FURNACE
- 18 FORGE HEARTH DOUBLE SIDED
- 19 FORGING HAMMER
- 20 HIGH-SPEED HEAT-TREATMENT FURNACE
- 21 ELECTRIC MUFFLE
- 22 SALT-BATH FURNACE
- 23 HARDNESS TESTER

3	C				
2	B				
1	A				
Rev	Ret	Date	Revision	Description	App By

INDUSTRIAL ESTAES AUTHORITY

Location: AHWAZ
 Subject: SERVICE WORK SHOP & LABS
 Type of Drawing LAY-OUT

APP FOR CONSTRUCTION N°

Scale 1:100 Date Apr 1967 By Drawing Checked By App By N°

第 7 章 労働・雇用条件

イランの現時点における労働人口およびその就業構造などについての適確な数字は、労働センサスの不備から十分に把握されていない。そこで参考までに若干の資料による数字をあげれば次のとおりである。

『1965年度における労働力人口は、総人口の31%、約720万人といわれ、その大部分は農業従事者であり、工場労働者の数は約20万人と推定されている。工場労働者の約75%は石油関係事業の労働者であり、婦人労働者の数は全工場労働者数の10%程度であるといわれている。

一方、Iran almanac 1966年によれば、1959年度に行なった調査を基調として1963年度の数値を次のように推定している。雇用者の合計は5908千人で、その業種部門別人口は第7-1表のとおりである。

失業率についての各種発表による推定数値はまったくまちまちであり、5~35%までと不定の状態である。

労働力の質については未熟練労働者の供給が極めて過剰で、一方熟練労働者は不足しており、失業率が高い点などからみて、その労働市場は低開発国型であるといえる。

第7-1表

農林漁業	3324千人
鉱業	54 #
製造業	820 #
建設業	330 #
運輸通信	200 #
商業	345 #
公共サービス	15 #
サービス	645 #
その他	175 #

労働法および労働行政については、先進国とほぼ同様な型態が整えられており、この点においては近代的な組織が確立されているといえるが、これがかえって企業に雇用の拡大を手びかえさせることにもなっているようである。

労働組合については、1941年以来結成の試みがなされ、1946年の労働法で労働組合の結成が明文化された。1963年現在で労働組合数60組合、労働組合員25000人といわれているが、現在では、この数は急速に拡大されていると思われる。労働組合については、一方に失業者が多く、組織も一般に未熟である上、争議権が法に明文化されていないことなどもあって、その力はあまり強いものではないようである。

以下、調査を行なった現地企業の雇用状況について述べれば次のとおりである。

イランの未熟練労働力は極めて豊富である。これは旺盛な公共施設への投資により拡充されてゆく学校の卒業者を迎え入れるだけの十分な企業がないことに由来している。そこで現地の企業では、新聞広告を行ったり、直接企業に就取を申込み者を受け、後試験を行なって採用決定するなどにより十分な労働力を確保している。

しかし、労働力の大部分は未熟練労働力であるとともに、近代的雇用制度にも不馴れのため、操業開始時期の雇用に対しては指導、管理の面である程度の注意が必要であろう。この指導が適切である限り仕事への順応度はかなり高く、出勤率も調査6企業すべてが95%以上と良好である。労働生産性についても、或る電気器具製品の組立工場では、現在は日本の70~80%程度であるが、これを100%にすることはそうむずかしいことではないと述べており、業種にもよるであろうが、一般に問題は少ないようである。

むしろ困るのは熟練労働者の不足による技能工の移動の問題である。年間20%を超える移動率の

原因は、従業員自身が、ある程度の技術を習得すると少しでも雇用条件のよい企業を求めることと、熟練労働力の獲得を目指す企業の引抜きによるものである。この移動は開発の進みつつある中都市の工場からテヘラン郊外の工場へむかうものが多いようである。

イラン政府でもこの経済の高度成長期における現象を重視し、技能工養成のための職業訓練所の設置を予算化しており、来年度には既設のテヘラン3ヶ所、カラジ1ヶ所のほかに、イスファファン、イスラムシャ、ホーラムシャおよび南部に1ヶ所と計4ヶ所を増設することとしている。

現地企業では、労働法の示すところにより労働時間、給与、服務、その他休暇、解雇等について、先進国と同様の内容の就業規則を設けている。

労働時間は、1日8時間、週48時間制であり、業種によって1日3交替のフル操業を行なっている企業も多い。

休暇については、年次有給休暇が勤続1年後で12日であり、その他法によって10日の祝祭日が指定されている。また毎週金曜日はわが国の日曜日にあたり休日となっている。

賃金は、労働法による最低賃金制度が設けられていて官労使の3者代表による賃金委員会を設けて最低賃金が決定されることになっているが、現在までのところ石油産業を除いて1946年当時の決定のまま更新されておらず、むしろ企業側で実情に応じて初任給を決めている。調査企業の現場従業員の平均初任給は、時間あたり、12リアル（約60円）全従業員の平均賃金は1時間25リアル（約125円）となっていて、決して低賃金とはいえないようである。またその支給方法は日給月給制によるものが多く、大学出の職員については月給制をとっている。また女子は男子より若干（10%程度）賃金が低く、地方都市ではテヘラン、イスファファンにくらべ15%程度低くなっているようである。

諸手当を含む福利厚生給付では、まず新生ボーナス（賃金の1週間分から最高1ヶ月分ぐらい）と、1963年に定められた利益分配法にもとづく会社の利益金の20%の分配をうける権利がある。この利益分配については例外の企業もあるが、多くの業種がこの制度の適用をうけている。この分配の方法については、各企業それぞれの支給方法をとっており実績に対する褒償金や後にふれる労働者のための社会保険の会社負担金として支給されている例が多い。そのほか勤続1年以上の従業員が結婚した場合には約1ヶ月分の給与に相当する手当を支給している企業や給食（企業側 $\frac{1}{3}$ ～ $\frac{2}{3}$ 負担）を行なっている企業も多くあり、扶養家族手当としては12才以下の子供1人につき月額100リアルを支給することが法定されている。またテヘランでは市内から40km以上はなれている企業では会社負担のバスで従業員の送迎を行なっている。

政府管掌（労働者社会保険機構）の社会保険については、10人以上の企業では労働者は給与の5%、企業は13%の掛金負担が法律で定められている。この保険は、疾病、出産、失業、傷害などの場合に支払われ、その支給率は疾病の場合、指定病院の治療費の全額および給与の80%、出産では産前産後の各4週間、給与の100%と出産の必要費用の全額、失業の場合では最初の1ヶ月は給与の100%（その後諸段階で漸時減少）などである。

なお、従業員の解雇に当っては15日前に予告を行なうとともに、勤続1年以内では給与の15日分、1年以上に1ヶ月分以上の手当を支給しなければならないことになっているが、労働組合との交渉があり、特別の理由がない限り必ずしも容易ではない。また、給与所得者の所得税は、給与から5000リアルを控除した残額について10%となっている。

第 8 章 企業進出

1. 経済人口の把握

発展途上国への企業進出を試みる場合、先ず該当商品の購買人口を調査把握する事が、投下資本、生産規模、銘柄、品質程度の決定、そして企業としてのフィージビリティの可否を決定する上に最も重要な事と思われる。

たとえばイランの石鹼工業に就いての経済人口の把握を試みる場合、人口 2250 万人に対し年間生産量約 28679 屯となっている。(Report on the Results of Annual Industry survey、1963 による)この数字によると一人年間消費量は約 1.2 Kgである。

日本の場合の消費量を参考にして此の 1.2 Kgの消費量がどの程度の水準にあるかを検討すると、日本の場合、年間総生産数量は約 60 万吨(石鹼新報社調 1966 年度)となっており一人年間消費量は約 6 Kgとなっている。

これによるとイランの石鹼消費の水準は日本の $\frac{1}{5}$ と未だ潜在需要のある事は確かであるが、どの程度迄を経済対象人口とするか、一人年間最少限度 3 Kgの消費が妥当とすればそれは 955 万人と云う事になり、石鹼工業に於ては今後の一般経済生活の向上を裏付として発展的希望が含まれていると観察する事が出来よう。

2. 相手投資家の選択

(1) すでに行なわれている合併企業の相手投資家はその企業の設立以前に其の生産品目を輸入していた実績を持ち、したがって販売ルートも持っていると言う交易関係から発足したものが大半で、このような人間を中心に考えるのが最も安定度の高い相手投資家の選択方法である。

(2) 従来貿易取引の対象になっていなかった商品の生産工場進出の場合の相手投資家の選択については、Bank Markazi Iram の Center For the Attraction and production of Foreign Investments および IMDBI が海外投資家と国内投資家との仲介の業務も行っているのでこの機関を窓口としての選択を行なう事が最も安全であると思われる。

3. 流通機構

年間収入が石油利権によるものだけでも 7 億 \$ と云われるイランの消費物資は其の殆んどが輸入に依存していたため、従来的一般流通機構としては先ず輸入業者が各種外国製消費物資のオリネーターとなっている。そして直接消費者に販売するかまたは卸売商および小売店を通して消費者の手にわたるかの何れかである。しかしながら此処 12 年の間に僅かではあるが、国産化商品の進出が目立って来て、従来の輸入販売ルートの一部が製造販売ルートの形態に変わりつつある。斯様な推移が従来の輸入業者をして国内産業投資への意欲を刺激して、新規投資ブームを起しているとも云えよう。

したがって資金力のある貿易業者の多くが合併企業を望んでいるが、彼等は別の意味では新しい流通機構を構成する原動力となり、近い将来のイラン経済の流通機構は大きく変動するものと感じられる。

国産化された商品に対しては、其の生産企業の保護と外貨の流出を防ぐ目的もあり其の生産に要する原材料輸入以外は製品としての輸入は禁止されている。したがって生産者価格が市中価格の 80%~85% を占めている商品もある。“消費者はキング”と云う考えは当面生産者がキングであると云う考えに置き替えられねばならぬ。

輸入業者であり卸売業者でもありさらに小売業も営む商人達が形成する中近東随一と云われるバザールがテヘラン市内にあり其の独特なふんいきの中にそこを訪れる多くの人口の購買意欲を盛り上げている。

第 9 章 関連産業・設備機械および材料部品の入手

大半の中小規模工業が過去、12年の間に設立されたもので近代工業として相互の関連性は殆ど無い。したがって機械部品の入手又は補修については各々輸入するか、独自の機械部品製造部門および補修部門を持たなくてはならないのが現状である。

これらの所要部品、修理資材および部品製造に必要な機械等の輸入に対してはとくに規制されていない。

現在イラン国内に建設中の工業団地（アワズ市近郊）においても団地の中の一棟を機械の修理及部品製造の為に進出企業が共同で利用出来る様に計画されている。

また工場の運営に必要な原材料部品も、一部国産化計画が実施されているもの以外は自由に輸入できることになっている。

第 10 章 工業化の現況

イランの製造工業は石油産業を除くとまだ発展の初期段階にある。手工業を主とする家内工業がイラン全国に散在しており、じゅうたん、銀細工、タイル、陶器などの生産はよく知られている。とくにじゅうたんは輸出向けとして重要な意味を持っており、全輸出額の20%をこえ、1965-66年の実績は33億リアルに達している。その他の家内工業としては、手織機による防織が重要な位置を占めている。

政府の開発計画を中心とする積極的な活動によって、製造工場は近年大いに発展してきた。工場規模も中近東地域では最も大きい方で、経済省の発表によれば、1963-64年で主要製造工場は、112464あり、全労働者数は44万9千人となっている。(第10-1表)

第10-1表 企業数と労働者数

(63年3月21日~64年3月20日)

業 種 名	企 業 数	労働者数
製造業および電力業合計	112464	449544
製造業 合 計	111992	441239
食 品	13829	75560
清 涼 飲 料	231	2907
タ バ コ	3	3960
織 物	9007	95608
くつ、くつ下、シャツ類	35517	87834
家 具	12692	32406
紙および紙製品	159	1162
印刷・出版	839	4519
革 製 品	1166	4750
ゴムおよびゴム製品	1152	4949
化 学 製 品	610	8771
石油、石炭(NIDCの工場以外)	5	146
非金属鉱物	3940	27091
金 属 鉱 物	1714	5512
金 属 製 品	14911	39489
電 気 機 械	2545	6544
その他機械(輸送用機械を含む)	9798	31900
そ の 他	3874	8131
電 力 業 (ガスを含む)	472	8305

(出所) Iran Almanac 1967年

このうち労働者数1000人以上の大企業は16社、100人以上は112社、10人以上は3500社である。(第10-2表)。

主要業種には綿紡、毛紡、繊維加工、製粉、精糖、建材、タイヤ、チューブ、タバコ、金属加工などがある。自給自足が可能なのは綿製品とセメントであり、砂糖も可成り自給できる。

1965-66年の生産は綿布350百万メートル、セメント百万トン、砂糖33万トンであった(第10-3表)。

このほか乗用車、トラック、ラジオ、テレビ、電気冷蔵庫、ストーブなどの組立も行なわれている(1965-66年のイランにおける乗用車保有台数は150千台、トラックは44千台となっている)。

これらの工場は主としてテヘラン・イスファファン、タブリツ、カスピ海沿岸地域の工業地帯に集中している。

第10-2表

大企業の規模別分布(1963/3-1964/3)

労働者数	10人以上	3500社
"	50人 "	540 "
"	100人 "	112 "
"	1000人 "	16 "

(出所) Iran Almanac 1967

第10-3表 工業生産の推移

製 品 名	1954/3~1955/3	1962/3~1963/3	1965/3~1966/3
砂 糖	77千トン	159千トン	330千トン
干 し ぶ ど う	17 "	41 "	
茶	6.0 "	8.6 "	
綿 布	64百万メートル	236百万メートル	350百万メートル
毛 布	4 "	4.7 "	
織 布	271千券	3290千券	
セ メ ン ト	65千トン	745千トン	1000千トン
タ バ コ	60億本	90.5 億本	
ミ ル ク	—	14 百万リットル	
植 物 性 硬 化 類 油 脂	—	40千トン	50千トン
清 涼 飲 料	—	107百万本	
タイア・チューブ	—	96千本	
ゴ ム 靴	—	7898千足	
化 学 薬 品	—	1760 トン	
石 け ん ・ 洗 剤	—	54千トン	
鋳 鉄 管	—	6.3千トン	
ウオターヒーター	—	18千台	
スペースヒーター	—	60千台	243千台
料理用ストーブ	—	1千台	
お び レ ン ジ	—		
トラック(組立)	—		
乗 用 車 (組立)	—	} 2千台	
水 冷 エ ア コ ン	—	1500 台	
プラスチック製品	—	2290 トン	
酸 素	—	2710 リットル	
釘		3480 トン	

(出所) Iran Almanac 1967

民間企業による最大の産業部門は繊維関係で、綿紡績および毛紡績がとくにイスファフアン、タブリツに集中している。綿紡績は73万錠、織機は1万5700台(1963年現在、但し国营工場のみ全体の約25%を含む)。1965~66年の国内綿花消費量は5万トンで、トルコおよびエジプトを除けば中近東で最大の繊維工業国である。

第10-4表 国营工場の数(1967年1月現在)

業 種	企 業 数
農産物加工(含ジュート)	24
食 品 加 工 (含 砂 糖)	42
繊 維	9
印 刷	5
化 学	4
鉱山と非金属	7
水	4
電力と水道	109
木 材 加 工	2
合 計	206

(出所) Iran Almanac 1967

イランは工業資本が不足しているので、政府自身が工場を建設して運営するケースも多く、1967年1月現在で国营の企業は第10-4表にみられるごとく、206社ある。この内で重要な地位を占めるのは繊維の工場で国内需要の25%を供給し、その次はジュート加工で国内需要の80%を供給している。しかしイラン政府は民間の資本を育てるために電力、水道等の公益部門を除いた大部分の国营企業を民間に払下げの方針をとりつつあり、Iran Factories Limitedという特別な会社を作り、その払下げを推進している。

1966年8月払下げを開始してから、石けん、グリセリン、カンヅメ、食用油等の工場の払下げが完了している。

第 1 1 章 外国企業の進出状況

第 11-1 表 外国企業の進出状況

第 11-1-1 表 国別企業数 (1966年1月現在)

米 国	18
西 独	10
英 国	8
パキスタン	7
デンマーク	4
フランス	3
イタリー	1
ベルギー	1
インド	1
イスラエル	1
ケニア	1
オランダ	1
スウェーデン	1
ス イ ス	1
合 計	60

(出所) Iran Almanac 1967年

前記のような国内資本の育成と平行して、イラン政府は積極的な外資導入策をとりつつあり、第 11-1 表に示すごとく、1966年1月現在で外資系の企業は60社に達している。

最も多いのは米国系企業で18社、つづいて西独10社、英国8社、パキスタン7社、となっている。業種別にみると、医薬品、鉱山、乗用車、トラック(組立)、建材、砂糖、各種電気機械(組立)、ペイント、ワニス等が多い。

しかし日本からの進出企業は自転車タイヤ、チューブの井上ゴムのみである(最近設立されたので、この表には入っていない)。

最近では重化学工業化に対する外国の援助および外国資本の導入も活発に行なわれている。たとえば、1966年1月に締結されたイラン、ソ連経済協定(第 11-2 表)によってソ連は

1971年までに生産能力60万トンの製鉄工場(1973年には120万トンに拡張の予定)と年産3万トンの農業機械、橋りょう、産業機械工場(1969年に生産開始の予定)をそれぞれイスファファンおよびアクラに建設することになっている。またタブリッツ地区におけるチェコの援助による旋盤、モーター、ポンプ、ディーゼルエンジン工場(1969年に生産開始の予定-第 11-2 表)およびルーマニアの援助によるトラクター工場(1970年に生産開始の予定-第 11-2 表)の建設も進んでいる。

第 11-1-2 表 企業名と業種

(1966年1月現在)

国	企 業 名	業 種
米	Don Baxter Inc	血清製造
"	International B.F. goodrich Co.	タイヤ・チューブ製造
"	Ibec Housing corp.	建 設
"	International Daing Engineering Co.	衛生器具製造
"	Webster Publishing Co.	教科書発行
"	Philipp Brothers Ore Corp.	クロム鉱山
"	Olin Mathioson Chemical Corp.	医薬品製造
"	The Colgate Palmolive Co. Ltd.	歯みがき・シャンプー製造
"	Mr. John L. Monta	海 運
"	The Electric Storage	バッテリー

国	企 業 名	業 種
米	American Cyanamid	医薬品製造
"	General Tire & Rubber Co.	タイヤ製造
"	Philipp Brothers Corp.	軽量型鋼の製造
"	Fairhurst Technical Services Inter.	森林開発
"	Dresser A.G	重晶石鉱山
"	American Metal Climax	亜鉛と鉛鉱山
"	Pfizer Corp	医薬品製造
"	Pan Alliance Corp.	板ガラス製造
英	The Cementation Co.Ltd.	土木建設
"	E.P.A.R Co	クロム鉱山
"	Aladdin Industries Ltd.	ヒーターと湯わかし製造
"	Inber Research Ltd.	
"	Inber Research(Jamaica) LTD.Volor Co.Ltd.	
"	Leyland Motors Ltd'	乗用車とトラック組立
"	Keir-Cowder Ltd.	建築資材製造
"	The Rover Co.Ltd.	ジープの組立
"	Rio Tinto Finance & Exploration Ltd	鉛鉱山
"	Rio Tinto ginc Overseas Holding Ltd	
"	Rio Tinto Finance & Exploration Ltd	各種鉱山
ベルギー	Societe general des Minerais,S.A.	各種鉱山
オランダ	N.V.Philips Gloeilampenfabrieken	ラジオ、TVセット、 ステレオ組立
"	OsramG.m.b.h,N.Vphilips	電球製造
"	Verkoopkantoor Vonder Heen N.V.	ラジオ、TVセットの組立
"	N.V.Organon	医薬品の製造
"	Holland powers N.V.	電気工事
"	Pieter Schoen Goon Ltd	ペイント、ワニスの製造、 販売
デンマーク	Mr.S. Overgaard,Mr.P.Tilleborg,Me.H. Behnke	冷蔵
"	Kampsax & Kosangas A/S	ガスの製造、販売
"	A/S Kosang Int	ガスレンジの製造販売
"	Dansh-Farve-Ogdakfabrik Karaktien	合成ペイントの製造
仏	Societe Miniers et Metalurgique de penarroya	各種鉱山
"	Compagnie de pont A. Mousson	アスベスト建材の製造
西 独	Societe Francaise de Radio et television	ラジオとTVセットの組立
"	Wasag Chemie A.G.	プラスチック製造
"	Bdewa wanfrieder Strich und Wirkweren Fabric	織物製造
"	Wella Vninvest A.G.	化学薬品と化粧品の製造
"	Farbenfabriker Bayer A.G	医薬品の製造
"	Machinenfabrik Bukan R.Wolf A.G	砂糖製造
"	Deutsche Verken Bank A.G	運 送
"	Sazggitter Maschinen A.G	砂糖製造
"	Demag A.G	各種鋼材製造

国	企 業 名	業 種
西 独	C.F.Boehkinger & Soehne,G.M.b.h. Chemie Grunenthal G.m.b.h	医薬品製造
"	Farbwerke Holchst A.G.	医薬品製造
イスラエル	Makhteshim Chemical works Ltd.	
イタリー	Fiat S.P.A	乗用車の組立
"	Improsa pasini Tosoni S.R.L.	レンガとタイル製造
"	Ledoga S.P.A	医薬品製造
インド	Foreign Investment Ltd Kamani Metal Alloys Ltd	銅板製造
ケニア	Sultanali M. Tethabhai and Bros Ltd.	
パキスタン	Mr.Seyed Wajid Ali	乗用車 (Ford) の組立
スイス	Procter & Gamble A.G	
スウェーデン	Aktielloget Bolinder	乗用車 (Volvo) トラクタ ーの組立

(出所) Iran Almanac 1967 年

第 11-1-3 表 進出計画中の企業

国	企 業 名	業 種
米	Allied Chemical Corp. F.M.C Corp	石油化学
"	Park Davis & Co.	ポンプと農業用器具の製造
"	International Telephone and Telegram Co.	医薬品製造
"	Mack Truck Inc.	乾電池の製造
"	Allied Chemical Corp.	トラックの組立
デンマーク	Farva-og-Lakfabrikon S.Dyrup & S/A Kampman Kierulf & Saxild A/S	ナイロン製造
西 独	Nova-Lux Gesellschaft i Branden burg & Co.	ペイントとワニス製造
"	Bayerischo-Kobel werke A.G	電球製造
		"

(出所) Iran Almanac 1967 年

米国の Goodrich および General Tire はテヘランに大規模なタイヤチューブ工場を最近完成したし、アフズには米国と西独の資本参加によって鉄鋼圧延工場が建設される予定である。また同地には年産 2 万トンのアルミ工場が米国のレイノルズアルミの参加を受けてイラン・パキスタン資本で建設されることになっている。自動車工業の分野でも急ピッチの発展が続いている。すなわち hyland はテヘランのトラック工場を拡張する予定であり、Mack は近くトラックの生産を開始する。1967 年には Rootes の技術援助による乗用車、PEIKAN の生産 (50% 以上の部品はイラン製) がはじまり、Volkswagen, Fiat, Rambler, Citroen 等も乗用車の生産準備を進めている。石油化学ではイラニアンケミカル社が米国のアライドケミカル (アンモニア、尿素)、アメリカンインターナシヨ

ナルオイルLLPG)、B.F.グッドリッツ(苛性ソーダ)の援助を受けて工場建設を行ないつつある。このほか、1965-66年に工場建設許可のおりたものに、セメント、製紙、ガラス、精糖、繊維などの生産計画がある。

第11-2表 共産圏諸国のイラン援助

1. ソ連	
調印	1966年1月17日
金額	2.86億ドル
条件	期間12年 金利2.5%(リアル払い)
プロジェクト	(1) 製鉄工場(イスファファン地区) 生産60万トン、1971年完成予定、1973年には 120万トンに拡張予定 (2) 天然ガスパイプラインの敷設 ペルシア湾 → カスピ海 (3) 農業機械、橋りょう、産業機械工場(アクラ地区) 年産3万トン、1969年に生産開始の予定
2. チェコ	
調印	1966年1月29日
金額	1500万ドル
条件	期間10年 金利2.5%
プロジェクト	旋盤、モーター、ポンプ、ディーゼルエンジン工場(タブリッツ地区) 1969年に生産開始の予定、年産能力モーター5万台/年、ディーゼル4千台/年
3. ルーマニア	
調印	1966年8月8日
金額	3100万ドル
条件	期間10年 金利2.5%
プロジェクト	トラクター工場(タブリッツ地区)1970年に生産開始の予定、年産能力5千台/年

第12章 イランで設立の要望が大である中小規模工業

イラン経済省が提示したリストは以下の通り

ボルト・ナット

工具（切削工具、治具、金型、作業工具）

自動車部品（ピストン、ライナー、ピストンリング、歯車、気化器、燃料ポンプ
電装品、計器、フラッシュ、ドアロック・ヒンジ、ワイヤー、フイ
ルター類、ブレーキライニング、点火プラグ、塔載工具、ジャッキ等）

17千/年の乗用車、4千/年のバス、7千/年のトラック、10千/年の
オートバイ生産の組付用および補修用

工業用スイッチ

グラインダーホイール

ミルク運搬用（20ℓ）のカン（3万ヶ/年）

テニスボール、ラケット

リベット

スプリング

TV、ラジオ部品（トランス、キャパシター、抵抗、ダイヤル、スピーカー）

〔450千台/年のラジオ、45千台/年のTV生産用〕

Vベルト、平ベルト（コンベア用）

フランジカツブリング

ヒューズ

ケーブルサーキュット

ダイカスト

ベアリング

溶接棒

バスチューブ、トイレ器具

移動可能電動工具（ドリル、ノコギリ等）

繊維機械部品（リングトラベラー、シャトル、ボビー、ルーム等）

コンクリートミキサー、ジョークラッシャー

ベルトフラスナー

農機具（すき、おの、つるはし、くわ）

自動車、自転車チューブ用バルブ

チタンオキシド、メチルパラチオン、アシッドダイクロマイ、ビタミンB12

さらにアワズの工業団地に設立したいという希望がある業種は第6章の2参照

各 論 第 Ⅱ 編

タ ン ザ ニ ア

第Ⅱ編 タンザニア

第1章 自然・人口および政治経済

1. 面積・気候

面積は約94万平方キロメートルで、日本の約2.6倍である。気候・風土、生物など変化に富んだ国であるが、おおむねインド洋沿岸地域、南北高地地域、内陸乾燥地域および西部湖岸地域の四つに区分して考えることができる。

インド洋沿岸地域は海岸より16キロないし60キロまでの地域で高温多湿の熱帯的海洋性の気候を呈しており、南北高地地域は北部国境附近のキリマンジェロおよびメルーの両火山々麓や南部のムベヤを中心とした標高1500メートル以上の地域で、栽培に適した冷涼かつ湿潤な気候の土地である。

内陸乾燥地域は標高600メートルないし1200メートルの高原地帯であり、平均気温17℃前後の降雨量の少ない遊牧地帯である。また西部湖岸地域はタンガニカ湖、ビクトリア湖に沿った地帯で、コンゴの熱帯雨林に近く、高温多湿の気候を呈している。

2. 資源

ダイヤモンド、金、錫、銀、塩などであるが、ダイヤモンド以外の産出額は非常に小さい。

3. 人口

都市名	人口	都市名	人口
ダレスサレム	12.9万人	ドドナ	1.3万人
タンガ	3.8万	ムトクラ	1.0万
ムアンザ	2.0万	リンディ	1.0万
タボーラ	1.5万	アリユース	1.0万
モロゴロ	1.5万	イリンガ	0.9万
モシ	1.4万	ムベヤ	0.7万

人口は1964年には1015万人で、999万人のアフリカ人と16万人の非アフリカ人からなる。非アフリカ人の内訳はインド人、パキスタン人、アラブ人、13.6万人とヨーロッパ人2.7万人である。全体の人口は、1966年には1040万人に達したものとみられている。なおタンザニアのアフリカ人は122

の部族からなっているが、100万人以上の部族はスクマ族のみで、勢力の対立した部族がおらず政治的な安定に非常に役立っている。

都市別にみると1957年の数字でやゝ古いが上の表のようになっている。

4. 政治・政党

タンガニカ共和国およびザンジバル人民共和国は、夫々1961年12月および1963年12月英国より独立した。両国は1964年合併してタンガニカザンジバル連合共和国を形成し、さらに同年10月タンザニア連合共和国と改称した。新憲法は暫定的にタンガニカの憲法を修正して用いることになり、また連合共和国政府は、外交、国防など主要事項の管轄権を有することになった。議会は定員204名で、この内107名は選挙で選出される。

政党は、タンガニカの単一政党であるタンガニカ、アフリカ国民同盟党(TANU)と、ザンジバルの単一政党アフロ・シラジ党が合併して、単一政党となっている。

部族間の対立は多少あるが、多数部族の数が多いので却って勢力均衡が保たれ、ニエレレ大統領の下に割合政情は安定しているとみられている。英国の対ローデシア政策が生ぬるいとして1965年12月英国と断交し、米、西独との関係も釈然としない。一般的には非同盟中立政策をとっているが、ダレスサレムに中共大使館を置き、ソ連、中共よりの経済援助を受けている。ただし共産主義をとっているわけではなく、アフリカ人社会主義ということではいわれるアフリカナイゼーションを推進している。

5. 経済の概況

タンザニアのGNPの構成比をみると、1966年で第1-1表にみられるごとく農業が55%、商業が14%、サービス業が12%、工業は5%、鉱業は3%となっている。

第1-1表 国民総生産・国民所得・1人当り国民所得 (単位 百万シリング)

部 門	年 1960	年 1961	年 1962	年 1963	年 1964	年 1965	年 1966	年 1966 の%	年 65→66 の変化率	年 60→66 の平均 成長率
農 業	2256	2282	2485	2787	2805	2651	2919	54.7	+10.1	+ 4.3
鉱 業	104	110	103	88	121	122	143	2.7	+17.2	+ 5.4
工 業	109	139	154	156	194	222	271	5.1	+22.1	+16.4
建 設	91	117	122	124	154	158	171	3.2	+ 8.2	+11.1
水道および電力業	25	27	30	32	35	37	48	0.9	+29.7	+11.5
商 業	419	445	484	517	600	658	766	14.3	+16.4	+10.6
貸 家 業	160	167	175	187	222	246	267	5.0	+ 8.5	+ 9.0
運 輸 業	175	171	188	188	197	216	246	4.6	+13.9	+ 5.8
サ-ビス業(含政府)	362	412	448	468	509	570	624	11.6	+ 9.5	+ 6.5

区 分	年 1960	年 1961	年 1962	年 1963	年 1964	年 1965	年 1966	年 1966 の%	年 65→66 の変化率	年 60→66 の平均 成長率
国内総生産	3701	3870	4189	4547	4837	4880	5455	—	+11.8	+6.7
海外からの所得				-110	-76	-74	-113	-2.1		
国民総生産 減価償却(-)				4437 217	4761 244	4806 255	5342 304	100.0	+11.0	—
国民所得				4220	4517	4551	5038		+10.5	—
人 口 (百万)				9.8	10.0	10.2	10.4		+2.0	—
1人当り国民所得 (シリング)				450	452	446	485		+8.5	—
				64.2	64.6	63.8	69.3		+8.5	—

(出所) Background to the Budget

農業についてみると、そのウエイトは63年の63%からみるとかなり下がってきてはいるが、依然タンザニア経済の中心をなしている。主要作物はサイザル麻（非アフリカ人によるプランテーション経営）、原綿、コーヒー豆（アフリカ人の小農経営）で、輸出についても1966年においてこの3品目が全体の約半分を占める。その他砂糖、カシユーナッツ、グラードナッツ等が栽培されている。

商業のウエイトもかなり高いが、ケニアを根拠とする非アフリカ人（主としてインド、パキスタン人）に完全に支配されており、タンザニアが植民地時代から続いたケニアとの植民主義的組帯からのがれ得ない一つの原因となっている。

鉱業のウエイトは低いがダイヤモンドは重要な産物であり、その1966年の産出額は1億8000万シリングで全鉱産物の83%を占め、全輸出の20%近くはダイヤモンドである。

工業のウエイトも5%でまだ低いが、その伸び率は高く、1960年から66年の間に年平均16.4%伸び、1965年→66年については22.1%も伸びている。（1963年における工業のウエイトは3.5%にすぎなかった）。

GNPは1963年の44億37百万シリング（6.3億ドル）から66年には54億55百万シリング（7.8億ドル）へ3年間で22%ふえている。とくに1965年→66年の間は11%も伸びた。

一方1人当りの国民所得は1963年の64.2ドルから66年には69.3ドルにふえているが、東アフリカ3国では最低である。しかし、主要産業における農業でアフリカ人の土地所有の比率が高いので、アフリカ人1人当りの所得はウガンダとならんでケニアよりも高いとみられている。

第 2 章 貿易・国際収支および外国為替管理制度

1. 貿易の動向と国際収支

タンザニアの経済において外国貿易は重要な役割を果たしている。たとえば、輸出品の国民総生産に対する比重をみても、すでに30%を超えるほどにまで至っており、とくに1966年には34.2%とこれまでにない水準に達した。かかるタンザニアの貿易を分析する場合、まず1961年12月のEast African Common Service Organization(EACSO—東アフリカ共同役務機構)に基づいて行なわれてきたケニア、ウガンダとの取引、すなわち、域内貿易とそれ以外の通常の外国との取引、すなわち域外貿易との2面に分けてみる必要がある。そのうち、域内貿易についてみると、1964年4月に調印された「カンバラ協定」、最近採られている輸入制限措置などに代表される一連の動きをみても明らかとなり、他の2国との経済格差からタンザニアの一方的かつ恒常的な入超に推移しているのが特徴である。この2、3年の入超巾は30百万ドル程度であるが、遂年増大の傾向にあり、これを域外貿易の出超でかろうじてバランスをとっているのが現状である。このように国の経済を支えている域外貿易の最近の動きをみると、1965年における輸出の減退と出超巾の著減、1966年における輸出入両面の活発化と出超巾の小巾増大、兩年通しては交易条件の悪化等がその特徴として、目立っている。1965年の輸出は、前年実績の90%に止まったが、これは綿花と共にそれぞれタンザニアの3大輸出品の一つであるコーヒーとサイザル麻がとくに輸出価格の下落によって著減を余儀なくされたことによるものである。一方、輸入は引続き拡大基調にあり、1965年には対前比14%の伸びをみせたので、当然のことながら出超巾は極度に縮小し、34百万ドルと前年実績72百万ドルの2分の1にも達しなかった。この間、主要輸出品を中心に輸出価格が平均9%下落したのに対し、輸入価格は逆に5%程上昇したので、交易条件はかなり悪化した。

第2-1表 外国貿易 (百万ドル)

区 分	1964 年	1965 年	1966 年
輸 出			
域 外	203.8	183.8	232.7
域 内	15.0	16.9	13.7
再輸出	4.8	4.3	15.1
計	223.6	205.1	261.5
輸 入			
域 外	131.5	149.5	190.3
域 内	44.8	47.2	46.5
計	176.3	196.7	236.7
受払(△)超			
域 外	72.3	34.3	42.4
域 内	△ 29.8	△ 30.3	△ 32.8
計	47.3	8.3	24.8

(出所) Background to the Budget 1967-68

第2-2表

外国貿易指数 (1960年=100)

区 分	1964年	1965年	1966年
貿易金額			
輸 出	128	115	145
輸 入	117	122	156
貿易量			
輸 出	113	111	139
輸 入	108	107	140
価 格			
輸 出	113	103	103
(綿 花)	98	97	91
(コ - ヒ -)	115	105	103
(サイザル麻)	142	91	81
(カシユ-ナツ)	101	112	121
輸 入	109	114	117
交易条件	104	90	88

(出所) Background to the Budget 1967-68

第2-3表

国際収支 (百万ドル)

区 分	1964年	1965年	1966年
物 資			
輸 出	213.1	198.8	260.6
輸 入	175.3	194.0	253.8
収 支	37.8	4.8	6.8
サ-ビス(ネット)			
運賃・保険	0.8	1.2	4.6
その他運輸	0.3	1.4	2.5
外国旅行	1.2	1.7	1.6
外国投資	△ 10.6	△ 10.4	△ 15.8
政府取引	2.5	2.2	1.8
その他サ-ビス	△ 3.4	△ 3.4	△ 3.2
計	△ 9.2	△ 7.3	△ 8.3
物資・サ-ビス・収支	28.6	△ 2.5	△ 1.4
移転収支			
民 間	0.6	1.4	0.5
政 府	2.5	4.2	0.1
計	3.1	5.6	0.7
経常勘定収支	31.7	3.1	△ 0.8
資本勘定収支			
民 間	△ 7.8	△ 4.2	
政 府	14.6	19.9	
短期	—	—	
長期	14.6	19.9	
計	6.7	15.7	
誤差脱漏	△ 53.2	△ 21.0	
総合収支	△ 14.8	2.2	

(出所) Background to the Budget 1967-68

1966年は、気候条件に恵まれ農産物の生産が上がり一般に輸出は好調に推移した。輸出金額は、前年実績に比して27%増という大巾な伸びをみせたが、これはコーヒーと綿花の輸出急増に負うところ大であった。この間、これら2商品の輸出価格は改善されるどころかむしろ下落の一途を辿っていたから、輸出金額の増大は、かかる悪条件を吸収してなお余りあるほどの量的拡大によって支えられたとみるのが妥当である。一方輸入は、1966年にはさらに膨脹テンポを増し、対前年比27%の増加率を示した。これは、1964年7月から実施し、現在進行中の第2次5カ年開発計画（総投資額8億弱、経済成長率6.7%）に基因しているとみられる。しかし、輸出増があったにもかかわらず、これと同等の輸入増があったため、出超巾は42百万ドルに止どまり、期待されたほどの改善はなかった。また交易条件は前年に引続いて、輸入価格が上昇したためさらに悪化の様相を深めた。

かかる貿易の動きは、国際収支面にも直接的な影響を与えている。1964年に38百万ドルを記録した貿易収支上の黒字は1965年には5百万ドル、1966年には7百万ドルと大巾に縮小した。したがって1965年からは、貿易収支上の黒字をもって、7～9百万ドルの線で推移してきた貿易外収支上の赤字さえカバーすることが不可能となった。これらの赤字は1965年には、英国からの贈与等移転収支によって救済されたものの、1966年には期待されたほどの贈与が得られず、経常勘定収支は小巾ながら赤字に転じている。一方、資本勘定では、世銀をはじめ外国政府からの長期借款が実現して好転している。しかし、総合収支では、項目計上不可能の資本流出が巨額に上がったため結局、1964年には15百万ドル、1965年には2百万ドルの赤字を記録した。1966年も莫大な外国借款が得られない限り、国際収支の改善は期待できないとみられている。これらの状況を反映して、タンザニアの外貨準備は必ずしも良好とは言い難い。

たとえば、1966年8月末現在における中央銀行の外貨保有高は40.6百万ドルで、4カ月分の輸入相当額（1966年 63.4百万ドル）という目標数値をかなり下回っている。

2. 商品別域外輸出の動向

まず、タンザニアの輸出を商品別に分類してみると、実に80%以上が所謂一次産品によって占められており、完全な低開発国型輸出構造を呈している（第2-4表）一次産品は殆んど農産物であるが、なかでも綿花、コーヒー、サイザル麻は輸出の3大商品として、例年全体の50～60%の外貨を稼いできている。（第2-5表）

第2-4表

特殊分類別輸出構成(域外) - 1966年

品 目	輸 出 額	%
食 料 品 ・ 家 畜	81.8百万ドル	36.9
飲 料 ・ タ バ コ	2.4	1.1
原 材 料 (除 燃 料)	104.0	47.0
鉱 物 性 燃 料	0.7	0.3
動 ・ 植 物 性 油 脂	0.7	0.3
化 学 品	1.5	0.7
製 造 品	27.9	12.6
そ の 他	2.5	1.1
合 計	221.5	100.0

(注) ザンジバルを除く

(出所) East African Customs and Excise 1966

第2-5表

商品別輸出構成(域外)

(百万ドル)

商 品 名	1964年	1965年	1966年
綿 花	27.7	34.2	49.0
コ ー ヒ ー	30.9	22.7	42.4
サ イ ザ ル 麻	61.2	40.0	32.9
ダ イ ヤ モ ン ド	19.0	19.9	25.2
カ シ ュ ー ナ ツ ツ	9.2	11.6	14.0
丁 子	6.0	6.4	11.1
肉 類	6.0	5.3	8.0
油 種 子	8.5	8.0	7.4
茶	4.3	3.1	6.2
皮 革	3.6	4.2	6.0
金	3.2	3.2	2.1
そ の 他	24.2	25.2	28.4
計	203.8	183.8	232.7

(出所) Background to the Budget 1967-68

そのうち綿花は、香港、日本、中共、西独を主な輸出市場として、1965年には前年実績に対して24%増を示し、輸出全体に占めるウエイトは14%から19%に増大、輸出商品としての地位も3位から2位に上昇するなど、着実な伸びをみせたが、かかる現象は、他の2商品が内外の諸要因から大巾な輸出減を余儀なくされたのとは非常に対照的であった。さらに1966年には、作付面積の拡大、栽培方法の改良に加えて、気候条件に恵まれたこと、虫害も僅小に止まったことなどが幸いして生産が増大し、輸出は一段と好調に推移した。すなわち対前年比では43%増を記録

し、ウエイトは21%に高まって、遂に輸出不調のサイザル麻を抜き、輸出商品として一躍首位の座を占めるに至った。しかし、綿花の輸出に必ずしも問題がないわけではない。たとえば、輸出価格は、国際相場を反映して年々漸落傾向にあり、とくに1966年には前年に比較して6%も下落している。したがって、かかる輸出の好調は、価格軟化の悪条件を吸収してなお余りあるほどの量的拡大に支えられたとみるべきであろう。事実、1966年の輸出量は前年の55千屯から85千屯と53%も増大している。なお、将来の見通しとしても必ずしも楽観は許されていない。化合物の進出によって、世界における綿花の需要は伸び悩みをみせており、また、国際市場における価格も改善の方向にはないとみられている。かかる環境のなかで、タンザニアの綿花が今後とも安定した輸出商品としてその地位を維持し、かつ高めて行くためには、さらに品種の改良、化学肥料、化学薬剤のより一層の利用などを通じて、質的にも、量的にも、国際競争力を強化して行く努力が必要と思われる。

次に、コーヒーは、米国、西独、カナダを主要な輸出市場としているが、最近の動きにはかなりの波が認められる。すなわち、1965年には、生産がほぼ前年並みの水準を維持できたにもかかわらず、輸出量はブラジル産に圧倒されて、前年の29千屯から25千屯へと15%程度減少し、これに輸出価格がおよそ9%下落したことが重なって、輸出額は前年実績に比較して27%も縮小した。このため、コーヒーの輸出全体に占めるウエイトは前年の15%から1966年には13%にまで下がり、輸出商品としての地位も2位から3位に転落した。これに対し、1966年には、気候上の好条件、広範囲に亘る薬剤の使用などから、生産が大いに上がり、輸出量は対前年比82%増に相当する46千屯とこれまでにない最高の水準を記録した。この間輸出価格は前年に引続き漸落傾向を辿ったもののその巾が2%程度に止まったため、輸出額は前年の実績に比較して実に87%増という異常な伸び率を示すに至った。この結果、輸出全体のなかに占めるウエイトは18%に上昇し、また輸出商品としての地位も、2位を回復した。

もう一つの主要輸出商品であり、また、英国、ベルギー、オランダ、西独などをその主な輸出市場としているサイザル麻は、1964年まではタンザニアにおける最大の外貨獲得商品として他の追随を許さなかったが、1965年以降は、様相が一変している。すなわち、1965年における輸出は前年の209千屯から210千屯へと量的にはほぼ横這いに推移したにもかかわらず、輸出価格が36%安と暴落したため、輸出額は大巾に減退し、前年実績の70%にも達しなかった。因みに、サイザル麻の国際市場相場をみると、1963年の屯当り、134英ポンドから、1964年には100英ポンド、1965年にはさらに84英ポンドへと大巾な下落をみせている。ともあれサイザル麻の輸出商品としての座は一応確保されたものの輸出全体に占めるウエイトは22%に止まり、前年の30%をかなり下回った。1966年に入っても事態は一向に改善されていない。輸出価格がさらに11%安と軟化を続けているばかりでなく、最近の化合物の進出に押されて、輸出量が対前年比7%減と全くの伸び悩み症状を呈するなど、環境はむしろ益々厳しさを増している。このため輸出額は前年実績を更に18%も下回る結果となり、輸出全体に占めるウエイトが、前記2商品の著増傾向との相対関係から14%にまで激減したのがとくに目立った。輸出商品としての

地位も、首位の座を譲り渡したばかりでなく、3位にまで後退している。タンザニアのサイザル工業は、殆んど輸出に依存しているので、かかる極度の輸出不調は、サイザル、エステートの閉鎖など深刻な国内問題にまで発展している。ブラジル、メキシコなど主要なサイザル生産国でも多かれ少なかれ同様の問題に直面している。かかる事態に対処するため生産国は最近数量割当を相互に行なうことに決定し、過当競争を排除するとともに価格の安定、維持を狙いとした。この決定によれば、タンザニアの1968年の割当量は206千屯でほぼ1964年並み、価格はC I F Europe ￡73-10-0に決定されて、事態の改善に大きく寄与するものと期待されている。

その他の主な輸出商品としては、ダイヤモンドが主として英国向けに、カシュウナツツが殆んどインド向けに輸出されており、近年着実な伸びをみせているのも注目に値しよう。

3. 商品別域外輸入の動向

まず、タンザニアの輸入構成を特殊分類別でみると、機械類、輸送設備、金属製品等など経済開発の進捗に伴って必要とされる商品の輸入が大きな伸びをみせている(第2-6表)。1965年における機械類の対前年比伸び率は19%を示し、輸送設備は13%増、金属製品等は20%増をそれぞれ記録した。これら所謂資本財の輸入増が輸入全体の増加に寄与した比重は73%にも達し輸入全体に占めるウェイトも前年の49%から52%に上昇した。

第2-6表 特殊分類別輸入構成(域外)

(百万ドル)

品 目	1964年	1965年	1966年
食 料 品	7.0 (5.7)%	9.5 (6.7)%	14.1 (7.8)%
飲 料・タバコ	0.8 (0.6)	0.8 (0.6)	1.2 (0.7)
原材料(燃料を除く)	1.4 (1.1)	2.5 (1.8)	1.5 (0.8)
鉱 物 性 燃 料	6.4 (5.2)	3.4 (2.4)	9.0 (5.0)
化 学 品	9.0 (7.3)	10.9 (7.8)	12.8 (7.1)
織 物	25.2 (20.5)	24.6 (7.6)	35.0 (19.5)
金 属 製 品 等	22.4 (18.2)	28.3 (20.2)	27.2 (15.1)
そ の 他 製 造 品	10.1 (8.2)	11.2 (8.0)	12.5 (6.9)
機 械 類	22.0 (17.9)	27.2 (19.4)	30.8 (17.1)
輸 送 設 備	16.0 (13.0)	17.9 (12.8)	27.7 (15.4)
そ の 他	2.9 (2.3)	3.8 (2.6)	8.1 (4.5)
合 計	123.2 (100.0)	140.1 (100.0)	179.9 (100.0)

(注) ザンジバルを除く

(出所) East African Customs and Excise 1966

1966年には輸送設備の輸入が道路開発の進展に応じて引続き鋭角的な伸びをみせたが、とくに鉄鋼製品の輸入が減退したのをはじめとして一般に機械類の輸入増のテンポは鈍化した。このためこれら資本財の輸入全体に対する増加寄与率は43%に下がり、輸入全体に占めるウェイトも48%と5割の線を下廻った。

一方織物を中心とする所謂消費財部門の輸入は、1965年には前年に比較して7%増とほぼ横

這いに推移したのに対し、1966年には一挙に36%増と著しい伸びを示した。輸入全体に占めるウェイトも33%から35%に上昇した。しかし、消費財のうち奢侈品に属するものに対しては現在高関税がチェック要因となっており、また織物、砂糖、ビール、ビスケット、加工食品など所謂日用必需品に属するものは、タンザニアの工業化計画の要であって、国産化が提唱され、推進されてきている。したがって今後の見通しとしては、大巾な拡大基調が長期間継続するとは考えられず、やがて減少傾向を辿って行くものと期待されている。

個別商品別では、機械類、綿織物、バス、トラックなどの輸入の伸びが著しい(第2-7表)。その他、電気機器、人絹織物、乗用車、穀類、タイヤ、チューブ、原油など一般に輸入増を記録したが、非鉄金属製品、鉄鋼、タバコ、ビール、ラジオなどは逆に輸入減となった。

第2-7表 商品別輸入構成(域外) (百万ドル)

商 品 名	1965年	1966年
機 械	14.3	18.6
綿 織 物	9.5	14.9
バス・トラック	8.4	13.6
非鉄金属製品	12.1	10.8
電 気 機 器	6.3	7.4
鉄 鋼	7.0	6.1
化 合 織 織 物	3.5	5.6
乗 用 車	3.3	4.7
穀 類	1.3	4.3
タイヤ・チューブ	2.6	3.7
原 油	—	3.6
ジ ュ ー ト 袋	2.3	3.5
紙 類	2.7	3.2
薬 品	2.8	3.1
そ の 他	64.0	76.8
合 計	140.1	179.9

(注) ザンジバルを除く

(出所) East African Customs and Excise
1966

食料品のなかでは、加工食品、缶詰食品を中心に増大したが、これらは、生活様式の近代化や常食の転換にかなりの効果を挙げたといわれている。しかし、一般に食品輸入は、国内における食品加工工業の発達につれて、漸減傾向を辿るとみられており、すでに、タバコ、ビールの輸入は国産化が進められた結果減少している。その他最近輸入が増大しているワイン、茶、コーヒー、ココアなどの飲料も、国産化によって輸入が縮小するものと期待されている。原油は、現在審査中のマクイア島、ルフィジー・デルタ地帯において有望な油田が発見されない限り、その輸入は増大の一途を辿るものと思われる。

肥料の輸入は、最近の5年間で4倍に達した。農業の重要性が強調されている折から、肥料の輸入はさらに増大する要素が大きい。薬品を中心とする化学製品は当分の間輸入依存からの脱却は無理で、輸入の増大傾向は避けられない見通しである。

製造品のうち、皮製品、木材、紙製品、織物等の輸入が急角度で上昇したのに対し、セメントは減少し始めている。これら商品、とくにセメントについては、さらに輸入代替工業のより一層の発展が期待されている。

輸送設備のうち、トラックはタンザニアの輸送手段として重要な役割を果たしている。道路網の整

備は、開発計画における重要項目の一つになっており、舗装道路は1966年に7%増加、現在建設中のものが完成した場合は、さらに41%も増加すると見込まれている。かかる環境の整備に呼応して、トラックの需要はますます高まる傾向にあり、輸入の累増は避けられそうにない。乗用車の輸入は、最近5年間一定の割合で伸びてきているが、無制限な外貨割当は保証されていないので今後、急激に拡大するという可能性はまず少ないとみななければならない。

4. 相手国別域外貿易の動向

まず、地域別の貿易規模をみると、英国を中心とするスターリング地域との取引が最も多く、1966年には190百万ドルの線に達して前年の161百万ドルを18%ほど上回った(第2-8表)。しかし、この間総貿易量が27%の伸びを示したから、全体に占めるウエイトは、1965年の48%から1966年には45%に下がっている。EEC地域は、1965年5%増、1966年4%増と小巾ながら上伸しているが、全体に対するウエイトは21%から17%へ低減した。北米地域は、1966年に対前年比47%増と大きな伸びを記録したものの、ウエイトは未だ9%程度を占めるに過ぎない。共産圏との取引規模は、逐年順調な伸びを示しているが、ウエイトは7%台に止まっている。日本を中心とするその他の地域は、1966年に至って対前年比78%増と驚異的な伸びをみせ、ウエイトも前年の16%から22%へと高まり、タンザニアにとって重要な取引市場となった。さらに各地域との取引を収支の面でみると、スターリング地域は毎年大巾な黒字、北米地域はかなりの黒字をそれぞれ記録し、しかも、とくに1966年には、黒字巾の拡大現象が認められる。このような好調の原因を探れば、輸出の伸び巾が輸入のそれを大きく上回ったからであり、決して輸入の縮小によってもたらされたものではなかった。貿易規模の拡大基調の下に、かかる収支上の改善が押し進められたことは、重要な意義を持つのであって注目に値しよう。一方、これに対してEEC地域との取引は1965年から赤字に転化したばかりでなく、1966年にはさらに赤字巾の拡大があり、また共産圏との取引は、黒字巾の縮小傾向を経て1966年には赤字に転ずるなど、ともに貿易収支は悪化の一途を辿っている。これは、輸出が減退したにもかかわらず、輸入が増大したという単純な理由によるものであったが、とくに輸出の減少については、これら諸国が他のアフリカ関係国から特惠による輸入を増大させたためとみられいる。その他の地域は日本を主軸としてその貿易収支は逐年改善をみせ、1966年には輸出の伸び巾が輸入のそれを大巾に上回って、結局、黒字に転じている。

次に国別の動向をまず貿易規模の面でみるならば、英国が1965年99百万ドル、1966年120百万ドルとそれぞれ全体の30%以上を占めて断然他を圧している。(第2-9表)。しかも英国との取引は、例年、黒字に推移しており、1966年の黒字巾はさらに拡大しており8百万ドルに達した。しかし、1966年末に英国がタンザニア産サイザル麻から英連邦特権を排除したので、これが今後の輸出にどのように影響してくるか注目を要しよう。西独は、1965年の25百万ドルから1966年には30百万ドルへとその規模を拡大し、全体に対するウエイトも8%を占めて英国に次いでいる。西独との取引では収支はほぼ均衡しているのが特徴といえよう。

第2-8表 地域別貿易規模(域外)

(百万ドル)

地 域 別		1964年	1965年	1966年
スターリング地域	輸 出	101.5	95.6	113.5
	輸 入	60.2	65.5	76.9
	出入超	41.3	30.1	36.6
E E C 地 域	輸 出	43.7	33.7	31.4
	輸 入	22.8	36.0	40.9
	出入超	20.9	△ 2.3	△ 9.5
北 米 地 域	輸 出	23.4	16.4	23.7
	輸 入	8.4	8.8	13.4
	出入超	15.0	7.6	10.3
共 産 圏	輸 出	11.2	16.4	14.7
	輸 入	3.6	9.2	16.7
	出入超	7.6	7.2	△ 2.0
そ の 他	輸 出	24.0	21.7	49.4
	輸 入	36.5	30.0	42.4
	出入超	△ 12.5	△ 8.3	7.0
合 計	輸 出	203.8	183.8	232.7
	輸 入	131.5	149.5	190.3
	出入超	72.3	34.3	42.4

米国との間の貿易規模は、1966年に対前年比52%増と急伸し、インドを抑えて第3位に進出した。輸入に比較して、農産物とくにコーヒーを中心とする輸出の増大が著しく、1966年の黒字巾は、前年の2.3倍にも達した。次に位するインドは、輸出入両面ともにタンザニアの安定した取引市場となっている。1966年には前年に比べて輸入がやや下押し気味に推移したにもかかわらず、輸出がカシューナッツを中心にかなりの伸びを示したので、黒字基調の収支は一段と改善の方向を歩んだ。しかも、インドとの間に特惠貿易協定が成立したので、貿易規模の拡大はさらに促進されるものと期待されている。

日本との取引は1965年の18百万ドルから1966年の25百万ドルへと42%の拡大となったが、この間に大きな変化が認められる。すなわち、1965年には、輸入が輸出の2倍強と完全に片貿易症状を呈した。これが是正のためタンザニア政府は、日本からの輸入を輸出の水準を超えない範囲内に制限したので、翌1966年には輸出は大巾に伸び、旁々輸入が前年実績を9%程下回ったので、収支は一挙に黒字に転じている。

香港との貿易規模も、1966年には前年に比べて45%増と好調であった。香港との取引では輸出規模が輸入規模を常に大巾に上回り、恒常的に多額の黒字を計上しているのがその特徴であるが、1966年にはさらに大巾な輸出増があつて15百万ドルの黒字を記録し、同年における貿易全体の黒字額42百万ドルの強力な支えとなった。共産圏を代表する中共とは、着実にその貿易規模を拡大しているが、1966年の実績を前年に比較すると、輸出が21%減と大巾に後退したの

に対し、輸入が112%増と逆に急激な伸びをみせたので、それまで、黒字基調に推移してきた貿易収支は、小巾ながら赤字に転じている。しかし、綿花、コーヒーその他農産物の輸出にかかる双務協定を背景として、今後の対中共輸出の増大が期待されている。また、絶対額としては未だ小規模ながら、東欧諸国、なかでもポーランドと東独の最近における著しい伸びが目立ってきている。とくに東独とは近く新協定が成立されることになっており、これにより、両国間の貿易はより一層拡大して行くものと期待されている。

第2-9表 主要相手国別貿易規模（域外）（百万ドル）

国名	1965年			1966年		
	輸出	輸入	出超	輸出	輸入	出超
英 国	53.1	45.5	7.6	64.3	56.1	8.2
西 独	13.5	11.6	1.9	15.6	15.4	0.2
日 本	4.7	13.0	△ 8.3	13.4	11.7	1.7
米 国	10.6	7.9	2.7	17.2	10.9	6.3
中 共	12.1	4.9	7.2	9.5	10.4	△ 0.9
イ ン ド	13.4	9.6	3.8	16.3	9.3	7.0
イ タ リ ー	3.2	11.2	△ 8.0	4.6	8.7	△ 4.1
オ ラ ン ダ	8.2	6.0	2.2	8.4	7.6	0.8
イ ラ ン	0.3	2.0	△ 1.7	0.1	5.8	△ 5.7
フ ラ ン ス	2.4	3.9	△ 1.5	1.6	5.6	△ 4.0
香 港	14.2	2.3	11.9	19.4	4.5	14.9
パキスタン	0.3	1.5	1.2	0.3	4.0	△ 3.7
ベルギー	6.1	1.6	4.5	6.3	1.6	4.7
カ ナ ダ	5.4	0.3	5.1	6.3	0.9	5.4
そ の 他	28.3	18.8	9.5	38.2	27.4	10.8
合 計	175.8	140.1	35.7	221.5	179.9	41.6

（注） ザンジバルを除く

（出所） East African Customs and Excise 1966

5. 主要商品の相手国別輸出入構成

まず主要輸出品品について、1966年の実績でみるならば、綿花は、香港向けが全体の39%を占めて最も多く、日本、中共、西独向けがそれぞれ18%、15%、9%でこれに次いでいる。（第2-10表）。コーヒーは主に欧米を中心として輸出されているが米国、西独、カナダが3大市場としてそれぞれ27%、13%、10%の比重を占めた。サイザル麻の最大の得意先は全体の25%を確保した英国であるが、ベルギー、オランダ、西独向けにも、11%、9%、8%の輸出が行なわれた。ダイヤモンドは100%英国向けに、またカシユーナッツは殆んどインド向けに輸出された。茶も大半は英国向けであって、その比重は85%にも及んでいる。除虫菊の市場は、米国と英国がそれぞれ58%、38%の比重を占め、事実上この2カ国に限定された。綿実については英国とデンマークが大手市場を形成しており、ともに45%前後の比重を占めた。

一方主要輸入商品について、同じく1966年の実績でみると各部門における英国の圧倒的優位

性がはっきりとわかれる。(第2-11表)。

第2-10表 主要商品の相手国別輸出構成—1966年

商 品	輸出金額 (百万ドル)	構 成 比 (%)
綿 花	49.0	香港(38.7) 日本(18.4) 中共(15.0) 西独(9.3)
コ ー ヒ ー	42.4	米国(27.4) 西独(12.8) カナダ(9.7)
サ イ ザ ル 麻	32.9	英国(24.8) ベルギー(11.3) オランダ(9.4) 西独(8.4)
ダ イ ヤ モ ン ド	25.2	英国(100.0)
カシユー・ナツツ	14.0	インド(99.9)
茶	6.2	英国(83.0)
除 虫 菊	4.0	米国(57.7) 英国(38.3)
綿 実	3.6	英国(45.5) デンマーク(43.6)

(注) 1. 域外輸出 2. ザンジバルを除く
(出所) East African Customs and Excise 1966

第2-11表 主要商品の相手国別輸入構成—1966年

商 品	輸入金額 (百万ドル)	構 成 比 (%)
建設・鉱山機械	2.6	英国(46.0) 米国(20.3) 西独(11.7)
食品加工機械	2.1	英国(49.5) 西独(28.6) オランダ(12.4)
織 維 機 械	2.4	西独(48.3) 英国(27.9) 日本(7.6)
綿 織 物	14.9	中共(24.3) インド(22.4) 日本(21.6)
化 合 織 絨 物	5.6	中共(28.8) 日本(26.5) インド(13.4)
ト ラ ッ ク	6.6	英国(36.1) イタリア(24.4) フランス(12.4) 日本(10.7) 西独(10.6)
乗 用 車	4.7	フランス(34.3) 西独(27.4) 英国(26.0) 日本(5.8)
自動車部品	4.5	英国(64.9) 西独(13.8) フランス(8.1) イタリア(5.1) 日本(3.7)
自動車用タイヤ	3.0	英国(50.8) フランス(22.7) 西独(18.8) イタリア(8.4)
自動車部品	1.5	英国(47.8) 中共(21.1) インド(12.1) 日本(7.0)
発動機・変圧器	0.7	英国(60.0) 西独(10.2) オランダ(7.7)
ラジオ受信機	0.8	オランダ(26.7) 日本(25.8) 西独(24.1)
冷 蔵 庫	0.5	イタリア(35.8) 英国(29.8) 米国(15.9)
鉄 鋼	6.1	英国(37.7) 日本(26.2) ベルギー(8.2) フランス(8.2)
金 属 製 品	2.6	英国(68.6) 西独(11.7) 米国(9.5)
原 油	3.6	イラン(68.7)
ジ ュ ー ト 袋	3.5	パキスタン(94.9)
薬 品	2.0	英国(70.3) 西独(9.8)
殺 虫 剤	2.2	英国(48.4) 西独(20.0)
塩 ビ 製 品	0.9	西独(41.4) 英国(34.9) イタリア(8.8)

(注) 1. 域外輸入
2. ザンジバルを除く
(出所) East African Customs and Excise 1966

まず、機械類のうち、建設、鉱山機械および食品加工機械は、50%近いシェアを占める英国の独占的な市場となっており、西独、米国が20%前後でこれに次いでいる。繊維機械は西独が48%のシェアを確保して強く、英国は28%、日本は8%と僅かな喰い込みをみせた。綿織物については中共の進出と日本の後退が最近とくに顕著であって、中共24%、インド22%、日本22%とタンザニア市場におけるシェア争いは、一段と熾烈さを増している。化合織物についても、同様の現象が起っており、中共と日本が29%、27%と激しい競合関係に入っており、インドも13%を確保するまでに至った。

輸送設備の著増が最近のタンザニア貿易における特徴の一つとなっているが、そのうちトラックは英国が36%と強く、イタリアの24%がこれに次いでいる。フランス、日本、西独のシェアは、それぞれ11~12%程度に止まり、上位2カ国に一步を譲った。乗用車では、フランスの伸びが著しく34%のシェアを占めて優位に立った。西独および英国は、それぞれ27%、26%の線にまで後退して、フランスを急迫する立場に変っている。

日本は僅か6%を達成したに過ぎず、いまだしの感が強い。自動車部品、自動車用タイヤおよび自転車部品では、英国が50~60%のシェアを占めいわば独占市場としてその地盤を築いており、他国のつけ入る余地はあまり残されていない。すなわち自動車部品における西独の14%、自動車用タイヤにおけるフランスの23%、自転車部品における中共の21%程度がせいぜいで、その他は10%にも満たないのが現状である。

電気機器のうち、発電機変圧器はやはり英国が60%と強く、ラジオ受信機ではオランダ27%日本26%、西独24%と3カ国が、また冷蔵庫ではイタリア36%、英国30%と2カ国がそれぞれ激しいシェア争いを演じている。鉄鋼は、英国と日本が38%、26%とシェアが高く、ベルギー、フランスはともに8%程度で問題にならない。金属製品もまた英国の独占市場であり、そのシェアは69%にも達している。原油は69%のイラン、ジュート袋は95%のパキスタンがそれぞれタンザニア市場を独占している。化学製品のうち、薬品、殺虫剤については、英国がそれぞれ70%、48%のシェアを占めて圧倒的な優位を誇っており、西独の10~20%を大きく引離している。

6. 域内貿易の動向

(1) 共同市場としての域内貿易

タンザニアは1961年12月の独立と同時に、ケニア、ウガンダの2カ国とともに、東アフリカ共同役務機構(EACSO East African Common Service Organization)を組織したが、これによって、域内の物資、サービスおよび資本、労働の自由移動が相互に認められ、また域外に対しては共通関税が設定されるなど、所謂経済単位のあまりにも小さいアフリカ新興諸国のなかで、貴重な広域経済圏の形成、すなわち共同市場の誕生として注目されかつ期待された。その発足後はさらに通信、鉄道、港湾、航空の共同管理などの実施を通して3国間の協調体制が維持され、それなりにかなりの成果を挙げてきたが、他の2カ国がそれぞれ独立を完了した1964年頃から、3国間の経済発展に格差が生じ具体的にはタンザニアの他の2カ国に対する

貿易上の大巾赤字という形で利害が対立するに至った。1964年4月に調印された「カンバラ協定」は、正にかかる3国間の経済発展の偏向を是正して、生産分配機構を各国ベースに再編成しようとするものであった。そのため、新規産業の適正配置と域内貿易における輸入割当制の採用の2項目が具体的対策の骨子となったが、その後本協定は批准されることなく、そのまま放置されてしまった。この間、産業適正配置への努力も思うように実らず、これを不満とし、かつ赤字累増に悩むタンザニアは、貿易収支の改善と新規工業の保護育成を目的として、1965年から、ケニア、ウガンダからの特定物資に対して輸入制限を実施している。

このように、共同市場の運営が、完全に坐折の状態に追い込まれたため、3国は1965年末から、デンマークの経済学者、フィリップ博士を団長とする所謂フィリップ・ミツシオンに委嘱して、共同市場の前途を調査していたが、この程漸く3カ国間に合意が成立し、1967年6月6日カンバラにおいて、東アフリカ共同体条約（TEAC: Treaty for East African Co-Operation）が調印されるに至った。本協定は1967年12月1日から発効予定となっているが、これによれば、とくに貿易面では、域外共通関税の再確認および域内輸入制限の撤廃と同時に、域内関税制度（Transfer Tax System）の採用に踏み切ったことが新基軸として注目されよう。域内関税制度は、これまでに全くなかった制度であるが、結局ケニアと他の2国間の経済格差を縮小することを大きな目的としており、その具体的運用は、概ね次の基準に従って実施されることとなっている。

- イ 原則として、貿易収支の赤字国に限定して適用される。
- ロ 関税の適用は8年以内とし、条約発効後15年で全廃する。
- ハ 課税の効果は、5年後に再審査される。
- ニ 課税率の最高限度は、域外共通関税率の50%とする。
- ホ 関税収入は、当該商品の2国間貿易による赤字額を超えてはならない。
- ヘ 課税対象商品は、当該産業が域内で競合関係にあるものに限定される（たとえば、ビール、各種食料品、縫製品、鉄板、毛布など）。
- ト 関税の保護を受ける産業は、当該商品の年間国内消費量の15%の生産実績、もしくは年間最低10万ポンドの生産額を有するものでなければならない。
- チ 関税の保護を受ける産業が生産の30%について輸出可能となった場合は、課税適用が取消となる。

新関税制度には以上の如き各種の条件が付せられてはいるものの、かかる内容の条約が成立したのは、ケニアによる大巾な譲歩があったからに外ならない。かかるケニアの態度は、関税障壁というデメリットよりも、輸入制限の撤廃、つまり自由な域内貿易の保証というメリットを重視したためといわれている。今回の新条約によって、一応東アフリカ3国全体を国産品に限っては一つの市場とみることができるようになり、この点共同市場は大きく前進したとみる向きもないではない。しかし、(i)条約発効後の運営については、なお多くの未解決の問題が残されていること(ii)輸入制限は撤廃されるものの、保護関税障壁が公認された形になり、これは、共同市場本来

の姿であるフリー・コンペティションを否定するものであること(Ⅲ)タンザニアの輸出に対しては直接的かつ積極的な効果は期待できず、むしろ輸入抑制の効果のみ働いて、これも共同市場本来の目的である貿易の均衡的拡大に逆行するものであること、(Ⅳ)1964年のカンバラ協定は、東アフリカ3国間の経済構造上のあつれきから必要に迫られたものであり、このとき共同市場に対する反省、批判が生まれて、輸入制限措置が採用されるなど、すでに共同市場解体の動きがでていたこと等から総合判断を加えた場合、東アフリカ3国の共同市場は、少なくとも後退の道を歩んでいるとみるのが妥当ではなかろうか。

(2) 域内貿易の動向

前項で触れたとおり、1964年のカンバラ協定、1967年の新共同体条約等への一連の動きの原動力は、東アフリカ3国間の経済格差であったがこれはタンザニアのケニア、ウガンダ両国に対する貿易上の恒常的かつ大巾な赤字という形で具現していた。かかる事実の確認はまことに容易であって、たとえば共同市場が発足した1961年以降、タンザニアの他の2カ国に対する貿易上の赤字額は毎年20～30百万ドルを記録し、1966年までの6年間の累積赤字は、167百万ドルにも達している。とくに、1965年までは、輸出が逐年かなりの割合で伸びてきたものの、ケニア産品を中心として輸入が常にそれを上回ったため、赤字巾は拡大の一途を辿った。1966年には、ケニア産品の輸入減が影響して全体的に輸入が20%程減少し、貿易収支の改善が期待されたが、輸出が19%も減退したため、赤字巾はさらに8%も増大した(第2-12表)。それまで、共同市場の構想にそって拡大を続けてきたタンザニアの域内貿易規模は

第2-12表

域内貿易収支

(百万ドル)

国	別	1964年	1965年	1966年
対ケニア	輸出	12.2	13.2	11.3
	輸入	37.9	39.9	37.7
	出入超	△25.7	△26.7	△26.4
対ウガンダ	輸出	2.8	3.8	2.4
	輸入	6.9	7.3	8.8
	出入超	△4.1	△3.5	△6.4
合計	輸出	15.0	17.0	13.7
	輸入	44.8	47.2	46.5
	出入超	△29.8	△30.2	△32.8

(出所) Background to the Budget 1967-68

1966年に至って6%の縮小を余儀なくされた。1966年において輸出が減少した主なものは、食料品、タバコ、衣類、植物油などで、化学品は逆に増大した(第2-13表)。

輸入の面では、食料品、ビール、タバコ、石油製品、衣類などが減少し、酪農製品、綿製品は増大した(第2-14表)。輸入減退は、主として国産化による自給体制、国内産業の保護

育成を目的とする輸入制限措置等によってもたらされたものである。タンザニアの国産化意欲は最近とみに顕著であり、その進捗状況如何によつては、さらに輸入代替が進行するものと期待されている。輸入制限措置は、1967年12月から発効する新共同体条約に従って撤廃されることとなるが、国内産業の保護手段としては、関税障壁が約束されているので、事実上競合産品の輸入抑制の効果に変化は来たさなれないと思われる。

第2-13表

域内(ケニア、ウガンダ)に対する商品別輸出
(百万ドル)

商 品 名	1964年	1965年	1966年
食 料 品	3.7	4.9	1.9
タ バ コ	0.8	1.8	1.0
植 物 油	1.6	2.1	1.4
化 学 品	0.2	0.2	0.3
綿 製 品	0.8	0.3	0.3
衣 類	0.5	0.3	0.2
靴 下	1.0	0.7	0.7
そ の 他 製 造 品	2.9	2.7	3.2
そ の 他	3.6	4.0	4.8
合 計	15.0	17.0	13.7

(出所) Background to the Budget 1967-68

第2-14表

域内(ケニア、ウガンダ)に対する商品別輸入
(百万ドル)

商 品 名	1964年	1965年	1966年
食 料 品	8.6	8.3	6.7
ビ ー ル	2.3	2.0	1.3
タ バ コ	2.8	1.1	0.4
石 油 製 品	4.1	8.0	6.1
化 学 品	2.3	3.1	2.8
セ メ ン ト	2.1	2.5	2.2
綿 製 品	3.0	3.3	4.4
衣 類	3.2	2.9	0.5
靴 下	2.3	2.0	1.8
石 け ん	3.2	1.8	1.8
そ の 他 製 造 品	6.2	7.2	9.6
そ の 他	4.6	4.8	8.6
合 計	44.9	47.1	46.4

(出所) Background to the Budget 1967-68

7. 日本の対タンザニア貿易の動向

(1) 貿易規模と輸出入の動向

1966年のタンザニアは、日本にとって26.8百万ドルの規模を有する貿易相手国となった(第2-15表)、これは、対前年比32%減と大巾な縮小をみせた1965年の規模、15.2百万ドルに比較してみれば、実に76%増という急速な膨張であった。

この間、貿易収支は1964年の黒字7.8百万ドルから、翌1965年には44百万ドルと黒字

巾が縮小し、1966年には逆に1.6百万ドルの赤字に転じている。元来、日本とタンザニアとの貿易は、日本側の大巾出超という片貿易に推移していたが、これの是正のため、タンザニアは1965年4月、対日輸入許可の全面的発給停止という強行措置を講ずるに至った。同年8月に第2-15表

日本の対タンザニア貿易規模 (千ドル)

年次	輸出	輸入	出入(△)超
1964年	15095	7280	7815
1965年	9846	5398	4448
1966年	12607	14234	△ 1627

(出所) 通商白書

は(i)合併事業会社が必要とする原材料については原則として輸入許可を発給する。(ii)全商品について50%(ただし自動車は70%、同部品は100%)の見返り輸入権を賦与するという例外的取扱いが導入され、対日輸入制限は若干緩和された。この結果、タンザニアの日本に対する輸出は、輸入の実績

如何に左右される関係に置かれた。1965年の輸出が激減し、前年の65%程度に止まったのも同年の輸入が伸び悩んだからに外ならない。1966年には、輸入が前年の2.6倍と急膨脹したため輸出も28%の伸びを示したが、輸入規制の効果が発揮されて、輸出の規模は完全に輸入のそれを下回った。

1966年における貿易規模の拡大は、日本の貿易に占めるタンザニア市場のウエイトに直接反映している(第2-16表)。貿易全体に占めるウエイトは輸出入ともに0.1%でとくに変化をみないが、アフリカ州のなかでのウエイトでは、輸出が1.7%前年の1.2%を上回り、輸入では3.4%と前年の1.4%を大巾に上回った。かかる傾向は東アフリカ3国のなかでのウエイトにおいてとくに顕著である。すなわち、輸出は前年の23.6%に対して47.8%、輸入は前年の32.9%に対して49.4%と、ともに50%近いウエイトを占めるに至った。

第2-16表

日本の貿易に占めるタンザニア市場のウエイト (百万ドル)

年次	総額(A)	アフリカ州(B)	タンザニア(C)	タンザニアのウエイト (C/A)	(C/B)
輸出					
1964年	6673	608	15	0.2	2.5
1965年	8452	818	10	0.1	1.2
1966年	9776	729	13	0.1	1.7
輸入					
1964年	7938	380	7	0.1	1.9
1965年	8169	353	5	0.1	1.4
1966年	9523	420	14	0.1	3.4

(出所) 通商白書

(2) 商品別輸出入の動向

日本のタンザニアに対する輸出商品を特殊分類別にみると、1966年には重化学工業品のウ

エイトが前年の24%から37%へと大巾に上伸したことが特徴として認められる(第2-17表)。しかし軽工業品のウェイトがなお60%以上を占めているという事実は、ある意味ではタンザニア市場に対する重化学工業品の進出が日本にとって必ずしも容易な環境にないことを示していると思われる。軽工業品のなかでは、綿織物、衣類、合成繊維織物など繊維品が圧倒的に多く、その96%を占めている(第2-18表)。綿織物と合成繊維織物については、タンザニア市場において、中共やインドと激しいシェア争いを演じていることはすでに述べたとおりである。一方重化学工業品では、機械類の伸びが目ざましく、60%前後を占めている(第2-19表)。機械類のなかでは自動車が中心となっており、着実な拡大線を辿っている。しかしこれら機械類のタンザニア市場における日本のシェアは有力な商品でさえもせいぜい10%止まりであるという現実注目してみる必要がある。鉄鋼は日本の主要輸出商品であると同時に、タンザニア側からみても、日本は英国と並んでその2大輸入相手国となっている。

第2-17表

日本の対タンザニア特殊分類別輸出構成

(千ドル)

品 目	1964年	1965年	1966年
軽 工 業 品	1 085 1(71.9) [%]	7 437(75.5) [%]	7 950(63.1) [%]
重 化 学 工 業 品	4 189(27.8)	2 391(24.3)	4 606(36.5)
そ の 他	55(0.3)	18(0.2)	51(0.4)
合 計	1 509 5(100.0)	9 846(100.0)	12 607(100.0)

(出所) 通商白書

第2-18表

日本の対タンザニア軽工業品輸出内訳

(千ドル)

品 目	1964年	1965年	1966年
繊 維 品	1 034 8(95.4) [%]	7 143(96.0) [%]	7 625(95.9) [%]
綿 織 物	2 200(20.3)	1 720(23.1)	1 866(23.5)
合成繊維織物	1 068(9.8)	1 141(15.3)	1 554(19.5)
スフ織物	1 517(14.0)	1 357(18.2)	823(10.4)
衣 類	4 033(37.2)	1 327(17.8)	1 773(22.3)
非鉄金属鉱物製品	119(1.1)	52(0.7)	26(0.3)
陶 磁 器	80(0.7)	32(0.4)	13(0.2)
その他軽工業品	384(3.5)	242(3.3)	299(3.8)
タイヤ・チューブ	192(1.8)	73(1.0)	148(1.9)
合 計	1 085 1(100.0)	7 437(100.0)	7 950(100.0)

(出所) 通商白書

第2-19表

日本の対タンザニア重化学工業品輸出内訳

(千ドル)

部 門 別	1964年	1965年	1966年
化 学 品	68(1.6)%	60(2.5)%	94(2.0)%
金 属 品	2547(60.8)	1055(44.1)	1589(34.5)
鉄 鋼	2481(59.2)	941(39.4)	1552(33.7)
ブ リ キ 板	287(6.9)	125(5.2)	27(0.6)
薄 板	1893(45.2)	748(31.3)	1498(32.5)
機 械 機 器	1574(37.6)	1276(53.4)	2923(63.5)
(機械類)	1516(36.2)	1204(50.4)	2756(59.8)
一 般 機 械	239(5.7)	176(7.4)	847(18.4)
電 気 機 械	662(15.8)	285(11.9)	530(11.5)
ラ ジ オ 受 信 機	422(10.1)	159(6.6)	296(6.0)
輸 送 機 械	633(15.1)	761(31.8)	1429(31.0)
自 動 車	352(8.4)	461(19.3)	1125(24.4)
自 転 車	237(5.7)	132(5.5)	108(2.3)
合 計	4189(100.0)	2391(100.0)	4606(100.0)

(出所) 通商白書

次にタンザニアからの主要輸入商品についてみると、原料品が逐年増大傾向にあり、1964年の61%から、1965年には72%、1966年には87%と年々そのウエイトを高めている(第2-20表)。1966年には綿花の輸入が急膨脹し、全体の62%を占めた。綿花を除くと、輸入は殆んど横道いとなるので、1966年の対前年比2.6倍という輸入拡大は全面的に綿花の大量買付けによって実現したと見られる。タンザニア側からみると、日本は香港に次いで2番目の綿花輸出相手国となったが、日本の綿花輸入は主として中南米に依存しているので、タンザニア綿花のシェアは僅か2.1%程度に過ぎない。麻とコーヒーも主要な輸入商品となっているがタンザニアからみた日本向け輸出ウエイトは低く、また日本の輸入におけるタンザニアのシェアも3~4%程度で極めて低い。

第2-20表 日本の対タンザニア商品別輸入構成

(千ドル)

商 品 名	1964年	1965年	1966年
食 料 品	2834(38.9)%	857(15.9)%	1687(11.8)%
コ ー ヒ ー	275(3.8)	358(6.6)	1067(7.5)
ふ す ま	291(4.0)	268(5.0)	402(2.8)
原 料 品	4420(60.7)	3878(71.8)	12406(87.1)
綿 花	1532(21.0)	282(5.2)	8873(62.3)
麻	978(13.4)	1739(32.2)	1464(10.3)
鉄 鋼 屑	287(3.9)	130(2.4)	78(0.5)
植 物 油 脂 用 原 料	738(10.1)	1045(19.4)	1030(7.2)
そ の 他	26(0.4)	663(12.3)	150(1.1)
合 計	7280(100.0)	5398(100.0)	14243(100.0)

(出所) 通商白書

8. 貿易・為替管理制度

(1) 貿易管理

イ 管理機構

タンザニアの外国貿易は、Imports Control Ordinance, 1950 および General Notice No. 3464 of December 3, 1965 をその根拠法ないしは根拠規定として、商工省の輸出入統制官 (Controller of Imports and Exports) の管理下におかれている。特定物資の輸出入については国立の外国貿易機関、すなわち The Cooperative Supply Association of Tanganyika (COSTA)、The International Trading and Credit Company of Tanganyika (INTRATA)、The National Agricultural Products Board (NAPB) 等がその管理を行なっている。

輸出入統制官は個別許可を発給する権限と責任を有するが、統制官に対する輸出入申請書の提出は、海外に注文を出す前か、または輸出品が船積みされる前に行なわれなければならない。特定物資の輸入申請書は上記の貿易機関に提出することを要する。

ロ 基本方針

人種問題から国交を断絶している特定国は例外として、タンザニアは外国との自由なる貿易を基本の方針としている。輸入面では許可制が採用されているものの、大部分は包括許可 (OGL) であって、輸入の自由がほぼ保証されているとみてよく、また個別許可 (SL) を要するものであっても、片貿易是正を目的とした対日措置は別として、主に国内産業の保護、育成の立場から、適度な量的輸入制限が加えられているに過ぎない。一方、輸出は一部の不足物資を除いて自由に行なわれている。

ハ 輸入管理

(イ) 輸入禁止

特定物資の輸入は禁止されている。また南アフリカ連邦、ポルトガルおよびローデシアからの輸入は全面的に禁止されている。

(ロ) 許可制

上記 3 カ国以外の国は管理上、次の 3 つのグループに分けられている。

第 1 グループ ケニア、ウガンダ

第 2 グループ 日本を除く GATT 加盟国および英連邦の一員であるか、またはタンザニアと双務貿易協定を締結している諸国

第 3 グループ 第 1、第 2 グループの何れにも属していないその他の諸国

第 1、第 2 グループ諸国からの輸入については包括許可制を原則としているが、特定品目については個別許可制が採用されている。第 1 グループの個別許可品目は 107 品目、第 2 グループのそれは 90 品目に上っている。第 3 グループ諸国からの輸入はすべて個別許可の取得を必要とする。この場合、第 1、第 2 グループ諸国に対する個別許可と同等の取扱いを受け、差別されないのが原則である。ただし、日本からの輸入は例外で、当該輸入がタンザ

ニアの工業開発に役立つか、またはタンザニアに何らかのメリットをもたらすものでない限り輸入は許可されない。

ニ 輸出管理

(イ) 輸出禁止

南アフリカ連邦、ポルトガルおよびローデシア向けの輸出は全面的に禁止されている。

(ロ) 制限措置

特定物資の輸出は管理下におかれ、当該物資が国内的に不足する場合は、輸出が制限される。その他の物資の輸出については許可が不要である。

(2) 為替管理

イ 管理機構

タンザニアの対外為替取引は Exchange Control Ordinance 1951 (1965年6月11日に大巾改正)をその根拠法として、大蔵大臣の管理下におかれている。為替管理のいわば最高機関である大蔵大臣は、命令権を除くその管理業務の一切を中央銀行である Bank of Tanzania に委託している。また通常の委託代金の決済などに関する承認権限は外国為替公認銀行に委託されている。

ロ 基本方針

タンザニアは、ケニア、ウガンダと同様、スターリング地域のなかでの一国であり、この東アフリカ3国がすでにそれぞれ中央銀行を設立し、自国通貨を発行するまでに至っているにもかかわらず、現在でもなお、ケニア、ウガンダと共に共同為替管理圏を構成している。このお蔭で、東アフリカ3国間の支払および送金は、全く自由に行なわれてきた。東アフリカ3国以外の国に対する支払および送金については、一応許可制が採用されているが、それが經常取引に基づくものである限り、実質殆んど何らの制限も受けないと云ってよい。しかし資本の移動については、多くの場合かなり制限的である。

タンザニアの為替管理制度において最も重大かつ画期的な改正が行われたのは1965年6月であった。当改正によりケニア、ウガンダを除くスターリング地域諸国はタンザニアにとって外国であることが明確化され、それまで非スターリング地域諸国に対してのみ適用されていた資本移動の制限、外貨の集中義務など一連の為替管理がこれらスターリング地域諸国にも適用されることになった。

ハ 通貨の表示

タンザニアは英国と同様、通貨の表示に関する規則を有しているが、これによれば、ケニア、ウガンダを除くスターリング地域諸国の居住者との決済は、如何なるスターリング地域通貨でも行なえるとなっている。タンザニアの居住者によるローデシアを除く非スターリング地域諸国の居住者に対する輸入等に関する支払は、英国の対外勘定 (External Accounts) に対してはスターリング・ポンドで、タンザニアの対外勘定には、タンザニア・シリングで、またはローデシア・ポンドを除くその他の外国通貨で行なうことができる。ローデシアを除く非スタ

ーリング地域諸国からの受取は英国の対外勘定の場合はスターリング・ポンドで、タンザニアの対外勘定の場合はタンザニア・シリングで、またはスターリング地域通貨を除くその他の指定通貨で行なわれなければならない。

(注) 指定通貨とは、オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、西独、フランス、イタリー、日本、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、米国およびスターリング地域諸国の各国通貨を指す。

ニ 貿易および貿易外支払

個別許可を取得した輸入および包括許可に基づく輸入にかかる代金の決済は、外国為替公認銀行を通じて行なわれる。

ケニア、ウガンダに対する貿易外支払は自由であるが、これ以外の国に対する貿易外支払は管理下におかれている。外国為替公認銀行は、特定の分野の支払について、一定の限度内に限り承認を与えることができる。この限度を超える支払ならびにその他の支払については、原則として中央銀行の許可が必要である。この場合、かかる支払が不法な資本流出とならないことが条件とされる。さらに、非居住者による投資収益の送金の場合であって、その金額が50万シリングを超えるとときは大蔵大臣の許可を必要とする。

原則として、タンザニアの居住者は、非居住者に対して支払が必要となる役務契約を自由に契約することができる。為替管理当局は、当該役務が国内で調達できないときに限り、非居住者が居住者に対して提供する役務の対価として、外貨建の支払を承認する。したがって、居住者は緊急の場合を除き、非居住者から提供される役務の対価として発生する外貨建の支払債務について、あらかじめ為替管理当局から事前承認を得ておくのが便宜である。

ホ 貿易および貿易外受取

輸出代金は、輸出した日から6カ月以内に取立てなければならない。

指定量貨による貿易または貿易外受取は、入金後直ちに集中しなければならない。

ヘ 資本の移動

ケニア、ウガンダ以外の国に対する資本の移動については、個別許可が必要であり、多くの場合かなり制限的に運用されている。特定の資本移動は一定の限度内に限り、外国為替公認銀行の個別許可が必要である。資本移動の金額が20万シリングを上回る場合は、さらに大蔵大臣の許可が必要とされる。

第3章 外資優遇措置と国有化問題

1. 外資に対する基本的態度と国有化問題

タンザニア政府は、1967年2月のアルーシャ宣言に基づいて、まず銀行を手はじめに、以後次々と重要産業の国有化に踏み切ったので、外資の全面的排除に発展するのではないかと各方面から警戒されたが、67年9月商工省は声明を発表して「国有化を予定していない分野における民間投資は引続きこれを歓迎する」との基本的態度を明らかにした。

商工省はすでに1962年6月、同じく声明をもって、民間資本の直接投資が「生産的發展につながる条件を創出する財源という範囲内」で歓迎されることを指摘していたが、かかる政府の姿勢は、その後1963年9月「外国投資保護法」の制定へと進展して結実していた。この法律に基づいてタンザニアに進出してきた外資のうち、とくに製造業の分野については、政府の国産化政策に合致するばかりでなく、むしろこれを推進するものとして高く評価され、政府は投下資本の元本、利潤にかかる海外送金の保証はもとより、関税面でも厚く優遇するなど、その誘致には非常に積極的であった。外資法において、外国資本の出資割合や外国人経営者の比率について何ら制限規定を設けなかったのは、正にかかる政府の積極的態度の現われとみてよからう。

このような環境のなかで、突如として出現した国有化措置については、その原動力に関し諸説紛糾、必ずしも定説はない。しかし諸説に総合判断を下すならば、タヌー党をリードするニエレレ大統領が、大衆の意識を利用して、かつ彼本来の社会主義的理念に則つて、外国人支配からの脱却の実現を図つたとみるのが正しいようである。

企業の国有化は、確かに経済自立政策の一貫には違いないが、民主的社会主义国家の建設とともにアルーシャ宣言の2本の支柱のうち1本を形成している自立経済の確立という面に注目するならば、人材の不足、資本の過少、技術の稚拙等産業開発を初歩的段階で阻害する3悪が正面に出揃っており、あまりにも問題が山積していたとみななければならない。かかる観点からすれば、外国の資本、技術、経営者に対する依存はむしろ今後とも益々必要、不可欠になるのであつて、外資を締め出すという政策は反つて経済発展を目的とする国家の要請に逆行するとの見方も肯定されよう。タンザニア政府もこの点の認識を新たにし、かつ各方面の誤解を解くため、先の声明となつたのであるが、これによつて、政府は従来どおり、民間投資の奨励を維持していると同時に、民間の分野として、織物製品、木材製品、化学製品、ゴム製品、機械類など大別21業種を開放することを公表した(第3-1表)。これは国营部門(Public sector)と民営部門(Private sector)を明確に区分することによつて、企業の国有化と外資の奨励といういわば相矛盾する2つの要素を両立せんとする狙いに基づくものであり、そこに今回の政府声明の大きな意義が認められる。概して、国营は基幹産業に属するものが対象とされ、その他は民営にまかされると考えてよい。

第3-1表 民間投資奨励業種一覧

食料品	ソーセージ等食肉加工、チーズ等酪農製品、パン、ビスケット、クラッカー、キャンディ、チョコレート、チューインガム等
繊維、織物製品	メリヤス製品、ストッキング、手袋、カーテン、タオル、カーペット、帽子、フェルト製品、人造皮革製品、リンネル製品、ジュート製品、洋服類、シャツ、下着類、作業衣、スポーツ着、スカーフ、作業手袋、レインコート、ベルト、ハンカチーフ、シーツ、毛布、テーブルクロス、バッグ、キャンバス製品等
木製品	木製コンテナ、木箱、籐および柳製品、靴型、鏡枠、額ぶち等
家具類	木製家具、芦および籐製家具、金属製家具、事務所用家具、公共建造物用家具、間仕切り、棚類、ロッカー、ブラインド、事務室用装具等
紙製品	封筒、紙製バッグ、ボール箱、パルプ製品、壁紙、紙ナフキン、紙タオル、紙コップ等
印刷・出版物	新聞、定期刊行物、商業用印刷物、グリーティングカード、製本、ルーズリーフ等
化学製品	石けん、洗剤、ペンキ、ラッカー、エナメル、印刷用インキ、香水、化粧品、ゼラチン、カーボン、圧縮ガス、液化ガス、塩、事務用インキ、防臭剤、粘着剤、殺虫剤、殺菌剤等
石油・石炭製品	道路舗装用原料、屋根塗装用原料、潤滑油、グリス等
ゴム製品	ゴム靴、再生ゴム、ゴム引き織物、工業用ゴム製品等
ガラス・非金属製品	板ガラス、ガラス器、電球、ステンド・グラス、安全ガラス、鏡等
皮製品	皮手袋、スーツケース、ハンドバッグ、馬具等
金属製品	ブリキ製品、暖房器具、鉛管、オイルバーナー、台所器具、刃物、金物、金属製ドア、サッシ、枠、金属製型押器、照明器具、釘、ケーブル、スプリング、ボルト、ナット等
機械類	各種機械部品、パルプおよび装置、ボールベアリング、機械工具等
電気機械類	電気レンジ、アイロン、扇風機、各種電気器具、照明器具、通信機器、ラジオ、テレビジョン、蓄電池、各種電池等
その他製造品	写真機、各種時計、玩具、スポーツ用品、人形、子供用乗物、万年筆、鉛筆、各種事務用品、ボタン、造花、針、ピン、ホック、ブラシ、コルク、マツチ、ローソク、花火、傘、パイプ等

企業の国有化に際しては、政府が100%の株式を取得し、政府自身で経営して行く場合と、50%以上の株式を保有して実質的に経営を支配して行く場合の2つの方式があるが、前者は銀行、

貿易業、保険業などに適用され、現在補償の問題で未解決のものが2、3散見される。後者は、タバコ、ビール等製造業に適用されたが、具体的にはN D C (National Development Corporation - 国立開発公社) が資本参加の形で50%以上の株式を強制接収し、企業の経営権も実質に把握して行こうとするものであった。しかし、N D Cには経営能力が全くないため、一部役員の派遣に止まり、経営全般は元の企業の事業主にまかされるのが通例である。N D Cによる株式接収の補償は、当該企業からの借入金によって賄われる場合が多く、その返済は、N D Cが各企業から受取る株式配当の75~100%の範囲で長期に亘って行なわれることとなっている。したがって、政府がこの種の国有化を決定するに際しては、当該企業の対資本利益率が大きな要素の一つになっているといわれている。

一方、政府は民間部門に対して無関心であるわけではない。先の声明でも政府が或る程度のシェアを負担する用意のあることを表明している。事実、高利潤を挙げている企業に対しては、20~30%の資本参加をしたいとの意志表示も聞かされている。タンザニアに企業進出する場合、声明で指定された業種の選択はまず絶対条件として、次に100%出資による子会社の設立は可能ではあるが、N D Cに接して若干ながらその資本参加を呼びかけておくのが後の現地運転資金調達の上からも有利であることに留意する必要がある。

なお、国有化問題についてはどこにも保証はないが、一応一段落した状態であって、これ以上の進展はあるまいとの見方が強い。

2 外資優遇策

(1) 外資法上の優遇措置

イ. 根 拠 法

Investments (Protection) Act 1963

Foreign Investments (Protection) (Amendment) Act, 1967

ロ. 定 義

(i) 「外国資産」とは次のものをいう。

(ii) 外国通貨 (iii) 外国の信用 (iv) 外国の権益、財産 (v) 投資利潤

(ii) 「外国人」とは次のものをいう。

(i) タンザニアの市民権を有しない個人

(ii) タンザニア以外の国で設立された会社または法人団体

(iii) タンザニアの国内で設立された会社で、大蔵大臣が次の条件を認めたもの

① 資本金の過半数が外国人によって占められていること

② 外資法の目的から外国人として取扱うべき特別の理由が存在すること

ハ. 外資の申請と許可証の取得

タンザニアに外国資産を投下しようとする外国人は、許可証を取得するため、大蔵大臣に申請書を提出しなければならない。大蔵大臣は当該申請をタンザニアの経済発展に寄与するかど

うかの観点から審査し、肯定的な結論に達すれば許可証を発給する。許可証の内容は次のとおり。

(イ) 取得者の氏名

(ロ) 企業の名称、明細

(ハ) 投下される外国資産の企業の総資産に対する比率、投下資本が株式または持分の取得という形で行なわれる場合は、その数量、または金額およびその明細

(ニ) 相応する外貨

(ホ) 資産が未投下の場合は、その価額ならびに投下期限

(ヘ) 外資法の目的から必要と思われるその他の事項

ニ. 利潤の送金ならびに投下資本の引上げ

他の法律の規定の如何にかかわらず、許可証の保持者は、当該許可証に記載された企業に関連して、下記のことを承認された外貨で、その時の公定レートにより、タンザニアから海外送金することができる。

(イ) 外国資産の投下により取得される納税後の利潤

(ロ) 許可証で公認された企業の全部または一部の売却により取得される総売上げ代金のうち承認された部分、この場合、当該企業が清算して解散したか、または存続しているかは問わない。

(ハ) 許可証に特定された借入金の元利

ホ. 強制収用の場合の補償

許可証で公認された企業またはその企業に属する財産が、政府の国有化政策から、政府または政府の命令によつて強制的に収用された場合は、当該企業またはその財産の十分かつ適正な価額が査定され、許可証に特定された割合に基づいて補償される。

資本投下が株式または持分の形で行なわれた場合で、当該株式または持分が政府または政府の命令によつて強制的に接収されたときは、その十分かつ適正な価額が査定され、補償される。

政府との間に上記査定金額について紛争が生じた場合は、仲裁に付託することができ、その決定に従わなければならない。

補償金は、承認された外貨で、その時の公定レートにより、タンザニアから海外送金することができる。

(2) 税法上の優遇措置

イ. 所得税

(イ) 配当所得税

非居住者でも、東アフリカ3国で生じた所得は所得税の対象となるが、非居住者による配当金収入は無税の取扱いとなっている。

(ロ) 法人税

とくに、外貨に対するものとしての優遇措置は採られていないが、たとえば法人税率が、

鉱業 22.5%, 工業 25%, 保険 37.5%, その他 40%と定められていることからでも分るとおり、とくに鉱工業が優遇されている。

(イ) 基礎控除

産業別に次の如き基礎控除が認められている。

- (i) 工場建物； 資本支出額の 4%
- (ii) 設備・機械； 重量運搬車 37.5%
(増加償却) 普通運搬車 25%
その他の機械 12.5%
- (iii) 鉱業； 初年度 資本支出額の 40%
以後 6 年間に亘り 10%
- (iv) 農業； 5 年間に亘り資本支出額の 20%

ロ. 輸入税

(i) 保護関税制度

保護関税を通じて保護を受けたい国内産業は、商工省に申請書を提出する。商工省は、関税保護勧告委員会 (Tariff Protection Advisory Committee) にこれを回付する。

申請書のメリットを審査した後、同勧告委員会は、これを東アフリカ関税委員会 (East African Tariff Committee) に提出する。同関税委員会は大蔵省宛に勧告する。

(ii) 関税払戻し制度

国内生産業者は、Local Industries (Refund of Customs Duties) Ordinance に基づいて関税の払戻しを受けることができる。

まず商工省に申請書を提出する。申請が受理された場合は、大蔵省の許可に基づいて関税の払戻しが実施される。この許可は一般に 1 年の期限付であるが、更新することができる。現在この制度は、亜鉛鉄板、パイプ、漁網、ラジオ、織物、毛布等の国内製造用の原材料輸入に適用されている。

(iii) 関税免除制度

関税の免除は、Customs and Excise Ordinance に規定されている。しかし、かかる免税措置は、東アフリカ関税委員会の同意が必要であり、容易に取得できないのが現状である。現在かかる制度は、ラジオ組立機械、石油精製機械、マッチ製造用機械、特殊光学用ガラス加工機械等の輸入に適用されている。

(参 考) 輸入関税率

奢侈品； リキュール $66\frac{2}{3}\%$

化粧品 75%

保護品目； 食肉、酪農製品、果物、魚加工品、野菜、織物 $37\frac{1}{2}\sim 40\%$

一般品目； 30%

自動車； 30~50%

助成品目； ロープ、金属製品 $17\frac{1}{2}\%$

免税品目； 薬品、化学品、肥料、ワックス、重油ならびに鉄道、航空、電話用設備、機械、および鉱山採石、建設用設備機械・器具

第4章 金融・資金調達

1. 中央銀行の設立とその役割

1920年からタンザニア独自の中央銀行が業務を開始した1966年6月に至るまで、タンザニアの中央銀行業務は、ケニア、ウガンダと同様に、英国の植民省直轄の東アフリカ通貨委員会（East African Currency Board）によつて行なわれてきた。同委員会は、その発足後英国植民省の任命する4名の委員によつて運営され、その機能は英ポンドに代る東アフリカ・シリングの発行に止まっていた。この間、東アフリカ・シリングは、1英ポンドに対し20シリングという固定相場に維持され、東アフリカ3国の共通通貨として流通していた。しかし、1960年代に入つて、同委員会の本部がロンドンからケニアのナイロビに移され、就中、東アフリカ3国の大蔵大臣がそれぞれ委員に加わり、英国植民省任命の委員が4名から2名に減員するに及んで、同委員会の性格は東アフリカ3国共通の中央銀行としての色彩が濃くなり、その業務範囲も東アフリカ3国の政府債または政府保証債の買入れ、商業銀行勘定の開設、銀行裏書商業手形の割引等にもまで拡大された。このような東アフリカ通貨委員会の発展は、東アフリカ3国の経済、とくに金融、財政面に対する支配力の増大につながるものであつた。

一方、構成国である東アフリカ3国は、1961～63年にかけての独立達成後、各国の経済上の利害を前提としてそれぞれ一国単位の経済開発を優先させ、信用需要は著しく増大していた。かかる情勢のなかで各国政府の東アフリカ通貨委員会に対する不満は、積極的な信用政策を遂行する機能と弾力性に欠けるとして次第に表面化して行つた。つまり、同委員会による東アフリカ・シリングの発行は英ポンドを引当として単に両通貨の自動的な交換を目的としていたので、所謂信用発行を行なわない建前となつていたからであり、また商業銀行勘定の開設も単に銀行間決済のための勘定としての役割しか果たさず、所謂商業銀行に対する「最終の貸手」としての機能を持たなかつたからである。したがつてタンザニアをはじめとして東アフリカ3国の金融は絶えず引締められがちに推移したが、このことはむしろこれら3国の経済にインフレ・ギャップ発生の余地を与えなかつたという点において大きな意義があつたとみるべきであろう。

しかし、東アフリカ3国はかかる通貨委員会の制約はそれぞれの経済成長政策に呼応しないとして不満は益々増大し、遂に1965年6月、東アフリカ3国の大蔵大臣による新予算の発表において、3国ともそれぞれ独自の中央銀行設立の構想を打ち出し、東アフリカ通貨委員会からの離脱へと発展したのである。自国の中央銀行設立の要請は、上記の如き現実的な理由に加えて、約半世紀にも亘り、かつ独立後も強いられた外国人による金融、ひいては経済支配からの脱却という独立意識もその基底として大きな要素となつていた。とくにタンザニアの場合は、後述する外国系商業銀行の国有化措置との関連においてこの点で顕著であつたとみて差支えない。ともあれタンザニアは他の2国に先がけて1965年12月中央銀行設置法を制定し、1966年6月から業務を開始した。ケニアおよびウガンダでも、これよりやや遅れて、1966年2月および1967年5月にそれぞれ中央銀行設置法を成立せしめ、1966年9月および1967年7月から業務開始に至つて

いる。

かくて Bank of Tanzania は資本金 20 百万タンザニア・シリング、全額政府からの払込を受けて、新たにタンザニア人による中央銀行として発足したが、政府の経済政策に則つて、しかも通貨の安定を計りながら、タンザニアの急速な経済成長に資する信用条件および為替取引条件を育成し、かつ促進することを目的として、通貨の発行、国庫事務代理、金融の規制、金、外貨準備の管理等通常の中央銀行業務を行なう機能を有している。

新通貨であるタンザニア・シリングは 1966 年 6 月新中央銀行の業務開始と同時に発行されたが、従来の通貨である東アフリカ・シリングとは等価と定められ、以降旧通貨との交換が積極的に進められた。

1967 年 5 月末現在で、旧通貨の推定流通量 470～500 百万シリングのうち 315 百万シリングの交換が完了したと云われている。大統領令によれば、旧通貨の流通期限は 1967 年 9 月 14 日までと規定されているので、それまでは新、旧両通貨が法定通貨として流通する。

新中央銀行の性格を最も端的に現わしている通貨の発行についてみるならば、旧通貨との交換という過渡的措置によるもののほか、財政収入の 25% を限度とする所謂無担保の信用発行および商品取引に裏付けられた商業銀行信用を対価とする発行が可能となつたが、通貨の発行高に対する外貨支払準備は規定されていない。これは通貨価値維持の裏付けとしての外貨支払準備を殆んど無視し、いわば無限に近い通貨発行権限が与えられたことを示すものであり、ある意味では前述の新中央銀行設立の基本的要請に応じたものとみられないでもないが、東アフリカ通貨委員会が英ポンドによる 100% の裏付けを原則としていたのとは全く対照的で、通貨、信用政策上大きな転換と云わねばならない。外貨準備については、別途輸入額を基準とし、過去 3 年間の平均で 4 ヶ月分の輸入相当額を下回つてはならないとされているが、これはあくまでも努力目標の域を出ていないと考えられる。したがつて、中央銀行による新通貨政策が、今後タンザニアの経済成長に対応してどのような役割を果たして行くか、またその結果タンザニアの経済がどのような進展を見せて行くか、注目を要するところであろう。

2. 銀行の国有化とその影響

タンザニア政府は、1967 年 1 月末のアルーシャ宣言について、2 月 6 日商業銀行の国有化を発表した。対象となつた銀行は、Sealand Bank Ltd, Barclay Bank D. C. O, National and Grindlays Bank Ltd (以上英系), Netherlands Bank Ltd (オランダ系), Bank of Baroda Ltd, Bank of India Ltd (以上インド系), National Bank of Pakistan (パキスタン系), Commercial Bank of Africa Ltd (アフリカ資本と欧米資本の合併) の 8 行であるが、これら各銀行の業務はすべて国立の商業銀行である National Bank of Commerce Ltd に吸収された。国有化宣言と同時にその措置に対する全面的かつ公正な補償が約束されたが、対象 8 行のうち英系 3 行と合併銀行の 4 行が補償の問題で懸案となつているほかは、すべて合意に達し、解決に至っている。

タンザニアは、古くから信託統治領として英国の支配下にあつたため、20世紀の初頭には、すでに英国系の銀行が進出していた。これより約半世紀ほど遅れて、オランダ、インド、パキスタン系の銀行が相次いで支店を開設したが、これら外国系の銀行は東アフリカ通貨委員会にそれぞれ取引勘定を設け、とくに農産物の集荷資金についての短期金融を中心に、タンザニアにおける商業金融活動を一手に引受けていた。中央銀行設立後は、これら外国系商業銀行は新たに中央銀行に勘定を開設し、中央銀行から直接規制を受ける立場に置かれたが、国内産業に対する金融支配は依然として強力なものであつた。英系3行による長期金融方式も、タンザニアの経済開発にある程度貢献した。

このように、国内経済の発展において重要な役割を果たしてきた外国系商業銀行の国有化は、その真の目的をどこに求めたらよいのであろうか。基本的には社会主義、自立主義建設の意欲が底辺にあり、その産物であるアルーシャ宣言がその最大の契機になつたことは動かし難い事実であろうが、次の諸点が具体的な目的であり、動機となつたと云われている。

- (1) 政府は、外国との資本ならびに經常取引に関し、資金の移動を担当する金融機関については、これを直接管理することが必要であると判断した。
- (2) 銀行の利益率が非常に高く、しかもその殆んどが本国に吸い上げられていること。
- (3) 国立の商業銀行である National Bank of Commerce は地方にも金融サービス網を確立したい意図を持っていること。
- (4) 有効な総合的開発計画の実施および社会主義経済の建設には大規模な信用を供与し、また大量の貯蓄を動員できる機関が必要であり、これら機関は、政府の直接管理下におく必要があること。

タンザニア政府の国有化措置は、上記銀行だけにとどまらず、その後貿易業、製造業、保険業にまで及んだが、かかる一連の国有化はただ一時的にもせよ、直ちに企業運営の停滞、外国人技術者の喪失等につながるのではないかと危惧された。とくに銀行の国有化に際しては、政府は銀行首脳と職員に対し、従来からの職務執行には変化なく職責から離脱しないよう勧告するとともに、銀行の諸勘定は国庫が、当座勘定の整理は National Bank of Commerce がそれぞれ管理し、預金その他銀行の契約については責任をもつと発表し、国有化後の運営に支障をきたさないよう特別の配慮が払われた。しかし実質的に国内金融の大宗を支配していた英系3行が、英系職員の総引揚げを行なつたため、事務能率はかなり低下したと云われている。政府はその補充を海外に求め銀行業務の正常化、効率化を計つてはいるものの、未だかかる事態を一挙に解決するまでに至っていない模様である。

3. 経済開発機関と開発金融機関

タンザニア政府の経済開発政策に則つた開発実施機関および開発金融機関が制度的に整備、確立されたのは、1964年7月に経済開発5カ年計画が実施に移され、その促進機関としてNDCC (National Development Corporation) が設立された1965年1月以降のことで、極めて最近のことであつた。それまでは、古くから進出していた英系の商業銀行3行がそれぞれ開発金

融会社を設立して長期金融を行ない、1948年英国に設立されたC D C (Commonwealth Development Corporation) がとくに農産物産業を中心に投資を行なってきたに過ぎなかった。1960年代に入ってから設立され、その頃既に政府直轄の開発公社として事務を始めていたT D C (Tanganyika Development Corporation) およびT A C (Tanganyika Agricultural Corporation) にしても、年平均成長率6.7%という急速かつ高度の経済成長を目指す5カ年計画の実施に当たっては、質、量両面において荷が重く、むしろかかる計画を積極的に推進して行く機関の存在、つまり5カ年計画を契機としてまず組織造りが必要となつたものである。かかる要請から1964年12月T D C を改組して新たにN D C の誕生となつたが、N D C はその設立後直ちにT A C の全事務を承継して現在タンザニアにおける経済開発機構の中核体となっている。N D C はそれ自身で、または外国資本、地場資本と共同出資して、子会社または合併会社を設立し、これら諸企業に必要な金融上の援助を与えることによつてその成長と発展をうながし、経済開発計画の実施部門担当者としての義務を果たしてきている。とくに外国との合併事業は、タンザニアにおける資本、技術、経営者等の絶対的不足から、これらを外国に依存せざるを得ず、また国内資本を動員し、その効率的運用が期待できるものとして、N D C でも積極的に押し進めてきたが、この場合国家的見地から重要産業と認定されるものについては、N D C の持株比率を50%以上とするのを原則としている。かかる原則は、重要企業に対する国策の反映を重視したためであつて、注目を要する政策態度であるが、1967年2月の国有化措置において、製造業に対しては必ずしも全面的な即時接収ではなく、N D C による50%以上の株式の強制取得という形で行なわれたのも、かかる原則に則つたものとして首肯できる。その他N D C では、民間資本に期待する分野においても20~30%の資本参加が好ましいとしており、これはタンザニアに対する資本進出に大いに留意すべき点であらう。

N D C はその傘下に開発金融機関を有している。英国、西独、オランダとの合併で運営されているT D F L (Tanganyika Development Finance Co. Ltd.) がそれである。またパキスタン系のアガ・カーン、イスマイリ財団の投資会社I P S (East African Industrial Promotion Services) に対しても、名目的な範囲を越えないが、一応資本参加している。さらに国際間の動きとして、1967年6月に調印された新共同体条約で、東アフリカ開発銀行(East African Development Bank) の設立が決定されている。

(1) N D C (National Development Corporation)

- | | | |
|-----------|----------------------------------|-------------------------|
| イ. 設 立; | 1962年 7月 | T D C 設立 |
| | 1964年12月 | N D C と名称変更 T A C を吸収合併 |
| | 1965年 1月 | 業務開始 |
| ロ. 資 本 金; | 4. 8 百万ポンド(全額政府出資) | |
| ハ. 目的・業務; | ① タンザニアの経済発展を助長し、促進すること。 | |
| | ② 開発プロジェクトに対して直接投資し、または貸付を行なうこと。 | |
| | ③ 海外および国内の民間投資を奨励すること。 | |

ニ. 主要勘定 (百万ポンド)

負 債

	1964年	1965年
資本金	1.2	4.8
準備金	0.1	0.9
借入金	—	0.5
流動負債	0	0.5
その他	—	0
計	1.4	6.6

資 産

	1964年	1965年
固定資産	0	0.3
関係会社	0.3	1.0
投資	0.9	4.1
流動資産	0.1	1.2
その他	—	0
計	1.4	6.6

ホ. 子会社, 合併会社一覧

(1) 子会社

	設立年	業 種	資本金 (千ポンド)	N D C 比 率 (%)	N D C 貸付金 (千ポンド)
Bukoba Tea Co., Ltd.	1964	茶	150	90	—
International Trading & Credit Company of Tanganyika Ltd.	1963	貿 易	100	90	—
Lake Manyara Hotels Ltd.	1964	ホテル	40	100	12
New Africa Hotels Ltd.	1965	ホテル	0.1	100	—
Northern Daisies Ltd.		ミルク	30	82	—
Nyanza Salt Mines (T) Ltd.		塩	150	81	—
Tanganyika Instant Coffee Co., Ltd.		コーヒー	150	80	2
Tanganyika Meerscham Corp., Ltd.		パイプ	130	56	70
Tanganyika Packers Ltd		缶 詰	1,000	51	—
Tanzania Finance Co., Ltd.	1963	投 資	100	100	—
Tanzania Wildlife Safaris Ltd.		観 光	55	100	20
National Small Industries Corp., Ltd.	1965	金 融	80	80	16
Lime Products Development Ltd.		ライム菓	10	65	—
Coastal Daivies	1966	ミルク	30	100	—
Hikuni Wildlife Lodge	1967	観 光	125	100	—
Tanzania Diamond Cutting Co., Ltd.	1966	ダイヤモンド	100	75	—

㈣ 合併会社	設立年	業 種	資本金 (千ポンド)	N D C 比 率 (%)	外 国 比 率 (%)	N D C 貸付金 (千ポンド)
East African IPS Ltd.	1963	投 資	300	0.4	パキスタン (99.6)	—
Ralli Estates Ltd.		サイザン	500	50	英 国 (50)	—
Sikh Saw Mills (T) Ltd.		合 板	250	15	ウガンダ (85)	11
Sisi Enterprisers Ltd.	1965	映 画	40	25	—	—
T D F L	1962	金 融	3,000	25	英国,西独 オランダ(各25)	—
Tanganyika Portland Coment Co., Ltd.	1964	セメント	500	20	スイス 英国(80)	100
Tanganyika Tegry Plastics Ltd.		プラスチック	120	50	イスラエル (50)	45
Tanifa Co., Ltd.		カシユ, ナツツ	150	40	イタリー (60)	374
Williamson Diamonds Ltd.		ダイヤモンド	1	50	—	—
Tanganyika Industrial Centres	1965	コンサルタント	10	49	イスラエル (51)	—
Kwantili Estate Ltd.		ココア	35	30	西独他 (70)	35
Tanganyika-Assia Pharmaceniticals	1966	薬 品	30	49	イスラエル (51)	45
National Steel Corp.	1966	鋼 材	100	40	カナダ (60)	86
Mwanza Textiles	1966	織 物	1,000	40	フランス他 (50)	—
Tanzania Tobacco Processing	1966	タバコ	200	50	英 国 (50)	—
Serengeti Safari Lodges	1966	観 光	120	50	英 国 (50)	—
Mkomazi Rose Garnets	1966	ガーネット	1	25	—	—
Tanzania Publishing House	1966	出 版	50	50	英 国 (50)	—
Tanzania Bag Corp	1967	袋	180	25	—	—

㍻ 国有化措置

1967年2月の国有化宣言によつて、7つの製造企業がその対象とされ、N D Cの支配下におかれることとなつたが、国有化は具体的にはN D Cによる株式の強制取得という形で行なわれた。株式の取得にかかる対価は、資金不足のため各企業からの借入金によつて賄われ、これを10年以上に亘り、7～7.5%の借入利息を付して支払うケースが多い。しかも返済財源は各企業からの株式配当金の75～100%程度を引当としている。したがつて、今後N D Cが民間企業の分野に資本参加したいとする場合は、とくに採算面が重視されることになる。

国有化の対象となつた7社のうち、Bath Shoes (カナダ系)とMetal Box (英国系)の2社については、N D Cの資本参加比率等の問題で依然として折合いがつかず、未解決となっているほか、次の5社については本年9月漸く合意に達した。

会 社 名	業 種	外 資	N D C 新比率 (%)
British American Tobacco (Tanzania) Ltd.	タバコ	英 国	6 0
Tanzanian Breweries Ltd.	ビール	英 国	5 1
Kilimanjaro Breweries	ビール	インド ウガンダ	6 0
Tanganyika Extrad Co.	除虫菊	英 国	4 9
Tanganyika Portland Cement Co.	セメント	英 国	5 0

(2) TDFL (Tanganyika Development Finance Co., Ltd.)

イ. 設 立 ; 1 9 6 2 年 1 2 月 タンザニア, 英国, 西独の共同出資で設立
1 9 6 5 年 1 2 月 オランダ資本参加

ロ. 資 本 金 ; 授權 3 百万ポンド
払込 1.2 百万ポンド

ハ. 株 主 ; NDC
Commonwealth Development Corporation Deutsche Entwicklungsgesellschaft Netherlands Overseas Finance Co.,

各 2 5 %

ニ. 目的・業務 ; ① N D C 傘下の工業部門に対して長期金融を行ない, これら諸企業の株式を保有すること。
② この場合, 国内資源の利用を目的とするプロジェクトを優先し, その他は当該プロジェクトが商業採算ベースにのる場合に資本参加が考慮される。

ホ. 活動状況 ; 1 9 6 6 年末現在の融資承諾累計額 1.9 百万ポンド
対象プロジェクト 2 5 件
内 訳 国内原材料加工業 5 0 %
建設, ホテル, 運輸業 3 0 %
そ の 他 2 0 %

ヘ. 融資条件 ; 資本参加最低額 1 0 千ポンド
貸付期間 5 ~ 1 0 年
貸付金利 年 7.5 ~ 8 %

(3) IPS (East African Industrial Promotion Services Ltd.)

イ. 設 立 ; 1 9 6 3 年
ロ. 資 本 金 ; 3 百万ポンド
ハ. 出 資 者 ; Aga Khan
Ismaili 財団
NDC

ニ. 目 的 ; 外国および国内資本家との 3 者共同出資方式に基づいて, 採算ベースにのり, 人種を超えた東アフリカ企業を育成し, 促進すること。

ホ. 業 務 ; ① 資本参加

② コンサルタント

ヘ. 活動状況 ; 1965年末現在の総投資累計額 2百万ポンド

活動範囲 薬品, エアゾール, 針金, 釘, 毛布, スーツケース, 各種衣類

ト. その他 ; I P Sはその本部をスイスにおき, タンザニアはいわばその支部としての役割を果たしており, ケニア, ウガンダにも同様の支部を有している。

(4) 東アフリカ開発銀行 (East African Development Bank)

イ. 設 立 ; 1967年12月予定(1967年6月調印, 同年12月発効の東アフリカ3国新共同体条約を根拠とする)本店はウガンダのカンバラに設置される。

ロ. 資 本 金 ; 12百万ポンド

ハ. 出 資 者 ; 東アフリカ3国(均等) 50%

外国援助 50%

ニ. 目 的 ; ① 金融上, 技術上の援助を与えることによつて, 域内の工業開発を促進すること。

② とくにタンザニアとウガンダの工業水準をケニアの水準にまで引上げること。

ホ. 対 象 ; ① 対象工業は, 製造業, 組立業, 加工業に限定され, 建築, 運輸または観光事業は対象とされない。

② 健全金融を建前とし, 経済的に, 技術的に健全なプロジェクトのみを対象とする。

4. 資金調達

タンザニア市場に対する企業進出においては, 相手方の選択が, まず一番大きな問題となる。経営手腕, 道義的責任感の面での評価もさることながら, その相手方が実際に投資資金および運転資金をもっているか, または他からそれを融通できるかどうか, といういわゆる資金調達能力も選択基準の大きな要素となろう。

ところでタンザニアは, 民間の資本蓄積は皆無と云つてよい。タンザニアの流通機構を全面的に把握しているインド, パキスタン系商人, すなわち印僑は確かに大量の資金を抱えているようであるが, これとても殆んどが商業資本であつて, 産業資本として投下されている量は微々たるものである。近年政府の積極的な工業政策と相俟つて, 印僑資本の産業分野への進出がI P Sなどを中心にある程度進行し, 一つの有力な環境が形成されつつあると思われたが, 1967年2月の国有化措置は, 印僑の工業投資意欲に水を差し, かかる資金の流れを完全にストップさせる結果となつた。タンザニア市場が国有化宣言を契機に, 印僑資本ばかりでなく外国資本の活躍し難い環境に一変したことは否めない事実であろう。このため, その緩和策として, タンザニア政府が1967年9月声明を発表して, 内外の如何を問わず, 民間資本の進出の場を明確化し, それと同時にその活動を保証したのはむしろ当然の措置であつた。

民間の投資分野においても、N D Cによる資本参加が望まれている。N D Cの資本参加については二つの要因があつて、一つは基幹産業、または重要産業とみられる分野に対する積極的かつ能動的な資本参加であり、他は他からの要請に基づくもので、いわば受動的な資本参加である。前者が国策に則つた投資活動で常に50%以上のシェアを目標としているのに対して、後者の場合は商業ベースを基に採算を重視した投資活動で、20~30%程度のシェアを確保しておきたい意向の模様である。したがつて、外国の民間投資家がタンザニアに進出する場合は、少なくとも当面は、N D Cと緊密に接触することが、国の政策にも合致し、また有力な手段になるものと思われる。N D Cの資本参加は、単に投下資本の量的節約が計られるという効果だけに止まらず、業務開始後の運転資金をN D Cから引き出し確保できるという可能性が強化されたことを意味し、この点に最大のメリットがあるといふことができよう。

第 5 章 経 済 開 発 5 ケ 年 計 画

タンザニアでは、1963年度までの経済3ケ年計画に引続き、現在1964年7月から69年6月までにわたる経済開発5ケ年計画を実施中である。

この計画は、1980年までの長期計画の1段階であり、本計画が終了すれば引続き第2、第3の計画が80年まで継続されることになっている。

これらの一貫した経済開発では、政治的な独立を経済的にも実現させることを窮極の目標として、貧困の克服、技術者の養成、平均寿命の向上等を果すため、運輸通信、教育、農業、電力、住宅部門等の経済社会基礎部門に対する投資が多い。また経済政策的には、経済構造のバランスを確立するため、農業生産をより増大させ、これをCash Economy化するとともに、従来の輸入一辺倒の経済体制を建直すため工業製品の輸入削減（国内工業の振興）に努力することを主要テーマにしている。

経済開発5ケ年計画の特色は、まず1980年における長期目標時点の1人当りの国民所得を45.1ポンド（1961年では19.6ポンド）にすることを目標に標に掲げ、国民総生産の年増加率を6.7%（鉱工業部門14.8%商業部門8%農業部門7.5%）を見込んでいることである。

工業部門については、輸入代替産業の育成と加工業の拡大をはかることとしており、国内生産工業については合弁企業についても、原材料の輸入関税の払戻しをはじめ各種税法上の特典を設けて保護したり、また加工業についても作業場アパートをNDCが80%を出資する公的機関で建設し、これにコッティジ・インダストリーを入居させる等の施策を行なっている。

5ケ年計画でとくに政府が積極的に力を入れている業種では、綿織物、縫製品、乗用車組立、自動車タイヤ、チューブ、製紙、石ケンおよび洗剤、かばん、袋物、ラジオ組立、ミシンなどである。これらのなかにはすでにわが国企業との合弁企業もしくはわが国企業の単独進出等により操業中または工場建設中のものもある。

そのほかタンザニア政府では、同国産の一次産品の加工についても熱心であり、現在行なわれているサイザルからロープおよびワインの製造を行なうことに加え、綿紡一貫工場の設置を始め、インスタントコーヒー、キカシュ・ナツ加工、砂糖精製、スターチ製造、ビーンズ缶詰等の工場の設置を企画している。

一方農業部門については、農業生産の拡大と農業協同組合の役割が強調されており、とくに後者については第一次産品の加工を協同組合工場において行い、附加価値を高めることを主眼として、協同組合の振興と組合工場の育成をはかることとしている。農業生産の拡大については、現在の主要耕作地帯であるキリマンジェロ山麓およびビクトリア湖周辺の他に、1980年までにPangani, KilomberoおよびWami川の沿岸地帯に5000人に及ぶ移住開拓を計画し、生産の増大をはかっているといわれている。

商業部門においては、道路の整備を強化して流通の活発化をはかるとともに、一次産品の流通促進と小売段階での協同組合の拡大計画が重要視されているとみられる。

また社会部門においては、1980年までに現在は外国人に頼っている管理職要員をタンザニア人

で占めるように教育および各種訓練を促進するとともに、平均年令を高めるための医療機関の充実を重点的に行なうこととしている。

以上のようにタンザニアにおける経済開発 5 ケ年計画は、同国の国勢からみればかなり積極的な方針を打ち出しているにもかかわらず、同計画で 1 人当りの国内総生産の年間増加率を 4.3 % と見込んでいるが、人口の増加率（約 2.3 % と予想）を考慮すると国内総生産は前述のように年 6.7 % の成長率となり 1960 年から 62 年の実績 4.5 % に比較し過大と思われる点や、資産調達面においても、その過半を外国資金に依存し、とくに中央政府の資金調達については 78 % を外国援助に頼ることとしていることなど、計画達成の上で危惧を感じられる点も多い。1966 年 12 月末の投資達成率は第 5-1 表の通りである。

第 5-1 表

1966 年 12 月末での投資達成率

1966年12月末までの投資実績						
Minstry	1964年7月~ 1966年12月 投資実績 シリング	達成立 %	構成比 %	5カ年計画 目標 シリング	3カ年計画 繰越分 シリング	全計画目標 シリング
Devplan	1,045,541	—	0.21	—	—	—
Vice President office	940,598	—	0.19	—	—	—
External	1,865,628 (3110)	0.37	6,000,000	—	6,000,000	
Healthmin	4,546,970 (1430)	0.92	31,000,000	—	31,800,000	
Home	23,558,365 (410)	4.77	56,000,000	14,856,000	57,485,600	
Communication and works	131,859,933 (33.36)	26.72	362,180,000	33,132,300	395,312,300	
Husbandry	42,567,675 (33.74)	8.65	120,520,000	5,650,000	126,170,000	
Commerce and Co-operatives	2,138,554 (8.10)	0.43	5,460,000	2,100,000	26,460,000	
Education	96,990,666 (33.52)	19.65	280,000,000	9,340,000	289,340,000	
Landsurvey	86,594,242 (20.58)	17.55	416,700,000	40,500,000	420,750,000	
Comonanty Developmont	5,723,625 (17.45)	1.16	32,780,000	11,800	32,791,800	
Housing	13,115,241 (24.29)	2.66	40,000,000	14,000,000	54,000,000	
Industry, Mines and Pouser	2,500,859 (3.80)	0.51	13,280,000	5,246,400	65,744,000	
Labourmin	1,270,922 (25.70)	0.26	3,980,000	966,000	4,946,000	
Defence and National Service	22,624,806 (36.46)	4.57	62,060,000	—	62,060,000	
Treasury	26,000,041 (866.68)	5.27	3,000,000	—	3,000,000	
Estabs	—	—	—	—	—	
Gudiciary	1,168,419 (36.54)	0.24	2,200,000	998,000	3,198,000	
Information and Tounism	26,325,581 (126.10)	5.33	9,880,000	11,000,000	20,880,000	
Utawala	2,654,250	—	0.54	—	—	
Total	493,491,916 (30.84)	100.00	1,445,840,000	154,097,700	1,599,937,700	

(出所) Background to the Budget

第6章 電力・輸送等の産業基盤および作業場アパート

1. 電力、輸送等の産業基盤

タンザニアにおける電力事情は、開発された都市周辺および政府の指定する工事指定地域では豊富で、その単価は使用電力量によって異なるが、1KW/h 当り5円から10円程度であり、現地企業では不自由していない。また重油については、1ガロン47円程度となっている。水についても開発された地域では水道があり、ところにより料金の高い安いがあるが、量としては問題はないようである。

とくに工業用地については、政府の工事振興政策の反映として工業指定地域では非常に安く入手できる。ダレスサレム周辺の或る企業では16500m²の土地を年間25万円で99年間借用しており、また別の企業では最近進出したので若干単価があがり、9900m²の土地を年間55万円程度で借用している。

工事指定地域の土地の所有権を企業が獲得することはできないが、借用期間が長く（99年間）かつ指定地域以外は立地条件が悪いことなどからほとんどすべての工場がこの指定地域に集中している。

交通については、タンザニアは海と湖に囲まれ、一般に便利であるが、奥地から港を結ぶ輸送には問題がある。また鉄道は3本あるが、一次産品をこの鉄道の路線まで運ぶことについても困難があり、今後の道路鉄道等の開発が重要視されている。しかし工業立地が可能な主要都市間では、道路、鉄道、空路および電話等の便が一応整備されている。

2. 作業場アパート

タンザニアでは、中小規模工業以下の零細業者についてSocial Pilot Plan という計画があり、これによって手工業分野の企業についてCottage Industryの振興やTraining Center等を運営している。この計画は、1966年にインド政府が調査団を派遣してタンザニア政府に協力、策定したものである。

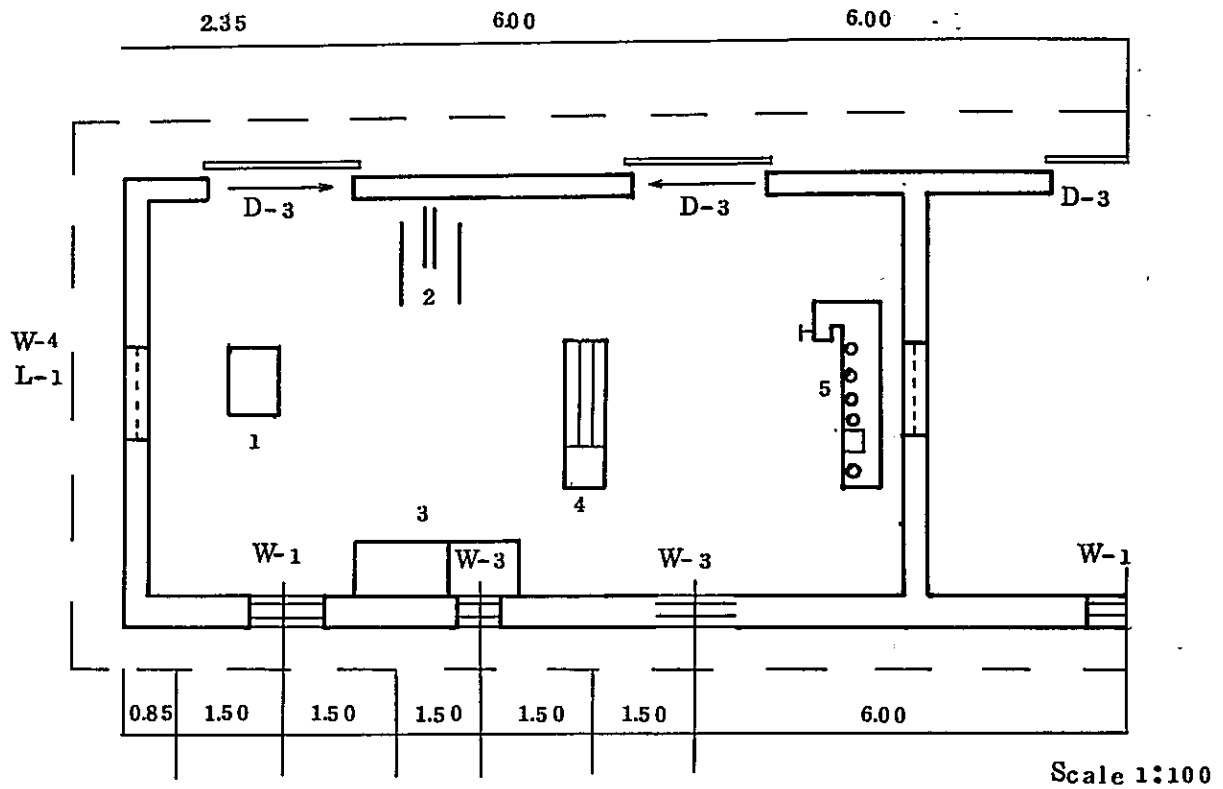
この計画によってタンザニア政府ではダレスサレム郊外に第6-1図のような作業場アパートを建設し、運営している。このアパートの直接の管理は、NDCが80%、WDC (Workers Development Corp) が20%の出資を行っている。National Small Scale Industry Corp.という会社が行っており、140ユニットの作業場を設置して、1ユニットにつき、月30シリングで零細業者に賃貸している。現在バケツ、フルイ、ランプ、家具等の加工業者が80軒程入って操業しており、これらの業者は従来市街の商住宅地にあつて公害（主として騒音）の対象になっていた業者である。

NSICはこれらの建物を建設し、極めて安い価格で賃貸するとともに、バス、トイレ等の共有施設を運営し、資材の共同購入の斡旋を行なっている。

この作業場アパートの他前記計画では、工業用地の建設を企画しており、すでにダレスサレム周辺に14エーカーの土地を確保している。この用地には、共通設備としてサービス工場、オフィス、トイレ等をNSICが経営することとなっている。

政府ではダレスサレムのほかに、将来モウシ、アリユーシヤ、タンガにも工業用地を造成することを計画中である。

第6-1図 作業場アパートの1ユニット



- 1 Circel Saw
- 2 Band Saw
- 3 Planer
- 4 Wood-Lathe
- 5 Jointers Bench

第 7 章 労働・雇用条件

タンザニアの雇用者総数は、66年度で336497人であり、その就業部門では農業が極めて多い。最近3年間の業種部門別の雇用者数は第7-1表のとおりであるが、製造部門商業部門および運輸通信部門における就業者が急増しているのが目立っている。

第7-1表 タンザニアにおける雇用者数

産業部門別	雇 用 者 実 数			1969年度における雇用者数の計画水準
	1964年	1965年	1966年	
企業部門				
農 業	153410	127336	114319	187600
鉱 業	7755	7100	5923	8530
製 造 業	22594	24518	28459	41300
建 設 業	11541	14231	13303	19700
公 益 事 業	1820	2096	2092	2830
商 業	17341	17843	20935	22300
運 輸 通 信	9344	10215	11878	12530
サ-ビス業	23651	22997	25046	34150
企業部門合計	247456	226366	221955	328940
公共部門合計	103801	107419	114542	126500
総 計	351257	333755	336497	455440

(出所 Background to the Budget 1967~68)

また、雇用者数および雇用者の所得を、タンザニアの各地方経済圏別に最近3カ年の動勢をみれば第7-2表のとおりである。

第7-2表 タンザニアの経済圏別雇用者数と所得

経 済 圏 別	雇 用 者 数			賃 金 (百万シリング)		
	1964	1965	1966	1964	1965	1966
ZoneI:						
Dares Salaam	46640	54604	59124	251	314	372
Coast and morogoro	52422	48253	45463	103	120	132
ZoneII:						
Tanga	80729	69516	65426	178	168	168
Arusha and Kilimanjaro	59073	50381	51509	133	134	144
ZoneIII:						
Mtwara and Ruvuma	20159	18596	20502	48	53	60
ZoneIV:						
Iringa and Mbeya	28350	28996	29753	57	64	72
ZoneV:						
Jabora and Kigoma	18852	14632	15122	44	48	48
ZoneVI:						
Mwanza, Mara, Shinyanga and West Lake	36559	36512	37269	128	133	144
ZoneVII:						
Dodoma and Singida	11473	11262	12329	33	36	36
計	351257	333755	336497	975	1070	1176

(出所 Background to the Budget 1967~68)

タンザニアでは工業の開発が極く最近のことであるので、イラン以上に熟練労働者が不足しており、一方未熟練労働者は過剰の状態である。しかし、イランでみられるような技能工の移動による問題は、当地では企業数が少ないので、現段階では起こっていない。

労働の質は、一般に現場従業員では大部分が学歴がないか、または小学校卒程度であり、労働生産性についても、日本の6~7割程度といわれているが、単純な手作業ではそう問題はないという企業もあった。

このような状態であるので、現地の企業ではマネージャーおよび技師等は、純国内資本による企業であると合併企業であるとを問わず、外国人に依存する割合が非常に高く Servey of Industry :

1965年によれば、10人以上の従業員を有する全ての業種の企業で、これら外国人のマネージャーおよび技師等が全構成員に占める割合は39%に昇っており、労働者の数でも6%に及んでいる。

労働関係法は整備されていて、雇用契約、労働時間、給与、休暇、社会保険等については先進国と同様に法定されており、大部分の企業が就業規則を設けている。

労働時間については1日8時間、週48時間であるが、昼食のための休けいが20~30分と短い企業が多い。2交替、3交替で操業を行なっている工場もかなりみられるが、残業については、ウィークデイ50%、日曜、祝祭日100%と手当がはね上ることと、また従業員自身に意欲のないこともあって、一般にあまり行なわれていないようである。

賃金は比較的低賃金で、現地で調査を行なった企業の平均初任給は1万円前後であった。この初任給は、最低賃金法により業種別に定められているが、その金額は、6000円から8000円と極めて低く、実情はそれよりも高い初任給および、昇給等がNUTAと称する労働組合との交渉によって決められている。しかし昇給についてみると毎年10~15%上げる企業もあるかと思えば、数年据置きという企業もあり、雇用関係の面でまだ揺籃期の面も見受けられる。

現地企業で働く外国人マネージャーおよび技師の給与は15~20万円程度でその他に宿舍、通勤のための自動車などが会社負担という企業が多いようである。

労働組合は、前記のNUTA (National Union of Tanganyika Workers)と称する全国組織の労働組合があり、これに政府も援助指導を行なっている。組合員資格は自動加入であり、従業員10人以上を雇用する企業では、組合費3シリング(月)を組合員が納め、10人以下の企業の組合員は無料となっている。各企業内にはこのNUTAの支部があり、組合員の解雇についてはこれとの交渉を要するが、通常3回以上の解雇理由を有する従業員の解雇は、問題なく行なえるようである。

現在NUTAとの間に毎年行なわれる交渉項目には、従業員の雇用期間、給与支払いの方法(月給制が多い)、解雇(通常1カ月前に予告)、賃金、病欠の取扱い、能率基準(これを決定すると基準以下の者は解雇理由になる)、勤務時間、年次休暇等がある。

なお、社会保険については法定されていて、掛金は従業員給与の10%を、会社側5%、本人5%の割合で納めることとなつている。

第8章 企業進出

1. 経済人口の把握

タンザニアの人口1,015万人、ケニア人口729万人と共に余り多い人口ではない。したがって単一工場を此等各々の国に建設する場合は自づから生産規模の点で経済性が伴はない商品もある。単一工場として経済性が伴っているものには毛布、Yシャツ等の繊維製品が目立つが、此等は原材料を輸入に依存して居るので言うならば仕上加工の工場である。

東アフリカ3ヶ国（ケニア、ウガンダ、タンザニア）を共同市場としての経済人口の把握の一例は別項“中小規模工業設立に対する一つの試案”を参照されたい。

2. 相手投資家の選択

何れの国に於ても相手投資家として資力、能力を有するのは印バ系商人の中から撰ばなくてはならぬ程此等の国の経済を掌握しているのは印僑と称されるインド、パキスタン系商人である。

しかし乍ら経済開発計画を各々の国の政府が持って居り此等計画の実施機関としてのN D C (National Development Corp, Tanzania) およびケニアのICDC (Industry and Commercial Development Corp Kenya) が業種によっては相手投資家と撰択し仲介する場合もあり、時には此等の機関（タンザニアのN D C ケニアのICDC）自ら相手投資家として合併企業を行なう機能を持つているので直接接渉する事も考えられる。とくにタンザニアのN D C が直接又は間接的に資金部面で関係している企業数は1965年度のFirst Annual Report and Accountsによれば45企業にもおよんでいる。

其他此等政府関係の投資育成機構とは別にI P S (Industry Promotion Service) と云う印バ系の私的投資会社があり、東アフリカの産業投資に貢献しているが、アガ、カーン財閥を背景として強力な工業化推進の実をあげている。現在とはとくに中小規模工業新設への投資に興味を持って居り広く海外からの協力を呼びかけている。

3. 流通機構

両国の一般流通機構を支えているのは約50—60年前道路開発及び鉄道敷設工事のためインドから渡って来た労務者達の二世乃至は三世のインド、パキスタン系商人で、一般に印僑と称されている。

彼等は宗教的にも経済的にも団結が強く、其の入植時代から何等かの血縁関係を持つ者の数も少くはなく、相互依存の関係事情を伴って、彼等独自の社会的、経済的地位を形成している。

然し乍らタンザニアおよびケニアの独立以後、さらにはAfricanizationの政策の進展により、彼等印僑に対する政治的圧迫は何等かの形で遂次その経済活動を鈍化させている。其の主な理由の一つとして印僑の大部分が未だに英国の国籍から離脱してタンザニア又はケニア国籍に入籍していないため経済活動の根拠が英国の主要銀行を通じて行なわれ、タンザニア及ケニアの国内経済に外貨面でも余り貢献していない事等が挙げられる。

ケニヤ、ウガンダ、タンザニア 3 国国内に於いては国柄は異なるけれども紙幣に関しては共通で使用する事が出来る。硬貨の共通性は無い。

一般商品の流通は其の大半がインド、パキスタン系商社により輸入されたものがインド商人により小売されている形態が主で、最近毛布、Ｔシャツ等の日用品が国産化されて居るが、此等のメーカーの主な取引先の大部分はインド、パキスタン系商人である。

第 9 章 関連産業・設備機械および材料部品の入手

タンザニアおよびケニア両国にある現存工場に於いては現地で機械部品の入手は困難であると云えよう。

殆んどの工場に設備されている機械および施設等はその工場の設立経過から英米独伊それに日本と同一製品を作っている競合工場と雖も同種の機械施設を使用していないので、機械メーカーを始めとしてとくに部品に至っては経済性が伴わず現在では皆無の状態である。したがって大半は輸入しているが、とくに輸入規制はないので工場の運営に支障を来す事はない。

また原材料についても自由に輸入することが可能であり、原材料の外貨割当が得られなくて工場がとまるというような例はほとんどない。

第10章 工業化の現況

タンザニアの工業についてみると、1965年従業員数10人以上の全企業数は第10-1表のどとく569である。この内最も企業数の多いのは紡績、織物で28%、ついで食品（主として加工）が22%、木製品（家具を含む、主に合板）16%、自動車（主に修理）13%となっている。従業員数合計は45,523人であり、これを業種別にみると最も多いのがやはり紡績、織物で48%、次が食品で20%、木製品（家具を含む）9%、自動車（主に修理）6%である。

第10-1表 業種別企業数、従業員数、受電能力、電力消費量および出荷額（1965年）

従来台数 10名以上の企業

業 種	企 業 数	従 業 員 数	受 電 能 力 (KW)	1965年の電 力消費量 (千KWh)	出 荷 額 (千シリング)	%				
						1	2	3	4	5
食 品	125	9,223	29,214	13,364.4	395,833.8	22	20	27	18	30
消 涼 飲 料	11	614	2,261	4,661.9	49,275.8	2	1	2	6	4
タ バ コ	3	1,097	980	906.2	19,307.9	0	2	1	1	1
紡 績 、 織 物	158	21,911	57,216	42,816.2	533,695.8	28	48	53	57	40
はきものおよびシャツ等繊維製品	10	1,083	879	951.3	23,164.2	2	2	1	1	2
木 製 品 (家具を除く)	73	3,492	6,990	2,143.4	37,732.9	13	8	6	3	3
家 具	17	440	837	1,254	5,810.6	3	1	1	0	0
紙製品、印刷、出版	22	813	633	648.8	20,027.6	4	2	1	1	1
皮 製 品	8	242	98	19.2	32,808.3	1	1	0	0	3
ゴ ム 製 品	5	104	266	56.5	3,229.2	1	0	0	0	0
化 学 製 品	18	709	2,192	2,200.7	59,677.9	3	2	2	3	5
非金属、鉱物	9	428	489	1,55.9	22,754.8	2	1	0	0	2
金属および金属製品	19	1,925	3,834	5,854.3	71,835.1	3	4	3	8	5
機 械 (含補修)	12	423	942	248.2	12,055.5	2	1	1	0	1
自 動 車 (含補修)	73	2,625	1,125	736.1	35,598.2	13	6	1	1	3
そ の 他 製 品	6	394	1,127	451.9	8,341.9	1	1	1	1	0
合 計	569	45,523	109,083	75,312.4	1,331,199.5	100	100	100	100	100

(出所) Survey of Industry 1965.

1966年の純生産は271百万シリング(39百万ドル)で、これを従業員10人以上の企業の出荷額でみると、1,331百万シリング(190百万ドル)となっている。業種別では紡績・織物が40%、食品が30%、化学製品が5%、金属および金属製品が5%である。

また従業員数10人以上の企業について、従業員数の規模別にその分布を示すのが第10-2表(1965年)である。この表にみられるごとく、従業員数500人以上の企業は7社で全体の1%強にすぎず、大部分は日本の中小企業のカテゴリに入る。500人以上の大企業は食品2社、タバコ1社、紡績織物3社、シャツ等繊維製品1社である。

第10-2表 業種別、従業員規模別企業の分布(1965年現在)

業 種	合計	従 業 員 数				
		10-19	20-49	50-99	100-499	500以上
食 品	125	35	47	24	17	2
清 涼 飲 料	11	5	3	1	2	—
タ バ コ	3	—	—	—	2	1
紡 績 , 織 物	158	3	23	53	76	3
はきものおよびシャツ等繊維製品	10	2	4	1	2	1
木製品(家具を除く)	73	23	26	19	5	—
家 具	17	11	4	2	—	—
紙製品、印刷、出版	22	10	8	2	2	—
皮 製 品	8	2	5	1	—	—
ゴ ム 製 品	5	3	2	—	—	—
化 学 製 品	18	9	5	2	2	—
非金属、鉱物	9	3	3	3	—	—
金属および金属製品	19	10	1	1	7	—
機 械(含補修)	12	5	5	2	—	—
自動車(“)	73	24	37	9	3	—
そ の 他 製 品	6	2	2	1	1	—
合 計	569	147	175	121	119	7
%	100	26	31	21	21	1

(出所) Survey of Industry 1965.

同じく従業員数10人以上の企業について、その創立時期を1表にしたのが第10-3表である。1961年以降年々30~40社が創立されており、スローペースながら着実に工業化が進んでいる様子がうかがえる。

主要産業の生産の推移と1965年の細目生産実績を第10-4表および第10-5表に示すがビール、織物、ペイント、合板、サイザルロープについてはこの数年著しく伸び、これらの品目の1965年~66年の生産の伸び率は30~150%に達している。次に65年について生産金額が1千万シリング(1.4百万ドル)以上の品目をあげてみると、以下のようになる。

第10-3表 業種別、生産開始時期別企業の分布（1965年現在）従業員数10名以上の企業

業 種	合 計	生 産 開 始 時 期							
		1949and before	1946- 1956	1957- 1960	1961	1962	1963	1964	1965
食 品	125	15	47	24	8	8	7	6	10
清 涼 飲 料	11	4	3	-	3	-	1	-	-
タ バ コ	3	1	1	1	-	-	-	-	-
紡 績 , 織 物	158	50	46	20	3	9	13	12	5
はきものおよびシャツ等繊維製品	10	-	2	1	-	2	-	-	5
木製品 (家具を除く)	73	10	25	8	10	2	8	7	3
家 具	17	1	10	3	-	-	1	-	2
紙製品,印刷,出版	22	-	11	2	2	1	3	2	1
皮 製 品	8	4	3	-	-	-	1	-	-
ゴ ム 製 品	5	-	-	2	1	-	1	-	1
化 学 製 品	18	-	9	2	-	3	-	1	3
非 金 属 , 鉱 物	9	1	4	1	-	1	-	1	1
金属および金属製品	19	1	4	1	2	1	4	-	6
機 械 (含 補 修)	12	1	3	3	1	-	1	3	-
自動車 (")	73	11	24	19	4	4	3	4	4
そ の 他 製 品	6	2	-	-	-	2	1	-	1
合 計	569	101	192	87	34	33	44	36	42
%	100	18	34	14	6	6	8	6	8

(出所) Survey of Industry 1965.

第10-4表 主要産業の生産の推移

業 種	単位	1963	1964	1965	1966	65~66 の変化率
ビール	1,000ガロン	1,962	2,249	2,673	4,137	+ 54.8
織 物	1,000ヤード	5,863	8,552	11,663	16,610	+ 42.4
巻タバコ	百万本	1,144	1,535	1,869	2,049	+ 9.6
ペイント	ガロン	95,357	96,981	162,573	221,020	+ 35.3
合 板	1,000平方フィート	2,004	6,573	7,794	10,247	+ 31.5
サイザルロープ	ト ン	—	658	4,162	9,965	+139.4
製 材	1,000立方フィート	3,676	4,675	5,029	5,029	+ 0.0
小 麦 粉	ト ン	28,378	29,818	38,433	39,714	+ 3.3

(出所) Background to the Budget

第10-5表 1965年の品目別生産

品 目	単位	生産量	生産金額(千シリング)
かんづめ肉	ト ン	8,599	37,411
ミ ル ク	ト ン	235	3,173
バ タ ー	—	—	584
チ ー ズ	ト ン	24	123
フルーツジュース	ト ン	119	371
かんづめジュース	ト ン	314	829
トウモロコシ粉	ト ン	49,046	33,978
小 麦 粉	ト ン	37,669	40,455
米	ト ン	15,416	20,151
家畜用食物	ト ン	14,465	4,983
バ ン	—	—	9,826
砂 糖	ト ン	65,753	66,527
綿 実 油	ト ン	13,558	19,438
ヤ シ 油	ト ン	4,768	11,367
茶(未ブレンド)	ト ン	4,965	33,523
茶(ブレンド済)	ト ン	929	8,326
コ ー ヒ ー	ト ン	175,687	—
カシューナッツ	ト ン	120	887
豆 類	—	—	7,290
ビ ー ル	1,000ガロン	3,592	33,252
清 涼 飲 料	1,000ガロン	1,592	7,306
巻タバコ	1,000,000本	1,868	14,908
葉タバコ	ト ン	1,713	—
綿 花	ト ン	55,202	—
サイザル麻	ト ン	161	227,920
綿 織 物	1,000ヤード	5,917	11,372
レイヨン織物	1,000ヤード	5,594	12,888
毛 布	—	—	8,925

品 目	単位	生産量	生産金額 (千シリング)
編 み 物	1,000着	1,279	2,238
サイザルロープ	ト ン	5,866	10,255
ナイロン漁網	ト ン	106	3,723
は き 物	1,000足	1,458	5,920
シ ャ ツ 類	1,000着	1,904	14,623
ボール紙とタイル	1,000平方フィート	181	1,964
合 板	〃	7,889	3,359
家 具	—	—	5,810
建 具 類	—	—	8,844
本	—	—	2,825
新聞、雑誌	—	—	4,547
印 刷	—	—	6,551
家 畜 の 皮	—	—	21,570
山羊と羊の皮	—	—	13,555
酸 素	1,000立方フィート	4,428	240
アセチレン	〃	1,398	275
ペイント、ワニス	—	—	10,190
殺虫剤、殺菌剤	—	—	2,788
医 薬 品	—	—	1,921
石 け ん	ト ン	5,421	8,621
レンガとタイル	—	—	35
セ メ ン ト	ト ン	108,192	17,743
セメント製品	—	—	1,418
雲 母	ト ン	89	2,306
アルミシート	ト ン	332	2,119
波 型 鉄 板	—	—	32,575
ね じ , 釘	—	275	375
金属コンテナ	—	—	20,183
ほうろろ引き家庭用品	—	—	2,186
かみそりの刃	—	—	47
電気機械を除く機械	—	—	2,761
の製作と修理	—	—	—
自動車組立	—	—	1,502
自動車修理	—	—	33,352
金、宝石細工	—	—	1,841
プラスチック製品	—	—	3,598

(出所) Survey of Industry 1965.

以上の諸点からわかるごとく、タンザニアの工業は農産物加工が大部分を占め、製造工業はまだスタートしたばかりであるということが出来る。第10-1表にもどるが、従業員10人以上の企業全体での1965年の受電能力が11万KWと日本で言えばトヨタ自動車の本社工場と元町工場を合わせた程度であり、工業全体の規模が大体うかがわれよう。

つぎにこれらの企業の地域別分布をみると、第10-6表のようになる。やはりダレスサレム地区が一番多く31%で次いでタンガ地区20%、ムアンザマラ・シアンガ地区14%、アリユースィア、キリマンジエロ地区13%、モロゴロ地区11%である。従業員規模別にみても、これらの地区に大きい企業が多い。

第10-6表 地域別、従業員規模別企業の分布(1965年現在)

従業員 規模	企業 数 合計	ダレス サレム 地区	モロゴロ 地区	タンガ 地区	アリユースィア、 キリマンジエロ地区	ムトワラ ルブマ 地区	イリンガ メベア 地区	トボラ キゴマ 地区	ムアンザ マラ・シ アンガ 地区	ドドナ シンギダ 地区
10 - 19	147	55	12	24	21	5	10	4	12	4
20 - 49	175	56	18	28	20	7	7	5	31	3
50 - 99	121	35	19	25	18	4	3	3	13	1
100 - 499	119	24	15	34	13	3	8	1	21	—
500 以上	7	4	1	2	—	—	—	—	—	—
合計	569	174	65	113	72	19	28	13	77	8
%	100	31	11	20	13	3	5	2	14	1

(出所) Survey of Industry 1965.

政府は工業開発に強い意欲を示し、経済開発計画において工業生産を2~3倍にふやすことを考えている。その場合第3章に述べたごとくNDC(National Development Corp)を中心とする政府機関が積極的に投資を行なって働くことが計画されており、とくに重要産業については国有化政策にそつて50%以上の株式を政府機関が保有するという方針が打ち出されている。また重要産業以外でも政府機関が20~30%の株式を保有することがのぞましいとされている。

この政策は社会主義というよりむしろ、外国人の100%支配をさけ、タンザニア人企業家を育てるということが大きなねらいであるとみられている。

第11章 外国企業の進出状況

前述のようにタンザニア政府は重要産業の国有化という政策をとっている反面、外国企業の進出も歓迎している。外国企業の優遇と国有化政策は、外国系企業の株式の一部をNDC等の政府関係金融機関が取得するという形で調和をはかりつつある。

主な企業について外国企業の進出状況およびそれらの企業とNDCとの協力関係を示したのが第11-1表であるが、これにみられるように英国系の企業が多い。日本から進出しているのは丸喜商店(綿毛布)、平田紡績(漁網)、丸紅、ヤマヨ毛布(綿毛布)、岩井産業(シャツ縫製)、松下電器(乾電池)の5社である。

第11-1表 外国からの進出企業(日本以外)

ラジオ組立	オランダ(フリッツス)	よ り 糸	英 国
精 油	イタリー(エニー)とNDC(50%)	な め し 原 料	英国とCDC
織 物	中 共	除 虫 菊	"
"	仏	ホ テ ル	イスラエル
製 粉	ケニアとNDC	亜 鉛 鉄 板	印 度
かんづめ	英国とNDC(51%)	紙 製 品	"
製 かん	英国(NDCが参加を計画)	ビ ー ル	"
海ほう石	英国とNDC(55%)	砂 糖	"
砂 糖	オランダとNDCおよびIFC	計 画 中	
セ メ ン ト	英国とNDC(20%)	セ ン イ	仏(20%), 英(40%), NDC(40%)
サイザル	英国とNDC(50%)	ビ ー ル	印度とNDC
ビ ー ル	英国(NDCが参加を計画)	製 袋	イタリー(20%), NDC(40%) 現地(40%)
タバコ	"		

注 NDC=NATIONAL DEVELOPMENT CORP.

CDC=COMMONWEALTH DEVELOPMENT CORP.

さらに外国企業を含めた外国人のタンザニアに対する進出状況をもう少し詳細にみたのが第11-2表である。この表からわかるように569企業の内100%タンザニア人が支配している企業は32%にすぎず、逆に100%外国人が支配する企業が40%ある。残りの28%は外国人が何%かの株式を保有している。ここで云う外国人は外国企業以外に、タンザニア国籍を有しないインド・パキスタン人を含んでおり、またそれが大部分であるという点が注目に価する。

第11-2表 業種別、外国人の株式保有比率別企業分布（1965年現在）
従業員数10名以上の企業

業 種	企業数	外国人の株式保有比率					
		0	1-25	26-50	51-75	76-99	100
食 品	125	46	3	11	11	8	46
清 涼 飲 料	11	5	—	1	—	—	5
タ バ コ	3	1	—	—	1	—	1
紡 績、織 物	158	37	4	22	23	11	61
はき物およびシャツ等繊維製品	10	4	1	1	—	—	4
木製品（家具を除く）	73	27	1	6	5	6	28
家 具	17	6	—	—	—	—	11
紙製品、印刷、出版	22	10	1	3	1	—	7
皮 製 品	8	3	—	—	—	—	5
ゴ ム 製 品	5	—	—	1	1	2	1
化 学 製 品	18	4	—	1	2	3	8
非金属鉱物	9	1	—	—	1	1	6
金属および金属製品	19	6	1	2	1	—	9
機 械（含補修）	12	2	—	1	2	—	7
自動車（ 〃 ）	73	27	2	4	15	—	25
その他製品	6	2	—	1	1	—	2
合 計	569	181	13	54	64	31	226
%	100	32	2	10	11	5	40

（出 所）Survey of Industry 1965.

このインド・パキスタン人の問題はタンザニアの経済を理解する上に忘れてはならない点で、従来商業部門を完全ににぎっていたインド・パキスタン人が、工業化の進展につれて工業資本家に転向し外国企業との合併会社でもタンザニア側のパートナーは大部分これらのインド・パキスタン人となっている。また第11-3表は各企業の労働者、事務員、マネイジャー別にタンザニア人と外国人の比率を示したものであるが、とくに事務員、マネイジャーという高級従業員に外国人、（この場合もインド、パキスタン人）の占める比率が非常に高いという点（約40%）は注目に値する。

このような外国人とくにインド人、パキスタン人の産業支配の体制をくずし、タンザニア人（主としてアフリカ人）の企業家を育ててゆこうというのが、前述の産業国有化政策の大きな目的である。

第11-3表 業種別、タンザニア人従業員数およびアフリカ人従業員数（1965年現在）従業員数10名以上の企業

業 種	企業数	従 業 員 数					外 国 人 の 比 率	
		合 計		労 働 者		事務員およびマネージャー 外国人	合 計	労働者
		タンザニア人	外国人	タンザニア人	外国人			
食 品	125	7,705	586	7,174	242	532	7	3
清 涼 飲 料	11	537	89	487	53	50	14	10
タ バ コ	3	1,142	90	1,091	57	51	7	5
紡 績 , 織 物	158	18,814	1,698	17,321	1,232	993	8	5
はきものおよびシャツ等繊維製品	10	1,084	61	1,015	32	69	5	3
木 製 品 (家具を除く)	73	2,894	174	2,738	57	161	5	2
家 具	17	360	46	329	26	31	11	8
紙製品, 印刷, 出版	22	635	173	584	129	51	21	18
皮 製 品	8	172	35	154	12	18	17	7
ゴ ム 製 品	5	85	14	71	4	14	14	5
化 学 製 品	18	669	80	589	19	80	11	3
非金屬鉱物	9	425	19	389	3	36	4	8
金屬および金屬製品	19	1,574	275	1,469	102	105	15	7
機 械 (含補修)	12	335	84	318	62	17	20	16
自動車 (")	73	2,237	398	2,066	256	171	15	11
その他製品	6	350	71	328	48	22	17	13
合 計	569	38,519	3,893	36,118	2,334	2,401	9	6

出 所 Survey of Industry 1965.

第12章 タンザニアで設立の要望が大である中小規模工業

タンザニア商工省、経済企画庁との会談で明らかとなった業種は以下の通り

PVC電線

* ば け つ

* 鋼のチューブとパイプ

* 電 球

カーバイト

カーボン紙

PVCタイル

PVCフィルム

尿 素 樹 脂

自転車タイヤチューブ

* 小規模製紙

* くず紙からの製紙

バガスからのハードボード

* 染 料

* 魚 粉

* 製氷と冷蔵

* で ん ぶ ん

セロテープ

* 鉛 筆

ボ タ ン

こうもりがさ

* タ イ ル

床 タ イ ル

まほうびん

* アスベストセメント

* 石こうボード

* アスファルト

熔 接

* 印はとくに要望の大なもの。

各 論 第 Ⅲ 編

附 錄

第Ⅲ編 附 録

1 中小規模工業設立に対する一つの試案

東アフリカ3ヶ国は人口約2400万人であるが、経済対象人口としては商品別の相異はあるが一般的にみて約30%乃至40%程度と見なくてはならない。一例を挙げれば鉛筆の総需要数は輸入統計(下記)に見る如く過去3ヶ年に約2倍に達しているが、全人口から割出すと1人当りの消費数は約0.5本となる。しかし少くとも1人当り年間消費数を2本と見た場合其の対象人口は約500万人程度となり鉛筆に限っては全人口の20%程度が経済対象人口となる。(日本の場合1人当り年間11本位)

輸入実績

(単位グロス:144本)

1964年以降当りから文教政策

人口	国 別	1964	1965	1966
729	ケニア	29620	47260	55500
684.5	ウガンダ	13180	25170	22070
1015	タンザニア	13860	32650	38400
2428	3ヶ国合計	56660	105080	115970

が強く打出されたため需要並に輸入実績が伸びたと見られる。

従来の輸入品を相手国別並びに輸入価格(CIF)を検討してみると下記に示す如く安物から高級品と思われる鉛筆が輸入されている事が分

るが、大半は安物鉛筆と見て良い。高級物は全体の15~20%程度と思われる。主として会社、銀行等がその主な需要先で、学童一般用としては10シリング止りのものが80~85%を占めていると思われる。

中 共 (レート 20シリング=1008円)6シリング(約300円当グロス)

チェコスロヴァキア	7	(約350円 #)
日 本	8	(約400円 #)
ポーランド	8	(約400円 #)
ハンガリー	9	(約450円 #)
インド	10	(約500円 #)
西 独	22	(約1100円 #)
英 国	25	(約1250円 #)

日本と並んで鉛筆生産国である西独ものをさらに価格別に検討すると、下記の如き種類に分れる。

2級品	11シリング~	(約550 当グロス)
中級品	14~18シリング	(約700 円—900 円 当グロス)
事務用	28 シリング	(約1400 円 当グロス)
製図用	56 シリング	(約2800 円 当グロス)

中共ものの東アフリカ3ヶ国に占める割合は、下記に示す如く年々上昇して居り1966年の実績は約46000グロスに達している。

中共よりの輸入鉛筆の占める割合

国 名	1964	1965	1966
ケ ニ ア	17%	24%	28%
ウ ガ ン ダ	25%	34%	42%
タ ン ザ ニ ア	20%	45%	56%
合 計	20%	33%	40%

以上を総合して考察した場合3ヶ国を一つの市場と見た場合に於てのみ鉛筆工場の設立は可能である。ただし従来の輸入品の最低価格程度のものの生産が望まれ其の範囲内での経済性を伴なうものでなくてはならない。

現在東アフリカ3国は各々独自の経済開発の構想を持ち、敢えて競合する工業と雖も自国に有利と思われる工業の設立を熱望して居るので、鉛筆工業に関する限りはケニアに設立される事が木材(ケニヤンダー)の獲保が容易である事から、立地条件としては最も望ましいのではあるが、しかし前記の経済開発構想からすると必ずしもケニアに工場を建てた場合、3ヶ国と共同市場として考える事は危険であり、且つケニア国内での消費では鉛筆工業は需要過少のため成立しない。したがってウガンダおよびタンザニアにそれぞれ塗装、捺印、包装工場を建設し、ケニアより半製品を供給する方法がそれ等2国が鉛筆に関する自国産業を持っていると云う事で満足させ得るのではなからうかと思われる。3ヶ国政府が此処に云う提案を受入れた場合の条件として、各国共輸入禁止の足並を揃える事が東アフリカ地区に於ける鉛筆工業が成功するか否かにかかっている。斯様な保護政策により1年乃至2年を経過すれば其後は近隣諸国への輸出も可能となり、其の生産規模は従来の2倍若くは3倍のものが必要となる事は明らかである。近隣諸国において未だ鉛筆工場を持っていない国とはエチオピア(2160万)、スーダン(1210万)、ローデシア及びニアサランド(852万)、モザンビク(638万)、南阿(1612万)等で其の対象総人口は約6500万人となり、東アフリカ3ヶ国の約2.5倍となる。近隣諸国に於いて未だ鉛筆工場の建設が行なわれていないのはこれらの国の人口からして単独に工場を持つ事は不経済である事と木材の入手が困難である事、そして従来文教政策が余り強く打出されていなかった事等が考えられる。

鉛筆生産に於ける主要原材料の中、木材の占める比率は約25~30%にも達するので、自国内で木材を獲保出来るケニアはアフリカ全土を通じて最も恵まれて居り今後世界の鉛筆生産国として日米独英と共に台頭して来るのではないかと推察される。

ケニアは鉛筆用板としてこれを年間1億5千万円程度を1965年には輸出している。これは鉛筆グロス換算約100万グロスである。

日産500グロスの機械設備(年間約15万グロス生産)に必要な投下所要資金に就いて試算した場合概要次の通りである。

1 (1) 土 地	10,000 sgft	200 万円
(2) 建 物	8000 "	1200 "
(3) 機械設備一式		4000 "
(4) 技術者派遣其他		500 "
		<u>5,900 万円</u>
年間所要資金		約 4000 万円
総所要資金		<u>約 9,900 万円</u>

2 生産コスト

(1) 人件費

イ 生産関係

技術指導者	1名	年間	400万円
現地支配人	1名	〃	90万円※
職 長	1名	〃	60万円※
副 職 長	1名	〃	45万円※
作業員	12名	〃	220万円※
雑 役	8名		100万円※
			915万円

ロ 管理販売部門関係

支 配 人	1名	年間	180万円※
販売促進係	3名	〃	270万円※
経 理	1名		60万円※
事務員・タイピスト	3名		110万円※
			620万円
年間利益より従業員選付金を総給料額の10%とした場合			153万5千円
合 計			773万5千円

(2) 原材料費

10万グロス単位

芯	100円	当グロス	1,000万円
鉛 材(スラット)	135円	〃	1,350万円※
接着剤(所要数4800Kg)	250円	当 Kg	120万円
塗 装(〃 6000Kg)	500円	〃	300万円
捺印ホイール(〃 830ロール)	775円	当ロール	65万円
包装資材費	35円	当グロス	350万円※
動力費			75万円※
			3,260万円
不良率 5%			163万円
10万グロスの総原材料費			3,423万円
年間15万グロスの場合			5,134万円

(3) 修理保繕費 125万円※

(4) 建物管理費(保険料を含む) 150万円※

(5) 償却費及金利

建 物	48 万円 (25 年償却)
機 械 其 他	512 万円
計	560 万円
金 利 (年 8 % として計算)	
	9900 万円の 8 % 792 万円

3. 製造コスト (直接費、間接費を含む)

人 件 費	1,688.5 万円
原 材 料 費	5,134.5 //
修 理 保 繕 費	125 //
建 物 管 理 費	150 //
償 却 費	560 //
金 利	792 //
	8,450 //
一 グ ロ ス 当 リ	563. ³⁰ //

上記算出原価 563.³⁰ 円からすると、従来の輸入価格と比べると割高とはなるが、原材料費の中※のものは国内供給が可能である為の外貨約 70000 ポンドの流出を防ぐと共に、将来の輸出貢献度の高い産業である事をも考慮した場合、当初輸入禁止による保護政策を以て此の産業を獲保し、新規の設備投資を行わずに 2 交替制による生産数量の倍加を計る事が必要である。これによりコストは半減しないまでも 30~40% 安くなる。したがって生産開始と共に輸入禁止は勿論であるが、近隣諸国への輸出版売に全力を注ぐ事が急務であると思われる。

1964 年度に於けるケニヤシダーの鉛筆用スラットの輸出額が約 1 億 5 千万円相当あったものが 1966 年に於ける実績から見ると 3700 万円に急落して居り、外貨政策の面からも国産化を急がねばならぬ現状である。

2. 参 考 文 献

イ ラ ン

- o Iran Almanac, 1967, 1966
- o International Financial and Prospects of Iran, 1967, IBRD
- o Bulletin, Bank Markazi Iran
- o Iran, Country for Investment
- o Bank Markazi Iran Investors Manual, Bank Markazi Iran
- o Law, Regulations & Decree Concerning the Attraction and Protection of Foreign Investments in Iran, Bank Markazi Iran
- o Investment Guide to Iran
- o Functions & Policies, Industrial and Mining Development Bank of Iran
- o Annual Report, Industrial and Mining Development Bank of Iran
- o Annual Report, Industrial Credit Bank
- o Industrial Survey of Ahway -Economic and Technical Devision of Industrial Estates Authority

タ ン ザ ニ ア

- o Background to the Budget 1967-68
- o Annual Trade Report of Tanganyika, Uganda and Kenya, 1966; East African Customs and Excise
- o Industry in East Africa, 1966-67
- o Economic and Statistical Review; The East African Statistical Development
- o International Financial Statistics; IMF
- o Survey of Industries, 1965, Central Statistical Bureau
- o An Act to Give Protection to Certain Approved Foreign Investments and for Matters Incidental Therets, No. 40 of 1963
- o Investment Oppotunities in Tanganyika
- o Constitution and Function; National Development Corporation
- o The Aruska Declaration and TANU's Policy on Socialism and Self-Reliance; TANU
- o Synopsis of Tanation in Tanzania; Treasury

